平成16年(行ウ)第20号八ツ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件 原告 柏 村 忠 志 外20名 茨城県知事外1名 被告

原告最終準備書面(3)(治水上の不要性)

2009 (平成21) 年1月21日

水戸地方裁判所 民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 司 五. 來 則 男 博 之 同 坂 本 同 広 田 次 男 上記谷萩陽一訴訟復代理人 弁護士 丸 Щ 幸 司 外

原告最終準備書面の構成は、以下の(1)~(7)のとおりであり、本 書面では、(3)治水上の不要性に関する主張を述べる。

- 1 最終準備書面(1) 財務会計行為論
- 2 最終準備書面(2) 利水上の不要性
- 3 最終準備書面(3) 治水上の不要性
- 4 最終準備書面(4) 危険性その1 (ダムサイトの危険性)
- 5 最終準備書面(5) 危険性その2(地すべりの危険性)
- 6 最終準備書面 (6) 環境に与える影響とその違法性
- 7 最終準備書面 (7) 公共事業としての不要性

第1	章	原告らの主張要旨	14
舅	1	はじめに	14
	1	利根川の治水計画と八ッ場ダムの位置づけ	14
	2	利根川の基本高水流量の決定方法	15
舅	3 2	原告らの主張の要旨	15
		カスリーン台風の実績流量は毎秒15000㎡であるから八ッキムは不要である	
	2 あ	貯留関数法に基づく基本高水毎秒2万2000㎡は著しく過大であるからハッ場ダムは不要である	
	3	総合確率法に基づく基本高水毎秒2万1200㎡は著しく過大	
	あ	るから八ッ場ダムは不要である	18

4	八斗島地点の流量は現在でも毎秒16750㎡であるから八ッ場	
ダ	「ムは不要である18	
5	八ッ場ダムは治水効果が極めて乏しいから不要である19	
6	本件財務会計行為の違法性	
第2章		1
第 1	原告らの主張は、政策判断に関する意見に過ぎず、主張自体失	
当	省である 21	
1	被告らがまとめた原告らの主張の要旨21	
2	被告らの反論	
第 2	基本高水のピーク流量について 22	
1	八斗島地点における基本高水のピーク流量について22	
2	カスリーン台風による洪水流量と現在の基本高水ピーク流量の関	
俘	後について24	
第 3	利根川の治水計画について26	
1	治水計画は長期間を要する26	
2	河道整備には限界がある27	
3	洪水調節施設をバランスよく配置・整備する必要がある27	
4	基本方針等に実現性がないとはいえない27	
第 4	<u>八ッ場ダムの治水効果について27</u>	

	1	被告らがまとめた原告らの主張の要旨27	
	2	原告主張に対する反論―八ッ場ダムの必要性28	,
第	5	最終準備書面の構成29)
	1	原告らの主張は政策判断に関する意見に過ぎないとの点について	29
	2	基本高水ピーク流量に関する点について30	1
	3	利根川の治水計画の実現には長期間を要するとの点について30	١
	4	八ツ場ダムの治水効果の点について31	
第 3	章	前提事実31	
第	1	八ツ場ダムの治水目的と地理的状況31	L
第	2	カスリーン台風後の改修計画32	2
第	3	昭和 55 年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要35	5
第	4	利根川治水計画における八ッ場ダム計画の位置づけ37	7
第4		カスリーン台風の実績流量は毎秒15000㎡であるから八ッ	
	場	ダムは不要である	
第	1	八斗島地点の実績流量38	3
	1	カスリーン台風時の実測流量の記録について38	,
	2	河道貯留効果を考えた場合には、最大でも毎秒15000㎡が妥	
	当	39)

第	2	昭和24	年の「上	流地点流	量の合算」	としての	毎秒170	0 0
	m³	について						41
	1 て						「政治決定	
	2 な						での「大氾	
	3	小括 実	ミ測流量か	らは毎秒	1 5 0 0 0)mが妥当		44
第 5	章	貯留関数	枚法に基づ	びく基本高	水毎秒2	万2000	m ゚は著しく	過大
	で	あるから	八ツ場ダ	ムは不要 ⁻	である			45
第	1	はじめに	:					45
第	2	昭和44	年の虚構	o 2 6 9	0 0 m³			47
	1 秒						流量(2690	
	2	虚構の毎	₩ 2 6 9	0 0 m³				49
第	3	昭和55	5年の虚構	の毎秒2	2000	n³		54
	1	昭和55	年には、	毎秒22	0 0 0 m³ 2	こされたこ		54
	2	虚構の毎	F秒220	0 0 m³	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			54
第	4	洪水流出	出計算は恣	意的なも	のである。			59
第	5	小括						60

第 6	章	総合確率法に基づく毎秒2万1200㎡は著しく過大であるか	
	6	八ッ場ダムは不要である	60
第	1	総合確率法について	.60
	1	総合確率法による計算結果	61
	2	総合確率法は科学的根拠が不明	61
	3 モ	総合確率法もカスリーン台風再来計算と同じ非科学的な洪水計デルを使用	
第	2	流量確率法による検証の欺瞞性	.63
	1	ゲタをはかせた実績流量によるまやかし計算	63
	2	実際の最大流量の経年変化	65
第	3	小括	.66
第 7	章	上流域での大氾濫はなく、「毎秒2万2000㎡」の出水は認め	め
	6	れない	66
第	1	はじめに一問題の所在	.66
第	2	利根川上流域での大氾濫の不存在一大熊孝証人による現地調査	
	の	結果から	. 67
第	3	現在の利根川上流の堤防状況と八斗島地点の洪水流量	.70
	1	現在の利根川上流の堤防状況	71
	9	八斗息地占の洪水滋島	79

第	4	河崎証言でも5000㎡の氾濫を否定している	73
第	5	大氾濫が言われ始めたのは昭和44年以降であること	75
	1	昭和24年時点にはなかった「大氾濫」が昭和44年に急済	
	I	「利根川百年史」より	, 75
	2	昭和38年から同40年に至っても、「1万7000㎡」は不	字在感
	を	·示していた	77
	3	群馬県内の氾濫に他人事の群馬県管理者	80
第	6	氾濫のまとめ一八斗島上流部に大氾濫は認められない	82
第	7	「毎秒2万2000㎡」の出水を証明できなかった河崎証言	‡ 83
	1	「毎秒2万2000㎡」に関する河崎証言とその意味内容	84
	2	河崎証言・説明のぶれ	87
	3	結局、国交省と河崎証人は、「上流部での氾濫」を説明できた。	なかっ
	た	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	89
	4	河崎証言の混迷は誰の目にも明らか	92
第	8	小括	94
第8	章	八斗島地点の流量は現在でも毎秒16750㎡であるからん	ヘッ
	場	。 は不要である	94
第	1	はじめに一問題の所在	94
筆	2	利根川の整備状況	96

	1	八ミ	上島	下活	陪記	は言	計画	高ス	水流	量ま	で	堤防	がは	既成	一 ス	} — ,	バー	-フ	ロー	は
	な	:V)	••••	• • • • •	••••		••••		• • • • •	••••	• • • • •	• • • • •	• • • • •		••••	••••	••••	• • • • •		96
	2	計画	画高	水流	走	+ 2	2 5	0 r	n³で	は、	堤	防天	端。	高よ	b 2	2 m.	以上	: 6 :	余裕	の
	水	:位	• • • • •		••••	• • • • •	••••			••••		• • • • •	• • • • •		••••	••••	• • • • •	• • • • •	• • • • • •	97
	3	烏丿	川水	系の	河	川東	整備	は単	线前	に行	わね	トて	レング	₹		••••	••••	• • • • •		99
第	3	ъź	スリ	ーン	ノ台	風 7	が再	来(して	も八	八斗	島て	゙゙は	毎秒	17	5 6	7 5	5 0	m³ の	
	出	水に	:止:	まる	•••	••••	••••		• • • • •	••••	• • • • •	• • • • •	• • • • •		••••	••••	••••	• • • • •	1	100
	1		•				-		•										ハイ	
	口	グラ	・フ ・		••••	• • • • •	••••	• • • • •		••••		• • • • •	• • • • •		••••	••••	••••	• • • • •	1	00
	2	上涉		での)氾	濫量	量は	不明	明だ	が、	八二	斗島	ってり	は毎	秒 1	L万	6 7	5	O m³	102
第	4	Г≨	事秒	27	ī 2	0 (0 0	m³ (は計	画値	で	あり) . :	将 来	のデ	可道	での	流	量」	103
	1	ſ∄	見況	でに	は八	斗島	島に	2 7	万 2	0 0	0 1	m³ は	来和	ない	<u></u>	:河	崎訂	言	1	03
	2	2 7	f 2	0 0	0 (m³ Ø	の計	算机	艮拠	資料	├ — (ほぼ	を	川で	の場	是防	高の	か	さ上	げ
	が	条件	i	• • • • •	••••		••••				• • • • •	• • • • •	• • • • •		••••	••••	••••	• • • • •	1	04
第	5	八	斗島	地点	₹ 1	万(6 7	5 (0 m	なら	ダ	Δ σ.	増	設は	不引	更で	ある	5	1	106
	1	ダム	ムの	目的	りは	<i>、)</i>	八斗	島 -	下流	部の	流	量•	水值	立の	低源	載に	ある)	1	06
	2	八じ	ツ場	ダム	ょも	下涉		の†	きめ	に造	is	れる	のつ	であ	る.	••••		• • • • •	1	07
	3	ダム	ム建	設♂	費	用対	対効	果力	から	のチ	`т	ック	••••					• • • • •	1	08
	1	ダル	な計	画~	\ D	批与	元 群	馬山	見の	反祭	į.								1	10

	5	八斗島地点1万6750㎡なら八ッ場ダムは不要である111
第	6	利根川上流部の河川整備は、さして進められていない 112
	1	国交省は、上流域の氾濫状況を調べようともしていない112
	2	利根川上流部の河川整備は大規模なものではない113
第	7	過去の「工事実施基本計画」における上流部の扱い一上流部の
	对	策の記述はわずか115
	1	河川整備基本方針ではダムを除いて上流部の記述がない115
	2	工事実施基本計画でも僅かな記述に過ぎない116
第	8	無用な施設建設への巨額の公費支出は明らかに違法である 117
	1	現況の河川管理施設の下では、計画降雨でも八斗島地点では1万
	6	7 5 0 ㎡に止まる117
	2	八斗島地点下流(中流部)では計画高水流量ならオーバーフロー
	は	ない118
	3	利根川上流部では大氾濫は認められない119
	4	氾濫はあっても大被害は起きていず、またダムは役に立たない120
	5	ダムは下流のために造られる121
	6	無用なダム建設の費用支出は明らかに違法である121
	7	治水上安全側に立った設定との主張について122
笙	a	小

第9章	八ッ場ダムは治水効果が極めて乏しいから不要である	123
第 1	カスリーン台風洪水における八ッ場ダムの治水効果はゼロ	I 123
1	利根川治水計画の基本はカスリーン台風の再来に備えるこ	
Ž	<i>5</i>	123
2	現実にはカスリーンが威風が再来しても八ツ場ダムの治水	効果は
<u>.</u> E I	当無	124
第 2	国土交通省の計算でも八ッ場ダムが役立つのはレアケース	125
第 3	机上の八ッ場ダム洪水調節計画	127
1	実績洪水よりはるかに大きい計画洪水流入量	127
2	机上の洪水流出計算モデル	129
第 4	実際の洪水で計算してみても八ッ場ダムの治水効果はわず	"かな
4	ちの	131
1	実際の洪水について国交省が八ッ場ダムの治水効果を計算	したも
C	つは皆無	131
2	過去 57 年間で最大の洪水における八ッ場ダムの治水効果に	はわず
7	なもの	131
第 5	小 括	133
第10	章 ダムによって八斗島下流の溢水を防止するという基本方	う針の
ı] 壊	134
第 1	国交省は2万2000㎡の来襲で34兆円の被害と喧伝…	135

	1	国交省は「2万2000㎡」が来襲すると説明してきた1	135
	2	国交省は「ダムの不足で首都圏に34兆円の被害が発生」と喧	伝136
第	2	国交省も実質はダム計画の終焉を認識している	137
	1	「2万2000㎡」来襲の大前提を欠いて、国交省の喧伝は空	
	分	7 解 1	137
	2	国交省も実質は「ダム撤退宣言」を発している	138
第	3	実際に治水目的を有するダムが幾つも中止になっている	139
第	4	小括	140
第 1	1 章	章 大熊意見書及び証言に対する反論に対する再反論	141
第	5 1	カスリーン台風の八斗島地点の実績流量一毎秒 17,000 ㎡は算	
	出	a.方法に誤りがある	141
	1	国土交通省の反論1	141
	2	再反論1	141
第	2	流出解析によるカスリーン台風洪水の復元流量	142
	1	当時の氾濫状況の調査をしようとしない国土交通省1	142
	2	計算モデルの検証を拒む国土交通省1	144
	3	再来流量 26,900 ㎡/秒の問題点は 22,000 ㎡/秒にも当てはま	る145
	4	実際にはあるハイドログラフを不存在にして氾濫図の作成を拒	む
	玉]土交通省 1	146

第	3	八ッ場ダムの洪水調節計画	. 147
	1	八ッ場ダム洪水計算モデルの現実との遊離	147
	2	総合確率法という言葉で計算モデルの現実との遊離を隠そう。	とす
	る	国土交通省	148
第	4	新たな洪水調節施設の必要性について	. 149
	1	大熊証言の「八斗島地点1万6750㎡なら八ツ場ダムは要り	うな
	V	い」の証言要旨	149
	2	国交省の反論要旨	150
	3	原告らの反論	151
第	5	基本高水流量を決めないままダム計画が進行していた事実があ	あ
	る		. 156
	1	国交省の反論	156
	2	原告らの再反論	156
第 1	2 章	章 八ツ場ダムは、茨城県に治水上の著しい利益をもたらすこ	とは
	な	: ()	160
第	1	茨城県が治水上の費用を負担するための根拠	. 160
	1	河川法 63 条 1 項の規定	160
	2	「著しい利益を受ける」ということの主張立証責任	161
鐘	· 2		162

図表 '	1 ~) 3 エラー! ブックマークが定義されていません
第13	3 章	まとめ166
第3	3	、括
3	3	医城県は、八ツ場ダムの効果についての検証もしていない 164
2	2	『城県が述べる八ツ場ダムの「著しい利益」162
	٢	はないことは明らか162
1	_	.れまでに述べてきたことから、茨城県が「著しい利益を受ける」

第1章 原告らの主張要旨

原告らが、訴状、第2準備書面、第4準備書面、第9準備書面において 主張してきた事実、そして本準備書面において主張する主要な事実の骨子 は次のとおりである。

原告らは、治水上も八ツ場ダムは不要であり、この建設に巨額の公金を 支出することは違法であると主張するものである。

第1 はじめに

1 利根川の治水計画と八ッ場ダムの位置づけ

本件の八ッ場ダムは、利水目的に加えて、洪水を軽減するという治水目的も有している。その内容は、利根川水系の吾妻川のダムサイト地点において毎秒2400㎡/秒の洪水をカットし、烏川合流後の利根川本流・八斗島地点における効果として平均600㎡/秒の洪水を軽減するというものである。

治水目的でダムを建設する場合、その前提として、当該水系の基準 点において、基本高水流量をどのように設定するか、計画高水流量を どのように設定するか、という2点が問題となる。この2つの概念は、 治水計画の根幹であり、正確に把握する必要がある。

基本高水流量とは、ダム等の河川施設が全くない状態での、各河川の重要度に応じた計画規模(100年に1回とか200年に1回など)の洪水で想定される最大流量を指す。但し、利根川本川の基本高水流量は、既往最大洪水と200年に1回の洪水の両面から求められ、2万2000㎡/秒とされている。

計画高水流量とは、計画規模の洪水が発生した時、河道にどれだけの洪水を流下させるかという計画流量である。現在の利根川の計画高水流量は16500㎡/秒とされている。

計画規模の洪水が発生した時、河道ですべて洪水を流下させることができれば問題ないが、すべての洪水を流すことができないとされれば、不足した分(すなわち、基本高水流量から計画高水流量を差し引いた流量)は、上流にダム等を建設することによって調節することとされている。利根川においては、

基本高水流量 2 2 0 0 0 m³/秒-計画高水流量 1 6 5 0 0 m³/秒 = 5 5 0 0 m³/秒

について、上流部にダムを建設して調節することとされている。本件 の八ッ場ダムも、この一部を担うものとされているものである。

2 利根川の基本高水流量の決定方法

では、この22000m³/秒という基本高水流量は、どのようにして 決まったのであろうか。

国土交通省が作成した「利根川の治水について」(甲B第15号証)によれば、利根川の基本高水流量は、既往最大洪水をもたらした実績降雨から推定(計算)されるピーク流量と、200年に1回の最大流量(1/200の確率流量)を比較し、いずれか大きい値を採用するものとされている。

その2つの計算の結果を比較して、より大きい値、すなわち既往最大洪水をもたらした昭和22年のカスリーン台風時の22000㎡/ 秒が基本高水流量とされたのである。

第2 原告らの主張の要旨

- 1 カスリーン台風の実績流量は毎秒 1 5 0 0 0 m³であるから八ッ場ダムは不要である
 - (1)まず、第1に、昭和22年のカスリーン台風の実績洪水流量は、八

斗島地点で毎秒15000㎡程度であった。これは、近傍の複数の観測地点の観測値を単純に合算した流量から、河道貯留効果を考慮した流量である。この考え方は、安芸皎一教授、富永正義元内務相技官、末永栄局長、大熊孝教授ら、その時代の代表的な学者や技官らの十分な根拠を示した見解とも一致する。

- (2) 大熊証人らによる現地調査結果を踏まえれば、昭和22年のカスリーン台風時に、利根川の八斗島上流部において河道からの大規模な氾濫で被害を受けた地域は少なく、実際の全氾濫流量は大きく見積もっても毎秒1000㎡程度である(この点は第7章で詳述する)。
- (3)従って、八斗島上流部でのこうした氾濫量を考慮しても、洪水ピーク流量は毎秒16000㎡程度にしかならない。
- (4) なお、国土交通省も、八斗島地点での実績流量が毎秒17000 ㎡であるという限度では、これを争っていない。
- (5) そして、カスリーン台風時の出水状況と今日のそれでは、大差があるわけではない。
- (6) これに対して、現在の計画高水流量、すなわち河道で流下させる 流量は16500 m²とされている。さらに、昭和22年のカスリーン台風以後現在まで、八斗島上流部において6つのダムが完成しており、八斗島地点において、合計毎秒1000㎡程度の流量 調節が可能となっている。
- (7) 従って、カスリーン台風が再来したとしても、その洪水に対しては十分に対応できる。「既往最大洪水」としてのカスリーン台風を対象として治水対策を講ずるのであれば、現在以上のダムは不要であることは明らかである。八ッ場ダムは不要である(第4章で詳述する)。

- 2 貯留関数法に基づく基本高水毎秒2万2000㎡は著しく過大であるからハッ場ダムは不要である
 - (1) 国交省は、昭和30年代から昭和40年代にかけて、貯留関数法という計算手法で流出計算を行う方法を開発したという。貯留関数法とは、降雨と流量の関係から流出モデル(関数)を設定するものである。国交省は、昭和33年及び昭和34年の2つの洪水における降雨と流量の関係から流出モデル(関数)を設定し、これに昭和22年のカスリーン台風時の実績降雨を入力すると、八斗島地点において、毎秒22000㎡となるというのである。
 - (2) 一方で、昭和22年の実績洪水流量は、先に述べたとおり毎秒15000㎡であった。国土交通省は、「カスリーン台風洪水の時は八斗島上流で氾濫があったが、現在は上流部の堤防整備で氾濫がないから、同じ雨が降れば、八斗島地点の流量が増大して毎秒22000㎡になる」としている。このことは、簡単な引き算により、カスリーン台風時には、八斗島上流部において毎秒7000㎡もの氾濫があったことを示している。
 - (3) しかしながら、八斗島上流部は谷合いを流れており、河道の流量の 50%もの河道に戻らない氾濫があるはずがない(この点は第7章 で詳述する)。
 - (4) なお、国土交通省は、昭和44年、昭和45年には、全く同じカスリーン台風について、毎秒26900㎡としていた。これは、 貯留関数法の係数や定数を若干変えれば、ピーク流量を水増しすることが容易であることを如実に示しているものである。
 - (5)従って、貯留関数法に基づく基本高水流量毎秒22000㎡は著しく過大であり、ハッ場ダムは不要である(第5章で詳述する)。

- 3 総合確率法に基づく基本高水毎秒2万1200㎡は著しく過大であるから八ッ場ダムは不要である
 - (1)国交省のもう一つの検証手段とされる「総合確率法」では、基本 高水流量は毎秒21200㎡とされている。
 - (2) しかしながら、総合確率法は、科学的根拠が不明である上に、統計処理の基礎に置かれている流出計算は、同じ貯留関数法を用いているのであるから、「総合確率法」によって別の側面から「カスリーン台風再来計算」の信頼性が上がるというものではない。このことは、昭和45年の確率計算では毎秒25200㎡とされていたものが、昭和55年に21200㎡とされたことからも明らかである。
 - (3) そして、その検証方法たる「流量確率法」も、一般論としては否定されるべきものではないとしても、統計処理の基礎資料たる個々の流量データは、「実績流量」ではなく、国交省の問題のある計算流量であるから、これも「カスリーン台風再来計算」の信頼性を上げる資料とはなっていない。
 - (4)以上から、総合確率法に基づく基本高水毎秒2万1200㎡も著しく過大であり、八ッ場ダムは不要である(第6章で詳述する)。
- 4 八斗島地点の流量は現在でも毎秒16750㎡であるから八ッ場 ダムは不要である
 - (1)本件裁判において、原告らが入手した国土交通省関東地方整備局の 資料によると、現在、利根川に計画降雨(3日雨量319mm)があ っても、八斗島地点には、毎秒16750㎡の洪水しか来ないことが 明らかとなった。

- (2) 八斗島地点下流部(利根川中流部)は、計画高水流量(16500 m³)の洪水まではオーバーフローしないように堤防等は概成している。河道の断面など洪水を流下させる容量も、ほぼ確保されている。したがって、現状において、カスリーン台風が再来したとしても、洪水は溢れることはない。34兆円の被害も出ることはない。
- (3) 上流域のダムは、八斗島地点より下流域の流量と水位の低減を図るために造られるものである。国交省が唱えている八ッ場ダム建設に係る費用対効果の算定でも、八ッ場ダムの治水上の便益は、すべて八斗島地点から下流の地区が受けるとしている。そうであれば、計画降雨があっても、八斗島地点には計画高水流量規模の洪水しか来ないのであるから、下流域での洪水を調節する施設であるダムを、これ以上造る必要はない。本件工事は巨大なムダ工事となり、公費支出の違法は明らかである(第8章で詳述する)。
- 5 八ッ場ダムは治水効果が極めて乏しいから不要である
 - (1) 利根川治水計画の基本となっているのは、昭和22年のカスリーン 台風であり、その再来に備えるために計画が策定されている。と ころが、国土交通省の計算によれば、カスリーン台風が再来した 場合の八斗島地点に対する八ッ場ダムの治水効果はゼロとなって いる。このことは国土交通省自身が明らかにしていることである。
 - (2) また、カスリーン台風だけではなく、他の洪水においても、八ッ場ダムの治水効果が非常に小さい。すなわち、国交省が八ッ場ダムに流量・水位等の低減効果があるとしている29洪水のうち、その計算時(平成16年以前)の建設省河川砂防技術のルールの基準に従い洪水の引き伸ばし率2倍以下の洪水を拾うと、その洪水は12であるが、そのうち計画高水流量を超える洪水で一定の

調節効果が認められるのは、1959年(昭和34年)9月洪水だけである。その際の洪水の調節量は毎秒1369㎡と算出されているが、それ以外の洪水では、調節量はゼロか、計画高水流量の1%以内のものである。このように200年に1回の割合で起こるとされている各洪水のうち、八ッ場ダムが八斗島地点で流量・水位低減で効果を持つとされるのは、1/12なのであるから、極めてレアケースなのである。

(3) さらに、過去57年間で最大の1998年(平成10年)9月洪水で検証してみても、ハッ場ダムの治水効果は最大で13cm程度のものであって、利根川の治水対策として意味のあるものにはならない。利根川の八斗島地点での流量と水位の低減を目的としたダムとしては全く不必要なのである(第9章で詳述する)。

6 本件財務会計行為の違法性

- (1)本件住民訴訟において問題になっている治水関係の財務会計行為 は、河川法 63 条にもとづく負担金にかかわる、知事と専決権者によ る支出決定および支出命令である。この支出決定の先行行為として、 国土交通大臣による「納付通知」が存在するが、納付通知の前提とな る基本計画は、以下のとおり著しく合理性を欠き、納付義務を課せら れる地方公共団体の健全な財政運営の見地から看過し得ない瑕疵を 有している。
- (2) すなわち、本件基本計画は利根川の八斗島地点における基本高水流量を毎秒22000㎡と設定している点において非現実的であり、カスリーン台風規模の洪水でも同地点の流量は毎秒16000㎡以下と推定しうるところ、これまでの河道整備事業等の進展により、同地点の流下能力は既にそれを超える水準に達していて、上流におけるダ

ムを増設する必要性それ自体がそもそも存在しない。

- (3) また、本件基本計画は八ッ場ダムによる八斗島地点での洪水調節効果を毎秒600㎡と想定しているが、実際には治水上の効果は皆無か、または、国交省の設定条件で計算しても水位差にして最大で10数cm程度のものである。それも生起確率は極めて小さい。
- (4) 従って、流域の都県が八ッ場ダムの建設によって受ける顕著な利益が全くない以上、国土交通大臣が関係都県に負担金の支出を求める根拠は客観的には存在しない。茨城県は、地方財政法25条に基づき、かかる違法な負担金の納付を拒否し、また既払分の返還を請求する権利を有するのであるから、この権利を行使しないまま、漫然として納付通知に従って支出決定をすることは、知事および専決権者に課せられた誠実執行義務(地方自治法138条の2)に反する違法行為である。
- (5)被告らは、河川法63条の解釈に関して、「当該都県が著しく利益を受けるか否かは、国土交通大臣に判断権限があり、都府県に判断権限はない。」と主張しているが(被告準備書面(9)」3頁)、これは上記法条の解釈を根本から誤るものであると同時に、県知事が適正な判断を行っていないことを自認したものである。
- (6) 以上のとおり、本件住民訴訟において問題となっている治水関係の財務会計行為が違法であることは明らかである。

第2章 被告らの主張の要旨

- 第1 原告らの主張は、政策判断に関する意見に過ぎず、主張自体失当である
 - 1 被告らがまとめた原告らの主張の要旨 原告らの主張は、国土交通省の判断(「八ツ場ダム建設によって顕著

な治水上の利益を享受する」という判断)は著しく不合理であり、このような不合理な判断を根拠として発せられた納付通知は、その名宛人たる各都県の予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるので、名宛人を拘束し得ないと言うべきであるし、流域各都県は、国土交通省に対し費用負担の要否について、意見を述べることにより、費用負担請求を撤回させうる実質的影響力を有している旨主張する。

2 被告らの反論

- (1) 原告らの、国土交通省の判断が著しく不合理であるとする原告らの主張は、国土交通大臣(旧建設大臣)の政策判断により定められた八ツ場ダム建設に関する基本計画等の政策判断の当否を争うものに他ならず、また、住民訴訟を借りて国の事業(八ツ場ダム建設事業)の適否を争うものであり、当該地方公共団体の財務会計行為の非違を是正することを目的とした住民訴訟制度の目的を著しく逸脱するものである。
- (2) 河川法63条2項の規定による関係都県の地方負担金に関する関係都道府県知事の意見は、国土交通大臣を拘束するものではないし、また、河川法上、関係都県は、その一方的な意思によって国(国土交通省)が行う一級河川の管理に要する費用(河川法63条に基づく地方負担金)の負担を免れることは出来ず、更に、関係都県が治水の利益を著しく受けるか否かは国土交通大臣の裁量に属するものであるため、被告知事が同大臣の判断を覆すことは出来ない。

第2 基本高水のピーク流量について

- 1 八斗島地点における基本高水のピーク流量について
 - (1) 河川整備における基本高水のピーク流量は、各河川で洪水防御の

目標とする規模の洪水の最大流量(計画規模の流量)である。その 規模の決定に当たっては、河川管理者である国土交通大臣が河川の 重要度を重視するとともに、既往洪水による被害の実態、経済効果 等を総合的に考慮し、河川審議会(現社会資本整備審議会)の意見 を聞いて定めるものとされており、その決定は同大臣の大幅な裁量 に委ねられている。

- (2) 昭和24年策定の利根川改修改訂計画では、昭和22年9月のカスリーン台風による洪水の流量(流量観測されていた地点からの推計値)を基に、八斗島基準地点で、毎秒17,000立方メートルとし、昭和40年の利根川水系工事実施基本計画においても、これが引き継がれた。
- (3) ところが、利根川改修改訂計画から30年経過し、昭和55年に 改訂された利根川水系工事実施基本計画においては、洪水流量については従前と同じく計画規模の対象洪水をカスリーン台風による洪 水流量としたが、昭和22年以降の上流部の河川改修・開発(都市 化)などによる流出増があるため、カスリーン台風が再来し、昭和 22年当時と同じく上流にダムが無いという条件で流出量について 検討を加えた結果、実績降雨から算出した流量は毎秒22,000 立方メートルとなった。

これと総合確率法によって算出された200分の1の確率流量が、 毎秒21,200立方メートルとなったので、河川審議会の意見を 聴いたうえ国土交通大臣(旧建設大臣)が利根川水系工事実施基本 計画における八斗島地点における基本高水のピーク流量を毎秒22, 000立方メートルと決定した。

尚、この利根川水系工事実施基本計画では、このピーク流量の配分について、上流のダム群等洪水調節施設による調節を毎秒6,0

00立方メートルとし、河道分担量を毎秒16,000立方メートルとしていた。

さらに、この基本高水ピーク流量毎秒22,000立方メートルは、平成18年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針においても引き継がれた(但し、この基本方針では、河道の流下能力の増大により上流のダム群等洪水調節施設による調節を毎秒5,500立方メートルと変更している)。

(4) また、昭和55年の利根川水系工事実施基本計画におけるカスリーン台風による洪水流量の計算においては「貯留関数法」を用いている。この流出計算モデルは昭和33年、34年の実績洪水を用いてモデルの適合度の検証を行い、流出計算モデルによる計算結果(洪水流量及びその時間的変化)は実測値に近似している。

しかもその後の昭和57年及び平成10年の実績洪水でも十分検証できており、この流出計算モデルを用いて算出した洪水流量は十分信頼できる。

(5) 仮に原告らの主張するように利根川の基本高水のピーク流量に 過大な部分があったとしても、それは治水上安全側にたった結果に よるものであり、関係都県にとって不利となるものではない。

しかも、利根川の基本高水のピーク流量すなわち洪水防御の目標 とする計画規模の大小は国土交通大臣の裁量に委ねられており、そ の裁量に何ら濫用や逸脱はない。

- 2 カスリーン台風による洪水流量と現在の基本高水ピーク流量の関係 について
 - (1) 原告はカスリーン台風による洪水流量(毎秒17,000立方メ

- ートル)と現在の基本高水のピーク流量(毎秒22,000立方メートル)との相異をあげて、「カスリーン台風時には毎秒5,000立方メートルの氾濫があったはずだ。また、現時点で、上流のダムなどによる洪水調節がないとすれば八斗島地点では22,000立方メートルが流下するはずであり、利根川水系利根川浸水想定区域図の資料では八斗島基準地点における洪水ピーク流量は毎秒16,750立方メートルとされ、既設6ダムの洪水調節流量は毎秒1,749立方メートルとされているから、現在でも利根川上流域には毎秒3,501立方メートルが氾濫する」と断じている。
- (2) しかし、上記の原告らの主張は、以下に述べるとおり、誤りである。
 - ア 河川整備における基本高水のピーク流量は、洪水防御の目標とする計画規模の流量であり、利根川では八斗島基準地点で昭和22年のカスリーン台風規模の22,000立方メートルとしているが、これは、上流にダム等が無いという条件下で八斗島基準地点に押し寄せる水の最大流量のことである(これは、前述した総合確率法による200分の1の確率流量の洪水流量とほぼ同等のものである)。
 - イ 実際には、平成18年2月の利根川水系河川整備基本方針によれば、利根川の河道整備は八斗島基準地点の計画高水流量毎秒16,500立方メートル(基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルから洪水調節施設による洪水調節流量毎秒5,500立方メートルを差し引いた流量)を目標に進められているが、ダム等の洪水調節施設が目標に達していない現時点では、利根川上流域の河道整備が進んだとしても、八斗島基準地点の計画高水流量毎秒16,500立方メートルを超える洪水は氾濫すること

になるのは当然である。

- ウ 前記利根川水系浸水想定区域図の作成に用いたハイドログラフの洪水ピーク流量毎秒16,750立方メートルは、カスリーン台風が再来した場合、現在の河道の整備状況、既設ダム等の洪水調節施設の状況等を前提条件に、実際に発生する洪水流量を想定しているものである。
- エ よって、基本高水のピーク流量毎秒22,000立方メートルと、利根川水系利根川浸水想定区域図の作成に用いた洪水ピーク流量毎秒16,750立方メートルとは単なる最大流量の比較でしかなく、氾濫量の大きさはボリュームが重要であり、また、氾濫水は河川に又戻るなど現象は非常に複雑であって、瞬時の最大流量の差だけで、利根川上流域には毎秒3,501立方メートル(22,000-16,750-1,749=3,501。既設6ダムの洪水調節がないとすると毎秒5,250立方メートル)が現在でも氾濫すると言うことにはならない。
- オ そもそも利根川では、今後八ッ場ダム等の洪水調節施設の整備 により、洪水のピーク流量を減らし、カスリーン台風規模の洪水 が発生しても計画高水流量以下に抑えていくこととしているもの であるから、現時点での上流ダムの整備状況を基に、計画高水流 量を超える洪水の氾濫量の大きさについて議論しても意味がない。

第3 利根川の治水計画について

1 治水計画は長期間を要する

利根川の治水については、江戸時代の利根川東遷に代表されるように、これまで長い時間をかけて段階的に安全性が高められてきたものであり、国は、明治時代になって長大な堤防の築造など本格的な河川

改修事業に着手したが、爾来100年以上経過した現在においても、 治水事業は財政上の制約、用地買収、家屋の移転補償などの困難な課 題を克服しつつ継続しているのである。

2 河道整備には限界がある

また、利根川沿川の土地利用状況、河川施設への影響から河川の河道整備には限界があるため、利根川の治水事業は堤防の築造と共に、 洪水調節による洪水流量の低減を図ることを目的に、上流部にダム群 や中流部に調節池群の整備が進められている。

3 洪水調節施設をバランスよく配置・整備する必要がある

更に、河道から人々が生活する堤内地に洪水が氾濫した場合の被害の甚大さを踏まえ、洪水による壊滅的な被害を防ぐためには、下流部の河道整備と併せて上流ダム群等の洪水調節施設をバランス良く配置、整備し、河川の水位を安全かつ適切に低下させる必要がある。

4 基本方針等に実現性がないとはいえない

よって、治水事業は長い年月がかかるものであり、進捗状況が低いからと言って、直ちに基本方針等に実現性がないなどと言えるものではない。

第4 八ツ場ダムの治水効果について

1 被告らがまとめた原告らの主張の要旨

原告らは、平成13年9月の台風15号の降雨による流入量がダム計画の最大流入量の3割程度しかないから、八ッ場ダムによる洪水調節の必要性はなく、また、吾妻川上流は雨の降り方が利根川本流と対応しないことが多く、吾妻渓谷がピーク流量を抑制す るから八ッ場ダム予定地は利根川の洪水流量を軽減させるダムの設置場所として不適当である旨主張する。

- 2 原告主張に対する反論―八ッ場ダムの必要性
 - (1) 平成13年9月の台風15号による洪水では利根川上流工事事務所管内で6カ所で堤防からの漏水等の被害が発生し、破堤氾濫に繋がる危険性が生じたため、土嚢積みなどによる水防活動が実施されている。
 - (2) この平成13年9月の台風15号のように、他流域に比べて吾妻川流域の雨が多い洪水の場合、吾妻川から利根川に合流する流量の割合が大きくなるため、ハッ場ダムによる洪水調節により吾妻川の流量が低減されると吾妻川合流後の利根川に対しても大きな治水効果が期待できる。

ダム等による洪水調節は洪水防御の目標とする計画規模の雨量に達していなくても流量を低減させる効果があるので、浸透や浸食による堤防の破壊を防ぎ、下流地域の洪水による被害を食い止めるためにも非常に重要なのである。

- (3) また、現時点では、利根川上流域(八斗島地点上流域)の約4分の1を占める吾妻川流域には、洪水調節が出来る大規模なダムはなく、八ッ場ダムは吾妻川流域の約半分の流域に降った雨を集めて洪水調節するものであって、集水面積及び洪水調節容量ともに利根川上流ダム群の中でも最大となる。
- (4) 上流ダム群による洪水調節効果は降雨パターンにより様々であるが、ハッ場ダムは既設6ダムでは洪水調節効果が大きくは見込めない降雨パターンで、洪水調節効果を発揮して既設6ダムの穴を十分に補っており、利根川の治水上、非常に重要な役割を果たすものである。
- (5) 吾妻渓谷の洪水調節機能については、吾妻川は、継続的に急勾配

であり、洪水時には大きな流速が発生すると考えられることから、 吾妻渓谷の狭窄による洪水流出の抑制効果に多くを期待することは 出来ないし、すべきでもない。

更に、ハッ場ダムによる洪水調節機能は、下流の河川状況を勘案 したダム操作を行って放流量を調節するものであって、こうしたき め細かな治水対策を吾妻渓谷の洪水調節機能に代替されることが出 来るものではない。

(6) 平成16年には我が国の観測史上最多となる10個の台風が上陸し、同17年、同18年には連続で総雨量1,000mmを超える豪雨等が発生した。また、昭和51年から10ケ年毎に1時間当たりの降水量100mm以上の降水の発生回数をみると、短時間に局所的に発生する集中豪雨の発生回数は増加傾向にある。

また、年降水量については、長期的に見ると多雨の年と、少雨の年との変動幅が拡大傾向にあり、大雨と渇水の双方が発生しやすい状況にある。

このような状況から、今後吾妻川流域を含む利根川水系の流域に おいても大雨が発生しうるといえ、利根川流域の治水対策はますま す重要となってきている。

今後、吾妻川流域に大雨が発生する可能性がある以上、利根川の 治水安全度を向上させるため、当該流域においてダム等により、洪 水調節をする必要があるのである。

第5 最終準備書面の構成

上記の被告らの主張に対して、原告らの最終準備書面は、以下のような構成となっている。

1 原告らの主張は政策判断に関する意見に過ぎないとの点について

被告らが、原告らの主張は政策判断に関する意見に過ぎないと述べている点は、全く失当である。原告らのこれまでの準備書面、及び最終準備書面を読んでいただければ明らかなとおり、原告らは、正に八ツ場ダムが違法であり、同ダムに対する被告らの公金の支出が違法であることを主張するものであるし、それらの点は十分に立証されたものと言える。

そして、河川法上、関係都県が国土交通省が行う一級河川の管理に 関する費用負担を免れることが十分にできることについては、原告最 終準備書面(1)において詳しく述べている。

2 基本高水ピーク流量に関する点について

上記の基本高水ピーク流量に関する被告らの主張のうち、その算出 方法に関する問題点については、本準備書面第4章(カスリーン台風時 の実績流量の問題)、第5章(貯留関数法に関する問題)、第6章(総合確 率法に関する問題)において詳しく述べる。

カスリーン台風時の実績流量と現在の基本高水流量との相違に関する問題点については、第7章(上流部での大氾濫についての問題)、第8章(八斗島地点での流量は現在において毎秒1万6750㎡であるという問題)において詳しく述べる。

3 利根川の治水計画の実現には長期間を要するとの点について 被告らのこの主張は、八ツ場ダムの必要性について何ら関係しない、 抽象的なことしか述べていないが、ダムによる治水を国土交通省自身、 既に放棄しているという点について述べているとするならば、その点 については、第10章において詳しく述べている。

なお、被告は、「江戸時代の利根川東遷」を利根川治水の代表のように述べているが、これは完全に誤りである。利根川本流の河口を銚子にするという工事が本格的に行われたのは明治後期以降であるし、江

戸時代において利根川水系と鬼怒川水系とを連絡する工事が行われたのは、舟運体系の確立のためである(甲B55・2~5頁)。被告らが如何に利根川の治水に疎いかがよく分かる。

4 八ツ場ダムの治水効果の点について

ハツ場ダムの治水効果の問題点については、第9章において詳しく 述べる。

第3章 前提事実

以下の事実については、顕著な事実か、本件訴訟においても当事者間 に争いのない前提事実となっていると思われる。各所で登場する事実関 係であるので、ここに挙げておくことする。

第1 八ッ場ダムの治水目的と地理的状況

はじめに、利根川上流域の地理的な状況について、概説する。

利根川上流域は、5 1 1 4 Km2の広さがあり、大きく3 つの支川の流域に分けられ(甲B 5 6 大熊「利根川の本」の3 4 1 頁の図-1 3 参照【図表1】)、利根川流域の各地点には、それぞれ流量観測点が設けられている。

1 奥利根川流域

1つめは①奥利根川流域である。①奥利根川流域は利根川本川の上流部であり、1797Km2の広さがある。主な支川として、片品川が「綾戸」上流部で合流する。

奥利根川流域における流量観測点としては、利根川本川に「幸知」 「湯原」「月夜野」「沼田」「屋形原」「綾戸」の各点が、片品川に 「追貝」「貝之瀬」がある。

2 吾妻川流域

2つめは②吾妻川流域である。②吾妻川流域は①奥利根川流域の西側に位置し1355Km2の広さがある。吾妻川は、利根川本川の「大正橋」直上流で利根川本川と合流する。

吾妻川流域における流量観測点は「郷原」「青山」「村上」の各点がある。

3 烏川流域

3つめは③烏川流域である。③烏川流域は②吾妻川流域の南側に位置し、1809Km2の広さがある。さらに上流から碓氷川、鏑川、神流川の3支川を合流して、「八斗島」直上流で利根川本川と合流する。

鳥川流域における流量観測点としては、鳥川本川に「上里見」「石原」「岩鼻」、碓氷川に「板鼻」、鏑川に「森新田」、神流川に「万場」「若泉」「浄法寺」「牛田」の各点がある。

4 残地域

以上の3つの地域のほかに、吾妻川合流後から鳥川が合流するまでの④残流域がある。この広さは153 Km2 しかないが、流量観測点は「下箱田」「前橋」「上福島」「沼ノ上」「八斗島」と多数ある。特に「八斗島」地点は、利根川上流部の河川がすべて合流して平野部に流れ出す場所であり、地理的に「扇のかなめ」ともいうべき重要な地点である。このため、後述する基本高水流量、計画高水流量の策定にあたっても、「八斗島」が基準点となっており、治水計画上も極めて重要な場所である。

第2 カスリーン台風後の改修計画

(下記の記述は、原告第2準備書面の9頁以下の「イ 利根川治水計画の変遷」のうち、同12頁からの記述を抜粋して転載したものである。小

番号が⑥から始まるが、これは同準備書面における①~⑤の記述を省略 したためである。番号の調整は行っていない。)

⑥ 昭和24年2月

昭和22年9月カスリーン台風を踏まえ、利根川改修改訂計画が策定された。この計画において初めて、利根川本川上流域にダム建設が計画された。ダムによる洪水調節思想が本格的に取り入れられることとなった。八斗島地点における基本高水ピーク流量(上流のダム等によってカットされなかった場合に想定される最大洪水流量を示す)は、毎秒17000㎡に急増された。この計画において、八斗島より上流の本支川のダム群で毎秒3000㎡をカットするものとされた(甲B第1号証・165、166頁)。吾妻川にもダム建設が計画された(郷原ダム(大熊孝「利根川治水の変遷と水害」276頁〔甲B第2号証〕)。

⑦ 昭和27年

この年から、郷原ダムに代わる吾妻川のダム計画として八ッ場 ダム計画が持ち上がった(甲B第2号証・296頁)。

⑧ 昭和40年4月

昭和24年の利根川改修改訂計画をふまえ、利根川水系工事実施 基本計画が策定された(利根川水系工事実施基本計画〔甲B第3号 証〕)。

9 昭和42年

八ツ場ダムの建設実施計画調査が着手された。

⑩ 昭和55年12月19日

河川審議会総会において、利根川水系工事実施基本計画の改訂が行われた。昭和13年の利根川増補計画以来、計画に残り続けて

いる利根川放水路計画がなお維持された。この改訂において、八 斗島の基本高水ピーク流量が毎秒22000㎡に大幅に増やされた。ま た、上流ダム群でのカットが、毎秒6000㎡に増やされた(甲B第2 号証・394頁~、利根川水系工事実施基本計画〔甲B第4号証〕)。

⑪ 昭和61年7月

八ッ場ダムの建設に関する基本計画が策定された。

① 平成4年4月7日

利根川水系工事実施基本計画の第5回改訂が行われたが、この改訂において、ハッ場ダムの建設が基本計画の中に位置づけられた (利根川水系工事実施基本計画〔甲B第5号証〕)。

① 平成7年3月30日

現行の利根川水系工事実施基本計画(第8回改訂)が策定された。

④ 平成13年9月

ハッ場ダムの建設に関する基本計画の第1回変更がなされた。事業の進捗が遅れているので、工期が「昭和75年度までの予定」とされていたのを、「平成22年度まで」と変更された。

(I) 平成16年9月

ハッ場ダム建設の建設に関する基本計画の第2回変更がなされた。この変更では、「建設に要する費用及びその負担に関する事項」が「約2110億円」から「約4600億円」に大幅に値上げされた。また、「建設目的」に新たに「流水の正常な機能の維持」が加えられた。

(16) 平成18年2月14日

平成9年改正の河川法に基づいて、利根川水系河川整備基本方針 が策定された。 [甲B第6号証] 以上の計画の変遷を見ると、利根川水系の治水計画の中で、上流部にダムを建設する計画は、比較的新しく登場してきたものであり、かつては、そのようなものに頼らない治水計画が策定されていたこと、計画高水流量が大洪水のたびに倍増を繰り返してきたこと、但し、最後の昭和55年における基本高水流量の増加には、事実の裏付けを全く欠いており、単に机上でなされただけのものであることが分かる。

また、平成18年2月14日に策定された利根川水系河川整備基本方針は、 社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会の審議を 経たことになっているが、実態は、短期間の形式的な審査で、過去の実 現不可能な工事実施基本計画を追認したものに過ぎない。

第3 昭和 55 年に改訂された利根川水系工事実施基本計画の概要

ハッ場ダム計画は、昭和55年に改訂された利根川水系工事実施基本 計画に基づいている。

事業者の計画を整理すると、この昭和55年改訂利根川水系工事実施 基本計画の概要は、以下のとおりである(甲B第2号証・394頁~、甲 B第4号証)。

1 八ッ場ダムの建設計画は、基本的には、昭和40年4月に定められた、利根川水系工事実施基本計画に基づいている。

これは、改正前の河川法第9条第1項及び第2項に基づいて定められたものである。

- 2 上記昭和40年の基本計画の要点は、次のようなものである。
- ① 基本高水ピーク流量を、八斗島地点において毎秒17000㎡と する。
- ② このうち、上流ダム群により毎秒3000㎡を調節し、河道への 配分流量を毎秒14000㎡とする。

- 3 昭和55年の上記基本計画の改訂により、基本高水ピーク流量は毎秒22000㎡、上流ダム群による調節量は毎秒6000㎡、河道への配分流量を16000㎡に変更された。さらに、平成18年2月の基本方針により、上流ダム群による調節量は毎秒5500㎡に下方修正され、河道への配分流量は毎秒16500㎡となった。
- 4 上記のような基本高水流量の根拠は、昭和24年策定の利根川改修 改訂計画によって定められた基本高水ピーク流量毎秒17000㎡ について、「その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、 近年の出水状況から流域の出水特性を検討して」定められたもので ある、とされている(「利根川水系工事実施基本計画」[甲B第4号証] 3p)。
- 5 カスリーン台風の時の八斗島地点でのピーク流量とされている 毎秒16850㎡という流量は、同地点より上流の利根川本川と二 つの支流の合流量から推定した洪水流量であるが、これは、同地点 より上流の群馬県内で氾濫したことによって洪水流量が低減された 状態を前提としている。
- 6 昭和55年に策定された八斗島地点における基本高水ピーク流量毎秒22000㎡について、国土交通省は、「1/200確率規模の洪水流量毎秒21200㎡とカスリーン台風時の実績降雨から算出した流量毎秒22000㎡の双方を考慮して、河川審議会の意見を聴いて定められたものであり、根拠のない架空の洪水流量ではない」としている。
- 7 八ッ場ダムの洪水調節効果については、過去の31の洪水時の降雨パターンを基に、超過確率1/200の降雨量の洪水調節効果を 試算すると、平均で毎秒約600㎡である、とされている(なお、 この点は、八斗島地点での調節量であり、八ッ場ダム地点における

調節量とは異なることに注意を要する)。

第4 利根川治水計画における八ッ場ダム計画の位置づけ

事業者の言っていることに従った場合、利根川治水計画の中における るハッ場ダムの位置づけは、次のようにまとめることができる。

昭和24年策定の利根川改修改訂計画に基づいて、昭和27年ころから 建設計画が持ち上がった。その後、平成4年の利根川水系工事実施基 本計画の第5回改訂時に、基本計画上に位置づけられた。

八ッ場ダム建設地点における最大流量毎秒3900㎡のうち、同ダムによって、毎秒2400㎡の調節を行う。そのため、八ッ場ダムでは、洪水調節容量6500万㎡(毎秒2400㎡とすると約7.5時間分となる)を確保する。八ッ場ダムの洪水調節容量は、利根川の既設6ダムの中で最大であり、利根川上流の既設6ダムの洪水調節容量に対して約57%になる。吾妻川水系は、八斗島地点の上流の利根川水系の流域面積全体の1/4を占める。吾妻川流域の洪水調節ができるのは、八ッ場ダムだけである。

しかしながら、利根川の治水計画も、その中に位置づけられている ハッ場ダム計画も、説得力のある根拠に欠けている上、現在では完全 に破綻し、あるいは時代遅れとなっている。以下、具体的に詳しく述 べる。

第4章 カスリーン台風の実績流量は毎秒15000 m3 であるから八ッ場ダムは不要である

第1 八斗島地点の実績流量

- 1 カスリーン台風時の実測流量の記録について
 - (1) カスリーン台風は、昭和22年9月13日~15日にかけて利根川流域に戦後最大の洪水をもたらした。利根川上流域の各観測点ごとの流量は、甲B56(大熊孝「利根川治水の変遷と水害」)の353頁~355頁の図8-20~図8-28までのグラフにまとめられている。これらのグラフは、「利根川上流域洪水調節計画資料、高水別時刻水位表(1910年~1959年)」、「同、高水流量観測表」(利根川流量検討会流出分科会、昭和37年2月)を中心に、「カスリン台風の研究」(群馬県、昭和25年5月10日。pp273~276)の水位毎時観測表など、公的資料から作成されたものである(甲B56の354頁)。
 - (2)昭和22年のカスリーン台風時の八斗島地点での実測流量は「流量標が観測途中に流出しため実測流量はない」とされている(甲B56の363頁)。ただし、八斗島の上流部や下流部においては実測流量があり、これらの実測流量から八斗島の流量を推測することが可能である。そして、昭和22年のカスリーン台風直後には、このような方法で、八斗島の流量が推測されていた。

上流部における実測流量は、

- ① 利根川本川では「上福島」で15日19時に9222㎡/秒(甲B56の354頁の図8-24、甲B7の907頁)
- ② 烏川では「岩鼻」で15日18時30分に6747㎡/秒(甲 B56の355頁の図8-26、甲B7の907頁)
- ③ 神流川では「若泉」で15日18時に1380㎡/秒(甲B56の355頁の図8-27ただし、図では「若泉」はなく、その上流の「万場」と下流の「浄法寺」が示されている。甲B7の9

07頁)

の各地点での計測記録がある。

そして、これら3地点の観測流量がそのまま単純に流下したもの として合成したのが、15日19時の16850 m^3 /秒であった(甲B7の907頁)。

これら「上福島」「岩鼻」及び「若泉」の3地点から八斗島までの距離は、それぞれ約5.7km、8.2km、15.4kmである。そして、この区間において、大幅な流量変動をもたらす有力河川の流れ込みはない。従って「論理的に」八斗島において16850㎡/秒以上が流下したことはあり得ないのである(以上について、大熊尋問4頁~7頁)。

- 2 河道貯留効果を考えた場合には、最大でも毎秒15000㎡が妥当 (1)しかしながら、上記の16850㎡/秒は、河道貯留効果を全く考えない、単純な足し算をした結果であった。河道貯留効果とは、河川が合流した際、河川流量が低減する現象のことで、通常10%~20%は低減するとされている。これは、河川工学の一般的な常識である(大熊尋問8頁)。
 - (2) 安芸皎一東京大学教授も、昭和25年の群馬県の「カスリン颱風の研究」(甲B18)において、次のように述べている。「(三河川の合流点において)約1時間位16900㎡/sの最大洪水量が続いた計算になる。しかし之は合流点で各支川の流量曲線は変形されないで算術的に重ね合わさったものとして計算したのであるが、之は起こり得る最大であり、実際は合流点で調整されて10%~20%は之より少くなるものと思われる。川俣の実測値から推定し、洪水流の流下による変形から生ずる最大洪水量の減少から考えると此の程度のものと

思われる。」(甲B18の288頁)

- (3) また、末松栄元建設省関東地方建設局長が監修した「利根川の解析」 (昭和30年12月、上巻112頁、132頁)においても、同様の 記述がなされている(甲B55大熊意見書9頁)。なお、末松栄の「利 根川の解析」は、九州大学の博士論文となっている(大熊尋問9頁)。
- (4) さらに、富永正義元内務相技官も、雑誌「河川」(昭和41年4月、 6月、7月)における「利根川に於ける重要問題(上)(中)(下)」 において、以下のとおり述べている。「利根川幹線筋は上福島、烏川 筋は岩鼻、又神流川筋は渡瀬(大熊注:若泉村の大字名)に於いてそ れぞれ、8,290㎡/sec、6,790㎡/sec、1,380㎡/secとなる。今上記流 量より時差を考慮して八斗島に到達する最大流量を推定すると、 15110㎡/secとなり、起時は9月15日午後8時となった。之に対し八斗 島に於ける最大流量は実測値を欠くから、流量曲線から求める時は 13,220 m³/secとなり、上記に比し著しく少ない。しかし堤外高水敷の 欠壊による横断面積の更正をなす時は最大流量は14,680㎡/secに増 大し、上記の合同流量に接近する。次に川俣における最大流量は実測 値と流量曲線式より求めたものとにつき検討した結果14,470㎡/sec を得た。而して八斗島より川俣に至る区間は氾濫等により流量の減少 が約1,000㎡/secに達するが、一方広瀬川の合流流量として約500㎡ /secが加算されるものとすれば、川俣に達する最大流量は14,460㎡ /secとなり、上記のそれに酷似する。更に栗橋に於ける最大は流量曲 線式より13,040㎡/sec、又部分観測より推定したものとして13,180 ㎡/secを得た。之を要するに昭和22年9月の洪水に於ける最大流量は 八斗島、川俣、栗橋に於いて夫々15,000㎡/sec、14,500㎡/sec、13,000 m³/secに達したものと考えられる。」(甲B21「河川」(昭和41 年 7 月 号) 3 4 頁)

- (5) 大熊証人は、以上の河川工学の先達の見解を支持するとともに、とりわけ、上記富永正義の指摘については、以下のように述べる。「(昭和41年という)17000㎡/秒が定着した時期に出されたものであり、それなりの確信をもって公表されたのではないかと考える。また、富永が示した数値は、下流の川俣(八斗島から約32km)と栗橋(八斗島から約51km)の流量と比較しており、信憑性が高いといえる。17000㎡/秒とされた理由は、利根川改修改訂計画を立案するに当たって安全性を高めるとともに、利根川上流域に戦前から要請の高かった水資源開発を兼ねたダム群による洪水調節(3000㎡/秒分)が計画されたからではないかと考える」(甲B55意見書9頁~10頁)。このように、大熊証人も、富永と同様、カスリーン台風時の八斗島地点の最大流量は、毎秒15000㎡/秒が妥当である旨証言された。
- (6)以上の毎秒15000㎡という流量については、学術的な見解としては反対意見は見当たらない。

第2 昭和24年の「上流地点流量の合算」としての毎秒17000 m³について

1 「合理的な推測」としての毎秒15000㎡と「政治決定」としての17000㎡

以上のとおり、カスリーン台風時の八斗島地点の最大流量は、上流 3地点における実測流量の合成及び下流における実測流量による検証 の結果から、毎秒15000㎡程度と考えられる。

ところで、昭和24年の改修改訂計画では、計画洪水流量(基本高水流量と同じ)は毎秒17000㎡とされた。その決定過程について、昭和62年に発行された建設省の「利根川百年史」では、昭和24年当時の議論をふまえて、次のように述べられている(甲B7の906

頁~909頁)。

「計画洪水流量の決定方法には、起り得べき雨量と流出率、合流時差等を種々勘案して決定する方法もあるが、利根川のような広大な流域と多くの支川を有する河川では、その組合せが極めて複雑で、評価が困難なことから等から昭和22年9月洪水の実績最大流量によって決定することとした。しかしながら、八斗島地点は実測値がないため、上利根川(上福島)、烏川(岩鼻)及び神流川(若泉)の実測値をもとに時差を考慮して合流量を算定することにした。」

「① 関東地方建設局の推算

関東地方建設局では、上福島・岩鼻・若泉の最大流量を、流出係数による方法、既往洪水の流量曲線式による方法、昭和22年9月洪水の流量観測結果による方法及び昭和10年9月洪水の流量曲線式による4種類の方法により求め、これらの結果を総合的に判断し、上福島7500㎡/S、岩鼻6700㎡/S、若泉1420㎡/Sと決定した。」

「これより、3川合流量の最大値を15日19時、15000㎡ /Sとした」

「② 七木試験所での推算

土木試験所では上福島・岩鼻・若泉における流量について、流量観測の状況、断面・水位・浮子の更正係数等を検討し、時刻流量の算出を行った。その結果、岩鼻・若泉の最大流量は関東地方建設局の推算とほぼ同じ値となったが、上福島については、浮子の更正係数を 0.9 4 として用いたため、関東地方建設局の推算より約1700㎡/S多い9222㎡/Sと算出している。3川合流量については、各観測所から3川合流点までの流下時間を考慮して求めた結果、最大流量は15日19時に16850㎡/Sと

算出された。」

「以上の検討結果より両者の間には断面積及び浮子の更正係数のとり方等に違いが見られたが、その後関東地方建設局において再検討した結果、3川合流量は16850㎡/Sになったとの報告があった。」

「この検討結果について小委員会で審議した結果、17000㎡/Sは信頼できるという意見と、烏・神流川の河幅は非常に広いため河道遊水を考慮すれば、16000㎡/Sが妥当ではないかとの意見があった。結局小委員会としては、八斗島の計画流量を17000㎡/Sとする第1案と16000㎡/Sとする第2案の2案を作成し、各都県に意見を聞いた結果、各都県とも第1案を望んでいることもあって、本委員会には第1案を小委員会案として提出し、第2案は参考案として提出することとした。」

以上の17000㎡/秒に至る決定経過は、実際には何㎡/秒が流れたのかという科学的研究をふまえて決定されたというよりは、むしろ、政治的に決定されたものである。

なお、当時はまだ基本高水という考え方はなかったものの、その決定された17000㎡/秒という流量の性格は、まさしく基本高水としての流量にほかならない(甲B55大熊意見書9頁)。

2 毎秒17000㎡策定時の議論は八斗島上流部での「大氾濫」がなかったことを示している

ここで大事なことは、昭和24年に決定された17000㎡/秒という流量を策定するにあたっては、八斗島よりも上流部における河川からの「大氾濫」は全く考慮されていないということである。

大熊証人らによる現地調査結果を踏まえれば、昭和22年のカスリーン台風時に、利根川の八斗島上流部において河道からの氾濫で被害を受けた地域は少なく、実際の氾濫流量は大きく見積もっても毎秒1000㎡程度である(この点は第7章で詳述する)。従って、八斗島上流部でのこうした氾濫量を考慮しても、洪水ピーク流量は毎秒16000㎡程度にしかならない。

17000㎡/秒が策定された昭和24年時点では、昭和22年のカスリーン台風から、まだ2年しか経過していない。洪水の記憶は、人々の脳裏に強烈に焼き付いていたであろうことは想像に難くない。もし、このとき、八斗島上流部において17000㎡/秒という流量策定に影響を与えるような河川からの大氾濫があったとしたら、そのことが、計画洪水流量(基本高水流量)を決定する委員会の議論にあがらないわけがない。もし、そのような河川からの大氾濫があったとしたならば、将来堤防等が整備され氾濫が防止された場合には、八斗島地点において17000㎡/秒以上の洪水が来るのではないか、もう少し余裕をみておく必要がないのかどうか、当然に議論されたはずである。

しかしながら、そのような議論がなされた痕跡は全くない。議論が全くないということは、八斗島上流部においては、17000㎡/秒に影響を与えるような大氾濫はなかったことを示しているというべきである(カスリーン台風時に上流域に大氾濫があったとする議論が持ち出されたのは、昭和44年頃のことで、岩本ダム構想などダム増設の動きの活発化の中で浮上したものである)。

3 小括 実測流量からは毎秒 1 5 0 0 0 m が妥当 以上のとおり、カスリーン台風時の八斗島地点の最大流量は、上流

3地点における実測流量の合成及び下流における実測流量による検証の結果から、毎秒15000㎡程度と考えられる(これに上流部での氾濫量(毎秒1000㎡)を加えても、最大で毎秒16000㎡である)。

これに対して、国土交通省は、八斗島地点での実績流量が毎秒17000㎡であるとしていたが、この毎秒17000㎡は政治的判断の上に決定されたものであり、十分な余裕を含んでいる。

そして、カスリーン台風時の出水状況と今日のそれでは、大差があるわけではない(このことも第7章で詳述する)。

現在の計画高水流量、すなわち河道で流下させる流量は16500 ㎡とされている。さらに、昭和22年のカスリーン台風以後現在まで、八斗島上流部において6つのダムが完成しており、八斗島地点において、合計毎秒1000㎡程度の流量調節が可能となっている。

従って、カスリーン台風が再来したとしても、その洪水に対しては 十分に対応できる。「既往最大洪水」としてのカスリーン台風を対象と して治水対策を講ずるのであれば、現在以上のダムは不要であること は明らかである。ハッ場ダムは不要である。

第5章 貯留関数法に基づく基本高水毎秒2万2000㎡は著しく過大であるから八ッ場ダムは不要である

第1 はじめに

その後、国交省は、昭和30年代から昭和40年代にかけて、貯留 関数法という計算手法で流出計算を行う方法を開発したという。貯留 関数法とは、降雨と流量の関係から流出モデル(関数)を設定するも のである。国交省は、昭和33年及び昭和34年の2つの洪水における降雨と流量の関係から流出モデル(関数)を設定し、これに昭和22年のカスリーン台風時の実績降雨を入力すると、八斗島地点において、毎秒22000㎡となるというのである。

そして、国交省は、八斗島地点において、1980年(昭和55年) 以来、この毎秒22000㎡を採用している。

1980年(昭和55年)「以来」というのは、その前は毎秒22 000㎡ではなかったからである。

先に述べたとおり、1947年(昭和22年)のカスリーン台風の 実績流量は毎秒17000㎡(ただし政治決定されたものであること は前述した)であり、これが基本高水流量とされていた(正確には「基 本高水」という用語はなかったが、意味あいは同じであった)。

それが1965年(昭和40年)の工事実施基本計画にも引き継がれていたが、1969年(昭和44年)には毎秒26500㎡、1970年(昭和45年)には毎秒26900㎡との計算結果が発表されたことがあった。

このような基本高水流量策定までの幅の広い試算は、河川管理者が基本高水流量を恣意的に作り出せるものであることを端的に示している。

たとえば、昭和45年に発表された基本高水流量の計算結果269 00㎡/秒は、総貯水量約8億㎡(本件八ッ場ダムの8倍である)の 沼田ダムの建設を正当化するためであった(沼田ダム計画は昭和47 年に中止された)。このように、基本高水流量を恣意的に高く見積も ることによって、河川管理者は、ダム等の河川施設の必要性を作り出 してきたのである。

その後、昭和55年に、基本高水流量は毎秒22000㎡とされ、

これが現在に至るまで引き継がれているが、以下に述べるとおり、この量でさえきわめて過大であり、多くのダム建設が必要とされている。 そして、この過大な22000㎡という基本高水流量が、本件八ッ場 ダム建設の必要性を支える根拠として使われているのである。

以下では、まず計算根拠資料がある程度明らかになっている毎秒 2 6 9 0 0 ㎡の問題点を述べ、その後毎秒 2 2 0 0 0 ㎡の恣意性を指摘する。

第2 昭和44年の虚構の26900㎡

- 1 流出解析による昭和 22(1947)年 9月洪水の復元流量 (26900 m³/秒) について
 - (1) 昭和40年代に入ると、降雨から洪水流出を推定する流出解析が発達し、「貯留関数法」といわれる方法により、昭和22(1947)年9月豪雨から同洪水を復元する試みがなされるようになった。貯留関数法とは、ごく簡略化して言えば、雨量の実測と流量の実測との間の関係を、関数をもって表そうとするものである(大熊尋問10頁)。具体的には、流域をいくつにも分割して、ある地点での合計流量が説明できるように、時間差も考慮しながら、各流域からどれだけの流出があるかの割合(パラメータ)を設定して、関数を作成するというものである。
 - (2) この貯留関数法を使って、利根川改修改訂計画の基本高水ピーク 流量17000㎡/秒を26000㎡/秒程度に改訂しようとする動きがでてきた。その代表例が甲B77の建設省関東地方整備局「利根川上流域 洪水調節計画に関する検討」(昭和44年3月(以下、「44年の検討」という)である。(甲B55大熊意見書11頁) それには、「昭和22年9月洪水を復元するとそのピーク流量は26500㎡/sと

なる」と記載されている(39頁)。

- (3) 「44年の検討」に続いて作成されたのが利根川ダム統合管理事務所の「利根川上流域における昭和22年9月洪水(カスリーン台風)の実態と解析」(昭和45年4月)(甲B55大熊意見書11頁)(以下、「45年の実態と解析」と言う。)であり、これについては流出計算の方法が具体的に示されているので、その内容を見ることにする。
- (4) 「45年の実態と解析」では利根川上流域は21の流域に分割され(甲B58大熊博士論文の854頁の図8-33「利根川上流域分割図」【図表2】)、この21の流域からの流出を計算するため、13の河道に区切ったモデルがつくられている(甲B58の854頁の図8-34「追跡計算模式図」【図表3】)。

そして、これら21の流域と13の河道の定数が甲B58の85 4頁の表8-12「流域別貯留関数定数」【図表4】と表8-13 「河道別貯留関数定数」【図表5】で、それぞれの定数の値で流出 の度合いや速度を決めるようになっている。

(5) 「45年の実態と解析」は、このようなモデルによって、昭和 22(1947)年9月カスリーン台風による降雨を前提として、八斗島地点 においてどのような洪水流出があるかを解析したものである。

「その計算過程は複雑であるが、その結果が要約されたものが図13『流出解析で計算されたハイドログラフと昭和22年洪水基本高水の比較』と表3『昭和22年9月洪水の復元解析と実測の比較』である。表3には実測による最高水位とその出現時刻を補足した。これによると、八斗島地点における最大流量が26900㎡/秒になるというのである。昭和22(1947)年9月の最大流量は前述のように約15000㎡/秒であり、約12000㎡/秒も多く流出してくることになっている。基本

高水のピーク流量の17000㎡/秒からみても約10000㎡/秒の増大である。」(甲B55大熊意見書11頁、図13は26頁【図表6】、表3は27頁【図表7】)。

(6) 最大流量が26900㎡/秒とされたことについては、「流出解析手法の「貯留関数法」のパラメータが、上流域で氾濫のなかった昭和33 (1958)年洪水(八斗島地点で最大流量約9700㎡/秒)と昭和34(1959)年洪水(同約9100㎡/秒)から求められたものであり、上流での氾濫が考慮されていないからであるという説明がなされている。そして、将来、上流域の開発がなされれば、氾濫が許されなくなるので、この流出量を前提として、八斗島地点の基本高水を26000㎡/秒程度に引き上げる必要があるというのであった。」(甲B55大熊意見書12頁)

2 虚構の毎秒26900㎡

しかしながら、この計算にはさまざまな問題が含まれており、到底 信頼できるものではない。

(1)まず、第1に、利根川上流域における氾濫想定は、まったくでたらめなものであることである。大熊証人は、45年の実態と解析について、以下のとおり疑問を述べている。「昭和22(1947)年9月降雨を前提として氾濫を許容しなければ26900㎡/秒になるということは、実際の洪水では最大流量が15000㎡/秒(ないし17000㎡/秒)しか出水しなかったわけであり、烏川合流点上流域で大きな氾濫があり、洪水流量の低減があったことを意味する。利根川ダム統合管理事務所『利根川上流域における昭和22年9月洪水(カスリーン台風)の実態と解析』(昭和45年4月)では、前掲図13に示す26900㎡/秒と17000㎡/秒のハイドログラフの差分(斜線部分は貯留分、影付き部分は時間遅れでの

流出分)の平均値・約2億㎡が上流で氾濫したとしているのである。2 億㎡という氾濫量は、氾濫水深を2mとしても1万haの氾濫面積が必要となる。昭和22(1947)年9月洪水時に、17000㎡/秒の計算根拠となった上福島、岩鼻、若泉の3地点より上流で実際どのような氾濫があったかが問題である。現地調査を行なったところ、烏川の聖石橋~鏑川合流点付近までの右岸地域(約410ha)で大きく見積もって900万㎡程度の氾濫は認められるが、その他のところではほとんどが河道内での高水敷氾濫でしかなく⁸⁾、2億㎡もの氾濫が可能な場所がないのである」(甲B55大熊意見書12頁)。この大熊証人が行った現地調査の結果は第7章で詳述するが、カスリーン台風による利根川上領域の氾濫はさほど大きなものではなかった。大熊証人のかかる指摘は、国土交通省(建設省)が基本高水流量を毎秒26900㎡と想定する上で、本来全く氾濫するはずのない場所まで氾濫したものとして扱っていたということを痛烈に批判するものである。

(2) さらに、計算結果からも、45年の実態と解析のおかしさを指摘できる。すなわち、「まず、パラメータを定めた昭和33 (1958) 年および昭和34 (1959) 年洪水の実測と再現値が必ずしも一致していないことである。例えば、表4『利根川・大正橋〜上福島間(約25km)の洪水到達時間と洪水流量の変化』にあるように、利根川筋の吾妻川合流点直下流の大正橋から烏川合流点上流の上福島橋間(約25km。この間は小支川が流入するだけで、本川洪水に対してほとんど流入増加はないと考えてよい)で、実測値では洪水到達時間が遅く、かつ洪水流量の低減効果が約1000㎡/秒あるが、解析値では洪水到達時間がかなり速くなり、かつ洪水流量の低減がなくなっている。これを昭和22(1947)年の解析にあてはめた場合、洪水到達時間は極端に速くなっており、洪水流量も約1000㎡/秒増大した結果となっている。これは、

パラメータを決めた昭和33(1958)年、昭和34(1959)年洪水でさえ 実態を再現していないことになり、昭和22(1947)年の復元値の信憑性 は乏しいといわざるを得ない。」(甲B55大熊意見書12頁、大熊 尋問12頁)「また、解析結果を詳細に検討すると、洪水到達時間が 異常な速さになっているところがある。利根川筋の岩本地点から吾妻 川合流地点までの約14km区間の洪水到達時間が昭和22(1947)年解析 値では12分で(前掲表3参照)、約20m/秒の速さで洪水が流下したこ とになっている。」(甲B55大熊意見書12頁)「流速が20m/秒 くらいになりまして風速に近い流速であったということで、このよう な現象は現実にはないだろうというふうに考えています。」(大熊尋 問13頁)このように、「45年の実態と解析」は、パラメータを定 めた昭和33(1958)年および昭和34(1959)年洪水についても、その 実測と再現値が一致しておらず、それを昭和22(1947)年の解析にあて はめた場合、(河道貯留効果で)洪水流量が減少する区間で逆に洪水 流量が大きく増大し、さらに、流速が現実にはありえない風速並みの 速さになって洪水到達時間が極端に短くなっており、洪水の実態と遊 離した計算が行われている。

(3)では、どうしてこのようなでたらめな計算がなされたのであろうか。 大熊証人は、「(この)時代は上流の沼田ダムという構想がありました。沼田ダムというのは、いわゆる岩本地点にダムをつくるもので、日本で最大級の8億㎡のダムです。そのうちの2億5000万㎡を洪水調節に使おうという大計画がありました。そういう沼田ダムに当たっては基本高水が高ければ高いほどよかったわけですが、昭和47年に沼田ダムが中止になりました。そうすると、2万6900tとか2万6500tという数字では、とても上流のダム分では調節することが不可能になってきます。それで2万2000tという数字に下げた のではないかというふうに私は考えております。」(大熊尋問25頁~26頁)と述べ、ダム計画に合わせて基本高水流量が上げられたり下げられたりしたのではないかと推察している。

(4) 1974年の大熊証人の博士論文の指摘

大熊証人は、現地調査を重ねた結果、昭和45年の26900㎡はあり得ない架空の数字であることについて、その博士論文において痛烈に批判していた(甲B58、被害実態に関しては2頁 ~6 頁、復元解析の問題に関しては7頁 ~14 頁)。

その博士論文は、全部で100組作成し、関係各所に配布したという。その後、大熊証人は新潟大学に移ったが、コンサルタント会社に就職した教え子から、自身の博士論文が倉庫に「極秘」のスタンプを押されて保管されていたことを教えられたという(大熊尋問3頁)。それは、いうまでもなく、おおよそ氾濫しえないような場所に氾濫を想定した誤りを包み隠すためだったと思われる。

ここに至って、大熊証人は、博士論文の内容を、きちんと出版して世の中に自分の利根川に対する考え方を知らせたいと考え、1981年(昭和56年)に「利根川の治水の変遷と水害」(甲B56)を出版したのである(大熊尋問3頁)。

ところが、大熊証人は、この本の中では、上記の45年の毎秒2万6900㎡については、以下の一部を除いて、正面からは批判はされていない。なお、甲B56の364頁以下に該当する博士論文が、甲B58である。

大熊証人は、この点について、「私も同じ土木屋でありまして、 同じ土木屋の仕事の恥ずかしい点を残したくなかったということで あります」「土木の世界がこういう間違いをしているということを 公の本に載せたくなかったということですね」 (大熊尋問23頁) とその理由を説明している。

そのことを奇貨としてか、水戸地裁で証言した河崎和明元関東地方整備局河川部長は、この毎秒2万6900㎡に関して全く知らないと証言を拒んだ(甲F1水戸地裁河崎尋問41頁)。しかしながら、甲B56の大熊証人の本の中でも、364頁には、以下の記載がなされている。

「その後、この鳥川合流点の最大流量を貯留関数法により推定する方法が開発された。この貯留関数法の各定数は昭和33年、昭和34年洪水から算定された。これによって昭和22年9月洪水を復元解析すると、八斗島地点の最大流量は、26480㎡/s(参考文献80(注「44年の検討」のこと))ないし26919㎡/s(参考文献94、p84(注:「45年の実態と解析」のこと)と推定された。前述した17000㎡/sからみて、約10000㎡/sの増加である。」

大熊証人は、名実ともに利根川研究の第1人者であり、「利根川の治水の変遷と水害」(甲B56)は、利根川の治水に関わる者であれば、まず第1に読まねばならない本である。河崎証人も、当然、この本を読んでいる旨証言している(甲F1水戸地裁河崎尋問40頁)。河崎証人は、26900㎡/秒については全く知らないと証言したが、利根川の治水に関わる者がこの事実を知らないということはあり得ないことであり、河崎証人の証言態度は、都合の悪いことには返答しないという態度が透けてみえるのである。

(5) 小括

以上のとおり、大熊証人は、「45年の実態と解析」によって示された毎秒26900㎡について、徹底した現地調査の結果に加えて、論理的にもこれを否定した。

毎秒26900㎡というあり得ない流量を導き出した貯留関数法は、その手法自体極めていい加減で信用できないものであることが明らかになった。

第3 昭和55年の虚構の毎秒22000㎡

1 昭和55年には、毎秒22000㎡とされたこと

その後、昭和55(1980)年12月の河川審議会で利根川の工事実施基本計画の改訂が行われた。この結果、八斗島地点における基本高水ピーク流量は22000㎡/秒と定められた。昭和24年の17000㎡/秒からは約5000㎡/秒増加しているが、先に述べた昭和45年の26900㎡/秒からは約5000㎡/秒減少している。そして、この毎秒22000㎡/秒から在に至るまで引き継がれているカスリーン台風が再来した場合の洪水流量となっている。

2 虚構の毎秒22000㎡

しかしながら、この計算にも、なおさまざまな問題が含まれており、 到底信頼できるものではない。

(1) まず、この 22000 m³/秒も、昭和 22(1947)年9月カスリーン台風の降雨を前提として流出解析より求められたものである。それでは、昭和 45年の毎秒26900m³と、どこがどのように変わったのかと言えば、この洪水計算モデルの科学的な根拠は明らかにされていない。ア この点については、本件と並行して行われているさいたま地裁における調査嘱託の結果(甲B57の4)が、一応参考になる。このうち、「利根川水系工事実施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件」(18頁~33頁)が、22000 m³/秒の計算根拠とされている。これをみると、利根川流域

は全部で54に分割されている【図表8】。また、河道も「A」 ~「S2」までの34に分割されている(同33頁【図表9】)。「45年の実態と解析」では利根川流域の分割は21で、河道の分割は13であったから、これだけをみれば、より詳細に計算されているようにも見える。

- イ しかしながら、そこで用いられている定数は、基本的には「45年の実際と解析」で用いられているものと同じである。【図表10】の対照表に示すとおり、毎秒 26900 ㎡/秒と毎秒 22000 ㎡/秒をそれぞれ導き出した貯留関数法の流域定数のほとんどは同一の値が使用されている。また、同じことは、河道定数についても言える。即ち、【図表11】の対照表に示す河道定数は同一の値が使用されているのである。
 - 対 厳密に言えば、調査嘱託の回答(甲B57の4)では八斗島上流域における流域ごとの流域定数、河道ごとの河道定数が示されたものの、流域分割図や河道分割図は含まれていない。これらの分割図は流域定数表および河道定数表と一体のものであり、分割図がなければ、流域番号や河道番号で示されている定数が示す場所が不明なのであるから、定数表だけでは意味をなさず、定数表とセットで分割図が示されなければならない。関東地方整備局は利根川水系河川整備基本方針計算資料の情報公開請求でも、甲B第66号証の1に示したとおり、その開示資料の中で流域分割図や河道分割図関係をすべて黒塗りにし、分割図の開示を頑なに拒否しているため、原告らは洪水計算モデルの妥当性、科学的な根拠の有無を検証することができない。関東地方整備局は科学性の疑わしい計算モデルの検証をさせないように、その検証に必要な流域分割図や河道分割図の開示を拒否しているのである。

- エ ただし、そこで用いられている貯留関数法のモデルの定数の大半は「45年の実態と解析」を踏襲していることは明らかである。大熊証人は、これをもって、「パラメータはたくさんありますので、少しそれを変えれば流量は変わって」くること、その結果、結論を26900㎡から22000㎡にすることも「可能」であること(大熊尋問25頁)、昭和55年の22000㎡について、「昭和33(1958)年、34(1959)年洪水から求められたものとのことであり、前述の26900㎡/秒の流出解析から見て、同じ条件ながら約5000㎡/秒減少した理由が明らかでない。これは流出解析が恣意的に行われている証左でないかと考える。」と述べている(甲B55大熊意見書13頁)。

因はほとんどないと考える。」として、2 2 0 0 0 m³を前提としても、なお、八斗島上流部での氾濫としては過大であることを、論証したのである(甲B55意見書13頁)。

- (3) カスリーン台風の再来計算で八斗島地点 22,000 ㎡/秒という並外れて大きな洪水流量が求められる理由は、洪水計算モデルそのものに基本的な欠陥があるからである。このモデルについて国土交通省は「昭和 33 年及び、34 年の実績洪水でモデルの適合度の検証を行っており」、さらに昭和 57 年及び平成 10 年の実績洪水でも十分検証ができている。」と述べているが(甲第 20 号証 関東地方整備局から群馬県への回答 5 頁)、平成 14 年 1 月に建設省が当時の衆議院議員に提出した資料(甲B第 37 号証)では、昭和 33 年、34 年洪水の実績流量と計算流量は乖離があり、実績流量を計算で再現できたとは到底言えるものではない(原告第 9 準備書面 11~13 頁)。
- (4) ところが、平成 17 年 12 月の国土交通省社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会の資料では、昭和 33 年、34 年洪水の実績流量と計算流量がぴったり一致している。これは、数字の操作が行われた可能性が高く、国土交通省が実績流量を再現できたといっても、信用することができない。昭和 57 年、平成 10 年洪水についても同様であって、その計算根拠資料を情報公開請求で求めてもただ計算結果のみが示されるだけであり、その真偽を確認することもできない。
- (5) このように、計画降雨量 319 mmの計算に洪水計算モデルが適合するという保証がないのである。実績洪水の八斗島上流域 3 日雨量は昭和 33 年、34 年、57 年、平成 10 年それぞれ 168 mm、216 mm、216 mm、186 mmである(実績ピーク流量はそれぞれ 8,730 ㎡/秒、8,280 ㎡/秒、8,190 ㎡/秒、9,220 ㎡/秒)。これらは実績雨量が計画降雨量 319

mmの 52~68%にとどまる洪水である。これらの実績洪水について洪水計算モデルの検証が仮に行われたとしても、基本高水流量を求める時の 319 mmにも適合するモデルであるという保証はまったくない。逆に、実績洪水に適合する定数の組み合わせはいくつもあるから、319 mmへの引き伸ばしによって計算流量がより大きくなるような定数の組み合わせを選択することも可能であり、その点で 319 mmから求められた 22,000 m²/秒には計算者の意図が含まれている可能性がある。

(6) さらに、洪水計算モデルによるカスリーン台風の再来計算では、利根川本川・支川の流出状況が実際と大きく違っている可能性が十分にある。昭和45年には、当時の関東地方建設局はカスリーン台風が再来すれば、八斗島地点の洪水ピーク流量が26900㎡/秒という計算結果を示していた。大熊孝証人はその再来計算の結果と実績データを比較し、実績では本川・支川のピーク時刻にタイムラグがあるのに対して再来計算ではピーク時刻が重なるようになっていて、そのために八斗島の流量が大きくなっているなどの問題点を指摘している(甲B第58号証 大熊孝博士論文「利根川における治水の変遷と水害に関する実証的研究」昭和48年12月)。

これに対して、22000 ㎡/秒について関東地方整備局が公表しているのは八斗島地点の計算結果だけで、本川・支川の地点別の計算結果を明らかにしないから、大熊証人が指摘した問題点を検証することもできないが、22000 ㎡/秒の計算結果にも同様な問題があることが十分に予想される。

(7) このように、関東地方整備局が基本高水流量 22000 ㎡/秒の算出に使用した洪水計算モデルは多くの疑義があるモデルなのである。そして、関東地方整備局が洪水計算モデルの妥当性の検証に必要な流域分割図等の開示を拒否しているのは、モデルの非科学性を隠す必要があ

るからに他ならない。

第4 洪水流出計算は恣意的なものである

利根川では治水目的を持つダム計画が昭和24年からつくられ始め、 その後も利根川の本川と各支川にもダムをつくる構想が次々と浮上して きた。それらのダム計画の構想は地元に影響を与えるという理由で、正 規の計画になった以外のものはほとんど予定地が明らかにされていない が、利根川水系では昭和40年代頃まで、数多くのダム計画の構想が立 案された。その中で最大のものが沼田ダム計画であった。

沼田ダム計画と数多くのダム計画を推進するためには、利根川の治水計画において上流ダム群の洪水調節必要量を大きくしなければならない。そのためには、基本高水流量そのものを大きくしなければならない。毎秒17000㎡であった八斗島地点の基本高水流量が大きく引き上げる試みがされたのは、そのようなことが背景にある。昭和44年の報告書では毎秒2650㎡、45年の報告書では毎秒2650㎡という、きわめて大きな基本高水流量が提案された理由は、数多くのダム計画だけでなく、沼田ダム計画を治水上必要なものだとして位置づけることにあった。

そして、沼田ダム計画が昭和47年に中止されると、基本高水流量を毎秒26000㎡台まで引き上げる必要はなくなり、昭和55年の利根川水系工事実施基本計画では、基本高水流量は毎秒22000㎡にすることになった。それでも、それ以前の基本高水流量毎秒17000㎡よりも5000㎡大きい数字であり、この毎秒5000㎡の引き上げによって数多くのダム計画が治水上必要とされるようになった。

毎秒26500㎡、毎秒26900㎡、毎秒22000㎡、いずれも同じような貯留関数法のモデルによって求められており、このことはモ

デルの係数の設定によって計算値を変えることが可能であることを物語っている。

すなわち、これらの基本高水流量は科学的に求められたものではなく、 ダム計画との関係で必要な数字が最初から決まっていて、それに合わせ るように、貯留関数法の係数が設定されて算出されたものなのである。 このように洪水流出計算とはきわめて恣意的なものなのである。

以上述べたとおり、利根川・八斗島の基本高水流量は、昭和40年の工事実施基本計画の毎秒17000㎡のあと、毎秒26500㎡、毎秒26900㎡、そして現在まで引き継がれている毎秒22000㎡と変遷してきたが、いずれも同じような貯留関数法のモデルによって計算されたものであって、モデルの係数の設定によって計算結果が変わってきた。この基本高水流量の変遷はダム計画との関係によるものであって、その時点のダム計画の必要性をつくり出すために貯留関数法の係数が設定され、きわめて恣意的な計算が行われてきた。そして、いずれもカスリーン台風当時に起こり得なかった利根川上流部の大氾濫を前提にしたもので、現実と遊離した計算が行われてきた。

第5 小括

以上のとおり、貯留関数法に基づく基本高水流量毎秒22000㎡は 著しく過大であり、八ッ場ダムは不要である。

第6章 総合確率法に基づく毎秒2万1200㎡は著しく過大であるか ら八ッ場ダムは不要である

第1 総合確率法について

1 総合確率法による計算結果

もう一つの基本高水流量の計算である確率計算においては、「総合確率法」が採用され、次の手順により、毎秒21200㎡が得られたという。

- (1) 1937年から74年までの間で八斗島地点上流域の平均3日雨量が 100mm以上の31洪水を代表洪水として選定する。
- (2) 任意の流域平均3日雨量を31洪水に当てはめて、貯留関数法により、流出計算を行い、洪水ピーク流量を求める。
- (3) 上記の計算により得られた31洪水ごとの流域平均3日雨量と洪水ピーク流量との関係から、任意の洪水ピーク流量が生じる雨量をそれぞれ31個算出する。そして、その雨量の年超過確率を、過去74年間の雨量データによる統計計算から求める。その31個の雨量の年超過確率を平均したものをその任意の洪水ピーク流量の年超過確率とする。
- (4) 上記の計算により得られた任意の洪水ピーク流量ごとの年超過 確率を元に、1/200相当の確率流量を求める。
- (5) 以上の手順で、洪水調節施設がない場合の八斗島地点の1/200確 率流量を求めた結果、21,200㎡/秒という値が得られた。

2 総合確率法は科学的根拠が不明

総合確率法は関東地方の一部の河川で昭和40~50年代の一時期だけ使われた特殊な手法である。もし合理的な手法であるならば、全国各地の河川で使われ、その後も関東地方で継続して使われたであろうが、地域的にも時間的にも限定して使われただけで終っており、このことはこの手法が合理的なものでないことを示唆している。実際に関東地方整備局の河川計画課に総合確率法の計算方法の詳細を問い合わせて

も、明確な回答が得られず、今では完全に過去の手法になってしまっている。

このように総合確率法は特殊な方法であって、科学的な根拠が不明なものである。たとえば、確率そのものの平均値をとるという確率統計学では考えられない計算過程が入っており、それだけ見ても、総合確率法の科学性は疑わしい。利根川の総合確率法では最終段階では、引き伸ばし計算の結果21,200㎡/秒となる31 洪水それぞれの非超過確率を平均したところ、1/200 となったとされている。しかし、確率の平均値は正解が得られるようなものではない。たとえば、或る洪水ではその流量になる確率が1/400 で、別の洪水では1/10 であったとしよう。もしこの二洪水だけで確率の平均値をとると、算術平均(相加平均)ならば、 $(1/400+1/10) \times 1/2 = 1/20$ となるが、幾何平均(相乗平均)ならば、(1/400+1/10) = 1/63 となる。感覚的には後者の方が平均値に近いようにも思われるが、もともと正解のない話である。総合確率法では算術平均で確率の平均値を求めているが、それが正解であるという保証はない。

3 総合確率法もカスリーン台風再来計算と同じ非科学的な洪水計算モデルを使用

総合確率法では、「任意の流域平均3日雨量を31洪水に当てはめて、 貯留関数法により、流出計算を行い、洪水ピーク流量を求め」ている が、この貯留関数法にはカスリーン台風再来計算とまったく同じ洪水 計算モデルが使われている。そのことを表しているのが、【図表13】 (原告第9準備書面の表6-1)である。この表には、31洪水に1/200 の3日雨量を当てはめて洪水ピーク流量を求めた結果が示されている。 総合確率法ではこの表のように任意の流域平均3日雨量を31洪水に当 てはめて洪水ピーク流量を計算しているのであって、そのうち、1/200の3日雨量319mmを当てはめた場合の計算結果が同表の「ダムなし」の列の値である。カスリーン台風の1947年9月13日の場合は22170㎡/秒で、カスリーン台風再来計算の結果22000㎡/秒とほぼ同じ値になっている。若干の差は再来計算では3日雨量として319mmではなく、318mmを使っていることによるものである。同じ雨量で同じ流量が求められるということは、カスリーン台風再来計算でも総合確率法でも同じ洪水計算モデルの貯留関数法が使われたことを物語っている。

カスリーン台風再来計算に使われた洪水計算モデルが利根川の洪水 流出の実態から遊離した非科学的なものであることは、すでに述べた。 とすれば、総合確率法で使われた洪水計算モデルも非科学的なもので あるから、そのモデルにより、任意の流域平均3日雨量を31洪水に当 てはめて求めた洪水ピーク流量の計算値はすべて、利根川の洪水流出 の実態から遊離した机上のものに過ぎないことは明らかである。

したがって、総合確率法の最終の計算値、1/200相当の確率流量 21200 ㎡/秒は、そのように実態から遊離した、31 洪水の洪水ピーク流量計算値から導き出されたものであるから、21,200 ㎡/秒も当然のことながら、単なる机上の計算値にすぎないのである。

このことは、このことは、昭和 45年の確率計算では毎秒 2520 0 m^3 とされていたものが (甲 B 77 の 39 頁)、昭和 55 年に 2120 0 m^3 とされたことからも明らかである。

第2 流量確率法による検証の欺瞞性

1 ゲタをはかせた実績流量によるまやかし計算

国土交通省は、利根川水系河川整備基本方針の策定時において基本 高水流量の検証が行われているとして、「蓄積された流量データを各種 確率統計手法を適用して、概ね 200 年に 1 回程度発生する洪水流量を 算出すると、その範囲は毎秒 20,200~30,300 ㎡となる」、とも述べて いるので(乙 219 号証の $1\cdot 14$ 頁)、この検証の誤りを述べておくこと にする。

国土交通省の言う 1/200 確率規模の流量 20,200~30,300 ㎡/秒は、いわゆる「流量確率法」で求めたものである。「流量確率法」とは、毎年の最大実績流量から統計手法で直接、〇〇〇年に1回の最大洪水流量を求める方法である。

それに対して、従来の手法は、まず〇〇〇年に1回の最大雨量を求めてその雨量から流出モデルを使って〇〇〇年に1回洪水流量を求めるやり方で、雨量確率法といわれているものである。この計算手法は、計算者の判断要素がいくつも入るところがあるため、恣意的に数字を大きくすることが可能であった。それに対して、流量確率法はもっぱら統計計算であるから、本来は客観性のあるものである。

ところが、国土交通省は、統計計算に使う実績流量データそのものを、ゲタをはかせて大きくするというまやかしを使って、流量確率法の計算結果が従来の基本高水流量と同レベルになるような操作を行っている。たとえば流量観測が開始されていない時代については「計算流量」を「実測流量」の代わりに使うという方法である。計算流量は流出モデルの係数のとりかたによって大きく変動するので、適当に膨らませることができる。たとえば、1947年のカスリーン台風の実績流量としては再現計算の結果に近い 21,131 ㎡/秒が使われている。このように、統計計算に使う実績流量には、ゲタをはいた過大な値が含まれているので、そのような実績流量を使って流量確率計算を行えば、当然のこととして、流量確率法の計算結果は大きな値になる。また、国土交通省は、統計手法として大きな値が算出されることが最初から

分かっている、不適切な統計手法までもわざわざ入れている。流量確率法は、本来は従来の基本高水流量より小さい値を算出するものであるが、国土交通省はこのようなまやかしの手法を使うことにより、従来の基本高水流量と同レベルの値が求められるようにしている。このように、国土交通省による流量確率法の計算結果は客観性のないものになっている。

2 実際の最大流量の経年変化

【図表14】は国土交通省の公表値を使って、1941~2007年の67年間について利根川・八斗島地点の年最大流量の経年変化をみたものである。同図において1951年以降は観測流量であるが、1949年以前は推測流量となっている。この67年間における第一位の流量は1947年カスリーン台風の17,000㎡/秒である。ただし、これは国土交通省の公表値であって、正しくは約15,000㎡/秒である。第二位は1949年キティ台風の10,500㎡/秒である。その後は10,000㎡/秒を超える洪水は皆無となっている。その後の最大は1998年の9,220㎡/秒である。

戦争直後の1947年、1949年に1万㎡/秒を超える洪水が出たのは、 戦時中の利根川流域で燃料の確保等のため、森林の伐採が盛んに行われ、はげ山が多くあって、山の保水力が大きく低下していたことが大きな要因になっている。その後、植林が行われ、森林が生長して山の保水力が次第に高まっていった。最近57年間、1万㎡/秒を超える洪水が出なくなっているのは山の保水力の向上が背景にあると推測される。

【図表14】において最近57年間の年最大流量の実績値と基本高水流量22,000 ㎡/秒を比較すれば、22,000 ㎡/秒がそれらの実績値と

ひどくかけ離れた架空のものであることは明白である。

第3 小括

以上述べたとおり、総合確率法による 1/200 確率流量 21,200 ㎡/秒にも、科学的な根拠はなく、利根川の洪水流出の実態と遊離したものである。

第7章 上流域での大氾濫はなく、「毎秒2万2000㎡」の出水は認められない

第1 はじめに一問題の所在

1 利根川の基本高水のピーク流量は、昭和22年のカスリーン台風時の 八斗島地点における洪水のピーク流量が「既往最大流量」として採用され、毎秒17000㎡とされていたことは前述した(実際の流量が毎秒 15000㎡であったことも前述した)。

しかし、昭和55年にはこれが毎秒22000㎡と変更された。

その理由について、関東地方整備局は、「昭和22年以降の上流部の河川改修、開発等による流出増があるため、利根川上流域の現状を考慮して流出計算モデルを構築し、カスリーン台風が再来し、上流にダムがないという条件で流出量について検討を加えた結果、八斗島地点における基本高水のピーク流量は毎秒2万2000㎡程度となった。」(乙157の1号証「八ッ場ダム建設事業について(回答)」4頁)と説明している。仮にこれが正しいとすれば、昭和22年のカスリーン台風時には、八斗島上流部において、毎秒5000㎡以上(流量が毎秒15000㎡であることを前提とすれば毎秒7000㎡もの)の氾濫が生じていたこと

になる。

2 さらに、本件訴訟係属中に、現況の堤防施設と既設6ダム(ダムカット量は毎秒1000㎡)の下において計画降雨があった場合、八斗島地点に襲来する洪水流量は毎秒16750㎡に止まることが国土交通省から示された(甲B第38~39号証)。

これを前提としても、毎秒2万2000㎡が正しいということになれば、カスリーン台風が再来した場合には、上流域には、現在でも毎秒4000㎡以上の氾濫が生じることになる。

3 そこで、果たして、カスリーン台風時にそのような大氾濫が起きた痕跡はあるのか。そして、もしそうした大氾濫があったとして、その後の治水対策は採られていたのかが大きな疑問として浮上した。もし、こうした氾濫が虚構のものであれば、それは直ちに「基本高水流量22000㎡」の崩壊につながるものとなるのである。本章においてはこの大氾濫の有無について検証する。

最初に結論を述べれば、利根川上流部においてそうした大氾濫を認めるに足りる資料はどこにも存在していない。

第2 利根川上流域での大氾濫の不存在一大熊孝証人による現地調査の 結果から

名実ともに利根川研究の第1人者である大熊孝証人は東大大学院時代の昭和40年代において年数をかけて、カスリーン台風時に、八斗島上流部においてどのような氾濫があったかについて、利根川の現地調査を行っている。調査を行ったきっかけは大熊証人が、第5章で述べた「利根川上流域における昭和22年9月洪水(カスリーン台風)の実態と解析」(利

根川ダム統合管理事務所、昭和45年4月)の「昭和22年9月洪水氾濫推定図」(甲B58の図8-27【図表15】)に接したことにある。大熊証人は、この氾濫推定図の結果に疑問を覚え、果たしてカスリーン台風時に、八斗島上流部において、このような大規模な氾濫があったのかを確かめるべく、利根川の現地調査を行ったという。

大熊証人がこのような現地調査を行ったのは、「利根川上流域の氾濫について記録されている文献は数少なく、「昭和22年9月の大水害の実相」(群馬県)と「利根川上流域における昭和22年9月洪水(カスリーン台風)の実態と解析」(利根川ダム統合管理事務所、昭和45年4月)とにみられる程度」(甲B56大熊「利根川の治水の変遷と水害」364頁)だったからである。

大熊証人は、「私は、博士論文を書くのに5年間掛かりました。その間、利根川を何度も訪れて調査を行っております。大体毎週土日には出掛けたといったようなことで、それと利根川ダム統合管理事務所に実習という形で3か月ほど行っておりました。」と述べ、全部合わせると200日以上は現地調査をやっていたこと、その現地調査の手法は、「ほとんどが現地で、そこに住んでいる人に22年の水害状況がどうであったかを聞いていった」というものであったと述べた(大熊尋問17頁~18頁)。

そして、その現地調査の結果、「氾濫想定図」(甲B58の図8-27 【図表15】】)がおおよそ氾濫するはずのない場所において氾濫したことになっていることを確認したのである。「氾濫想定図」を市販されている5万分の1の地図に書き写したのが、甲B72の1から5【図表16~20】である。1つ1つみてみよう。

(1) 高崎(甲B72の1【図表16】)

高崎(甲B72の1)では、利根川と烏川の合流点の北西の玉村町がほぼ全部浸水したことになっている。確かに、「ここでは上福島地

点が破堤して、それで玉村に氾濫があったのは事実」であるが「少し 氾濫面積が倍くらいに大きく描かれている」という(大熊尋問16頁)。 ただし、この上福島の破堤は上福島のピーク流量が過ぎた後の破堤で あるから、八斗島のピーク流量の推定(すなわち15000㎡)に関 しては、この破堤は考慮する必要はない(同16頁)。

(2) 前橋(甲B72の3【図表17】)

前橋(甲B72の3)では、「ほとんど河道内の氾濫」である(大 熊尋問19頁)。大規模な氾濫は全くない。

(3) 沼田(甲B72の5【図表18】)

沼田(甲B72の5)では、「吾妻川が合流する少し上流のところで利根川は大きく蛇行しており」「河岸段丘が発達しているんですが、その蛇行部の凸部と言いますか、河岸段丘の上に大きく氾濫していることになっておりますが、ここには全く氾濫をしておりません。」地名で言えば「宮田、佐又、樽といったようなところです」(大熊尋問15頁)という。大熊証人は、このことを、「現地に行って、そこに住んでいる人に確認して」いる(同15頁、甲B68の1頁)。

(4) 富岡 (甲B72の2【図表19】)

富岡(甲B72の2)については、もっとも現実との乖離が甚だしい。すなわち、「鏑川沿いも河岸段丘が発達しているところでありまして、この吉田とか高瀬とか福島、額部というところに(地図上では)大きく氾濫しておりますけれども、ここはほとんど氾濫がありません。碓氷川になりますが、(地図上では)上の方のここの安中が駅を中心として氾濫しておりますけれども、この氾濫もなかったということが明らかで」ある(大熊尋問16頁)。

さらに、このことは、群馬県作成にかかる「昭和22年9月大水害の実相」(甲B75の10枚目【図表21】)からも裏付けられる。

すなわち、「北甘楽郡の富岡町は浸水家屋がありません。それから吉田村も浸水家屋がありません。」「高瀬、額部、福島というところも浸水家屋がないという状況です。それから安中のところは床下浸水が10軒ありますが、安中域を中心とした全面的な氾濫は、これ(大水害の実相)からは全く想定できない」のである(大熊尋問16頁)。

(5) 榛名山 (甲B72の4【図表20】)

榛名山(甲B72の4)は、「榛名山の南にある烏川上流部ですが、 ここのところは昭和10年の洪水で大きな氾濫があり、その後堤防が 作られておりまして、昭和22年のカスリン台風では、ほとんど河道 内を流れているという状況」だった(大熊尋問20頁)。

このように、カスリーン台風による利根川上流域の氾濫はさほど大きなものではなかったことが明らかになった。確かに、昭和22年のカスリーン台風は、群馬県内にも甚大な被害をもたらした(甲B75)。しかしながら、八斗島上流部における被害の原因は、「赤城山を中心とした降雨によってたくさんの土石流が発生し」たこと、「本川の水位が高くなったことによって内水がはけないということで、内水が湛水したということで浸水家屋が出」たことによる(大熊尋問17頁)。甚大な被害があったことは、すなわち、河川の氾濫によるものだけとは限らないことを銘記すべきであり、その被害の原因は、大熊証人のように現地調査を重ねなければ分からないのである。

第3 現在の利根川上流の堤防状況と八斗島地点の洪水流量

では、利根川上流の堤防の状況がカスリーン台風以降どの程度変わったのか、昭和22年当時と現在とでそれによる洪水流出の変化がどれ位あるのかを見ることにする。

1 現在の利根川上流の堤防状況

(1) 利根川本川

「利根川上流域堤防存否等調査報告書」(甲B54)のとおり、利根川本川の上流部、特に前橋市より上流部側においては、堤防機能を持ち合わせたサイクリング道路や流水からの浸食防止の玉石積み堤などの外は、堤防自体がもともと存在していない。前橋市上流においては、川は台地を下刻して流れており、河道は掘り込み型となっているので、堤防は造られなかった。氾濫するようところは非常に少なく、たとえ氾濫しても河岸段丘で囲まれた範囲での氾濫であるから、氾濫量はさほど大きな量にはなりえない。

したがって、一部の例外を除いて、利根川本川上流部の堤防の状況 は昭和22年当時と現在は大きな変化はないと考えられる。

(2) 烏川流域(烏川、神流川、鏑川、碓氷川)

烏川流域(烏川、神流川、鏑川、碓氷川)についてはまず直轄区間の河川現況台帳および堤防現況平面図を情報公開請求で入手して堤防築堤年を整理し(甲B63「利根川支川「烏川・神流川・鏑川・碓氷川」(直轄区間)の築堤年の調査結果」)、次に現地調査で地元の古老のヒアリングを行って報告書をまとめた(甲B68「利根川調査報告書」)。これらの調査により、烏川、碓氷川、鏑川、神流川の堤防は、そのほとんどがカスリーン台風以前に築堤された堤防であることが確認された。一定距離の連続堤防のうち、神流川のある区間の堤防だけが、カスリーン台風後の築堤であった。すなわち、神流川と烏川との合流点から神流川の上流側へ、左右両岸の約10km 近い連続堤防のうち、上流側のおよそ半分5kmくらいが、カスリーン台風後の築堤であった。これ以外では、部分的な工事にとどまっており、全体を俯瞰すれば、カスリーン台風後には大きな築堤工事は行われていないことが確認さ

れた。

以上のように、利根川本川上流と鳥川流域を調査したところ、一部の例外を除けば、昭和22年当時と現在とでは堤防の状況は基本的に変わっていないことが確認された。従って、現在もカスリーン台風当時と比べて堤防の状況は基本的に変わっていないのであるから、八斗島地点の洪水流量を増大させる要因はほとんどないと判断される。

2 八斗島地点の洪水流量

以上をふまえて、大熊証人は、以下のとおり述べている。

「要は、鳥川流域での氾濫や河道内の高水敷氾濫に関して、昭和22(1947)年当時と現在で変化があるかどうかである。現地調査によれば、鳥川の聖石橋〜鏑川合流点間の右岸の氾濫域は現在でもそのまま遊水地として残されている。また、昭和22(1947)年以降築堤されたところは、利根川本川では棚下(左岸)、敷島(左岸)、大正橋下流から坂東橋付近までの右岸、鳥川では城南大橋上流右岸、碓井川合流点付近などであり、氾濫が防止された面積はせいぜい数百haであり、氾濫防止量も数百万㎡といったところであろう。すなわち、昭和22(1947)年当時と現在の利根川上流域での氾濫状況はほとんど変化なく、八斗島地点の流量を増大させる要因はほとんどないと考えられる。」(甲B55大熊意見書13頁)

以上から、昭和22年のカスリーン台風時に、河道からの大規模な氾濫によって被害を受けた地域は、高崎から下流の烏川右岸のみである。 その面積は約410haに過ぎず、氾濫量は氾濫水深を2mと「大きく見積もって900万㎡程度」である(甲B55大熊意見書12頁)。

第5章、第2、2、(1)で示したように、2億㎡の氾濫量をもたらす最大氾濫流量は毎秒9900㎡(26900㎡-17000㎡)であ

るから、それから比例計算すれば、900万㎡の氾濫量に相当する最大 氾濫流量は毎秒450㎡以下である。実際の氾濫水深は2mよりもずっ と小さいから、その他の氾濫地の氾濫量などを加えても、実際の全氾濫 流量はせいぜい毎秒1000㎡にとどまる。

昭和22年のカスリーン台風時の八斗島上流部3カ所での実測からの 八斗島地点の推定流量は河道貯留効果を考えれば毎秒15000㎡に過 ぎなかったのであり、八斗島上流部でのこうした氾濫量を考慮しても、 洪水ピーク流量は毎秒16000㎡程度であって、17000㎡を超え ることはあり得ないことが、大熊証人らの現地調査の結果から確認でき るのである。

第4 河崎証言でも5000㎡の氾濫を否定している

1 証人として出廷した関東地方整備局元河川部長の河崎和明氏は、カスリーン台風時の上流部の氾濫について、どのように証言をしたか。カスリーン台風当時、八斗島地点よりも上流の、どの地点でどれくらい溢れたかという資料が存在するかについては、同証人は「昭和22年当時、具体的に何トンあふれていたというのは、書いたものはない」とし(河崎和明証人尋問調書16頁)、また、「残念ですが、そういう資料は見たことがありません。」と答えている(同28頁)。

そして、河崎証人は、「別のプログラムを作れば氾濫量は出てくる」 (同53頁)というのに、関東地方整備局は、現在までに、そうした データも収集していない。そうした事実を解明する気が国交省にはま ったくないのである。

2 また、河崎証人は、カスリーン台風時の出水量について、原告代理 人から「カスリーン台風の八斗島地点での実測が毎秒1万7000㎡ で、貯留関数法を使って計算したら毎秒2万2000㎡というのだか ら、同台風では上流域で5000㎡溢れたということになるのではないか」と質問されたが、同証人は、そうした結果は「認めません」と答えた(同43頁)。この場合、貯留関数法の計算結果自体からは毎秒5000㎡の氾濫が算出できないとしても、カスリーン台風時の降雨があり、一定の河道整備がなされていれば、基準地点の河道にピーク流量で毎秒2万2000㎡の洪水が流れるという事実が存在し、一方現実には、そうした河道が未整備の状況で1万7000㎡しか到達しなかったのであれば、その差は「氾濫量」と考えるのが常識であろう。貯留関数法で、自動的に5000㎡が計算できるか否かは別にして、こうなるはずのものである。河崎証人がこのような常識を持ち合わせていないとは考えがたいところであるから、同証人の答弁は、「カスリーン台風時には、5000㎡もの氾濫は認められなかった」という趣旨に理解すべきこととなろう。そう理解することが全体の状況に整合する。

3 ところで、河崎証人は、カスリーン台風時には、群馬県内の八斗島地点上流域において、1万町歩以上の田畑が冠水しているとし、仮に田んぼで80cmの冠水があったとしたら、水田だけでも6400~800㎡の氾濫があったことになると証言している(同39頁)。たしかに、群馬県の「昭和22年大水害の実相」によれば、八斗島地点上流域での水稲や畑、桑園等の流失・埋没・冠水などの被害面積は1万町歩以上に及ぶとされている。しかし、これらの被害面積はすべて厚く冠水したということではない。山間部の傾斜地では、大雨による表流水が田畑を流したり埋めたりすることでも被害は起こるわけであるから、これらの面積がすべて80cmの冠水状態にあったと推計するのは専門家らしからぬ軽率な推算である。一定の氾濫と冠水があった事態は認められるが、ともかく、カスリーン台風の洪水を再現し、

その氾濫量を推計するのはそれ程困難な作業ではないのに、国交省や 群馬県は、これをやらないのである。できるのにこれを放置して確実 な知見、情報にしないのは、やっても国交省の主張を裏付けるものに はならないことを推認させる。

第5 大氾濫が言われ始めたのは昭和44年以降であること

- 1 昭和24年時点にはなかった「大氾濫」が昭和44年に急浮上―「利 根川百年史」より
 - (1) 平成18年2月14日策定の「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料」(甲B第83号証)では、利根川の基本高水のピーク流量が2万2000㎡と決められたのは、観測史上最大であったカスリーン台風を対象洪水として、「この洪水の実績降雨データを用いて、河川整備の進展を考慮し、洪水調節施設がない場合を想定すると、基準地点八斗島におけるピーク流量は約22,000㎡/Sとなる。」(23頁)とされている。この「河川整備の進展を考慮し」とあるのは、カスリーン台風時には、上流部で氾濫があって、その後の河川整備の進展で氾濫量は減少し、その分河道への流下量が増加しているのでそのため基本高水流量が増大した、という趣旨が含まれているのである。では、こうした説明は、いつ頃からなされていたのか。それを「利根川百年史」で当たると、昭和44年頃のことであることが分かる。
 - (2) このことを、昭和24年の「改修改定計画」に遡って点検する。 利根川百年史の記述によると、昭和24年の「改修改訂計画」で計画洪水流量を1万7000㎡と定めた事情について、次のように説明されている。即ち、「……昭和22年9月洪水の実績最大流量によって決定することとした。しかしながら、八斗島地点は実測値が

ないため、上流側(上福島)、烏川(岩鼻)及び神流川(若泉)の 実測値をもとに時差を考慮して合流量を算定することとした」(甲 B第7号証の906頁)とある。この説明によれば、「実績最大流 量」とあり、河道のピーク流量を基本高水に採用しているから、明 らかに「既往最大流量」を採用しているといってよい。そして、こ の説明でみる限り、上流域の氾濫量は考慮されていない。

(3) しかし、こうした見方は、昭和44年に至って消去されることになる。カスリーン台風時には、相当の氾濫があったという見解が国 交省を占拠することになるのである。

利根川百年史によれば、関東地方整備局が工事実施基本計画の見直しを行うために、昭和35年6月に設置した「建設省利根川上流洪水調節計画委員会」(甲B89「利根川百年史」1126頁)と、この委員会をさらに発展させたという「利根川流量検討会」が、昭和44年に至って、「昭和44年計画案」というのを作成したと記述している。

その成果とは以下のようなものであるとされている $(1128 \sim 29 \bar{q})$ 。

即ち、

- ① 昭和22年9月洪水は上流域で氾濫しており、氾濫戻しする と八斗島の流量は従来推定されていた17000㎡/Sをかな り上回るものとなった。
- ② 治水計画の規模は1/200程度とするのが適当である。
- ③ 八斗島における計画高水流量は既定計画と同じ14000㎡ /Sとし、その超過確率を1/200とする。
- ④ 上記のためには、既設ダムや実調中のダムのほかに新たなダムが必要で、岩本ダムのほか鳥川流域に重点的に配置する必要

がある。

- ⑤ 治水計画案は、いろいろのパターンの洪水を対策としてダム 調節後の流量14000㎡/Sを1/200以下とするため、 流量値を特定した基本高水の概念は必要ないと思われる(以下、 ⑥と⑦は省略)。
- (4) ここには、昭和44年当時の作業結果として、「昭和22年9月 洪水は上流域で氾濫しており、氾濫戻しすると八斗島の流量は従来 推定されていた17000㎡/Sをかなり上回るものとなった。」という記述がなされている(甲B89「利根川百年史」1128頁)。 氾濫戻しの計算をやりながら、その計算結果を数字で示さずに「かなり上回る」という表現しかしていないことに疑問を感ずるが、この記述にしたがって事実を想定すれば、「改修改訂計画」が策定された昭和24年当時は、上流域での氾濫を見過ごしていたため、八斗島地点の流量1万7000㎡をそのまま基本高水流量に採用したが、その後の上流域の氾濫状況の検証の結果、「従来推定されていた17000㎡/Sをかなり上回る」氾濫に気づいた、ということになる。「氾濫戻しの計算」の真偽は別にして、「利根川百年史」の記述によれば、カスリーン台風時に上流でかなりの氾濫があったという見直しは、岩本ダムその他のダム建設促進と共に登場してきているという事実を知ることができる。
- 2 昭和38年から同40年に至っても、「1万7000㎡」は存在感を 示していた
 - (1) 利根川百年史には、次のような記述も存在している。

「流出分科会でも、当初この8ダムでの調節を考えていたが第2次・第3次の流出解析結果がでるに及び、対象洪水を既設計画の

17,000㎡/Sにするか、昭和22年洪水の流出計算結果を用いるか、あるいは1/200確率計算を用いるかの議論が盛んに行われた。」とある(甲B89「利根川百年史」1135頁)。この記述からも、カスリーン台風時の八斗島上流域での大氾濫は否定されるであろう。

即ち、上記の記述からは、第2次・第3次と、上流部からの流出流量解析結果が出てきて、かなり正確に流出流量の算定がなされた時点でも計画対象洪水を既設計画の1万7000㎡でよいとする見解があったことが窺われる。そのために「議論が盛んに行われた」のであろう。仮に、この時期に上流域での大氾濫が広く認識されていれば、「1万7000㎡」は否定されるはずだから、こうした議論が盛んに行われるはずはない。それ故、流出解析の結果は、大氾濫は否定されていたと考えるのが合理的であろう。

(2) そして、こうした議論が行われていた時期がいつかであるが、利根川百年史には、「流出分科会では上流部の小流域ごとに貯留関数を決め、第2次・第3次解析を行い流出計算法を確立した。」(甲B89「利根川百年史」1130頁)との記述があり、また、「計算法はほぼ38年時点で確立され」(同1131頁)た、とあるところからすると、上記の議論は、昭和38年以降のことだということになる。そうとすると、その頃には、「対象洪水を既設計画の17,000㎡/Sにするか、……」という議論が続けられていたのであり、カスリーン台風の「既往最大洪水流量1万7000㎡」は、昭和38年以降も存在感を示していたということになる。この事実からしても、カスリーン台風洪水における「上流域の氾濫」は、岩本ダムなどダム増設の機運と共に粉飾計上されたとの疑いが濃厚となる。これが今日に禍根を残しているといって言い過ぎではあるま

\,\'\

- (3) 以上の事実をさらに裏付けるのが、昭和40年策定の工事実施基本計画である。即ち、昭和40年に「工事実施基本計画」(甲B第3号証)が策定されているが、その時点でも計画高水流量の毎秒1万7000㎡はそのままで変更はなかった。「利根川百年史」によれば、この時点でも計画高水流量の見直しの議論がなされていたというのであるが改定はされなかったのである。それが、昭和44年に至って、カスリーン台風時の上流域における氾濫が突如浮上すると共に、先に見たとおり、「44年の検討」と「45年の実態と解析」など、カスリーン台風洪水の流量を毎秒2万6~7000㎡にも増大しようとする作業が相次いだのである。そして、そうした作業は「昭和44年計画案」で見たとおり、岩本ダム(沼田ダム)計画と一体となっての作業であったのである。ある洪水の流量という歴史的な事実でさえも、河川行政の思惑によって恣意的に増減の操作が行われ、存在しなかった氾濫も、ついには大氾濫が存在したと歴史が書き換えられてしまうのである。
- (4) カスリーン台風時の上流域での氾濫の議論には、まだ疑問が存在する。「昭和44年計画案」において、「氾濫戻しすると八斗島の流量は従来推定されていた17000㎡/Sをかなり上回る」とされていたが、上流域での氾濫量の推計作業は、昭和44年から8年後の昭和55年2月時点においてもなされていなかったのである。即ち、「利根川百年史」によれば、昭和55年2月に発足した「利根川研究会」の活動が紹介されているが、それによれば、「この研究会の趣旨は計画の決定ではなく、計画を決めるために必要な考え方や見解について議論するものであり、当時は上流からの流出量も具体的に決定されていなかったため、各種流量増に応じた下流部の流

量配分や河道計画について議論がなされた。」(1157頁)とあるのである。カスリーン台風時の上流域での氾濫量が改定しようとする基本高水流量を左右するほどのものであったとしたら、昭和44年に既に「17000㎡/Sをかなり上回る」とされていた氾濫量の推計を、こうも長い間放置することは、およそ考えがたいことである。結局、昭和44年時点においては、岩本ダム他のダム増設計画が急浮上したことから、その施策を支援するために「上流域の氾濫」も取り上げられることなく、氾濫量の推計作業も日の目をみなかったのであろう。「上流域の氾濫」は、その時の河川行政側の都合で、出たり引っ込んだりしていたのである。そう考えることが「利根川百年史」の語る経過に一番良く符合するのである。

3 群馬県内の氾濫に他人事の群馬県管理者

(1) 前橋地裁で行われている八ッ場ダム住民訴訟において、群馬県側は、計画高水流量を超える洪水が起これば、現在でも上流域で氾濫が起こるのは当然としている。確かに国土交通省や群馬県の理屈ではそうなるはずのものである。しかし、その氾濫の場所や氾濫量については、何の主張もない(甲B第87号証 前橋地裁・被告準備書面(15))。即ち、前橋地裁での被告らは、「利根川では八斗島基準地点で昭和22年のカスリーン台風規模の毎秒2万2000立方メートルとしているが、これは上流にダム等がないという条件下で八斗島基準地点に押し寄せる水の最大流量のことである。実際には、利根川水系河川整備基本方針により、利根川の河道整備は八斗島基準地点の計画高水流量毎秒1万6500立

方メートル(基本高水のピーク流量毎秒2万2000立方メートルから洪水調節施設による洪水調節流量毎秒5500立方メートルを差し引いた流量)を目標に進められているが、ダム等の洪水調節施設が目標に達しない現時点では、利根川上流域の河道整備が進んだとしても、八斗島基準地点の計画高水流量毎秒1万6500立方メートルを超える洪水は氾濫することになるのは当然」としている。しかし、現時点で、どこにどれだけ氾濫することになるのかは、何の説明もされていない(5~6頁)。群馬県側は、「八斗島基準地点の計画高水流量毎秒1万6500立方メートルを超える洪水は氾濫することになるのは当然」と主張しているのであるから、計画降雨があった際には4500㎡近い氾濫が起きる動定となる。そうであるのに、どこに氾濫が起きるのかもまるで無関心のように見える。

- (2) 現時点において計画降雨の降雨があった場合、八斗島地点で毎秒1万6750㎡の出水に止まり、上流域においてさしたる氾濫がないとすれば、群馬県としては、既に、上流域にダムを新設する必要はなくなっていることになる。そうであるのに、かかる事実を確認することもなく、群馬県は、現在の計画であれば、計算上、上流域での氾濫が起きるのは当然としているのである。利根川上流域を預かる群馬県の管理者として、およそ考えがたい無責任な態度である。
- (3) 群馬県は、昭和40年代を通じて、下流の流量と水位を低減させるために上流部(群馬県内)にダムを幾つも造ることに強い反発を示していた。これは、上流部にはさして大きな氾濫がなかったか、一定程度の氾濫があったとしても、甚大な被害というまでのものではなく、その防止対策を採るとしてもダム建設によって

はなしえないとの判断がなされていることを意味する。このよう な事情からも、上流部には大氾濫はなかったことを推認できる。

第6 氾濫のまとめ一八斗島上流部に大氾濫は認められない

- 1 利根川の上流域をくまなく丹念に現場調査をした大熊教授は、氾濫面積は、数百haの範囲内であると明言している。これに、烏川の聖石橋~鏑川合流点間の右岸の氾濫域410haを加えても、昭和22年当時でも、毎秒4000㎡~5000㎡などという大氾濫は考えられず、もとより今日においてもそうなのである。
- 2 平成18年2月策定の利根川水系河川整備基本方針によれば、昭和 55年に基本高水のピーク流量が毎秒2万2000㎡と改訂された のは、カスリーン台風後に河川整備が進展し、上流域での氾濫の減少 が下流部の流量を増加させたためであるとされている。しかし、利根 川百年史には、「氾濫戻しすると八斗島の流量は従来推定されていた 17,000m²/S……」とあるように、昭和24年の「改修改訂計 画」が作成された時点では、上流では大きな氾濫はなかったとの認識 が一般的であったと推認できる。そうした認識は昭和38年以降にも 存在し、「昭和40年工事実施基本計画」でも「毎秒1万7000㎡」 は維持されている。カスリーン台風時に相当の氾濫があったという見 解は、昭和44年頃、岩本ダムなどダムの増設の動きと共に、氾濫の 有無とは無関係に浮上したものである。また、「氾濫戻し」の計算を しておきながら、具体的な数値を示していないこと、記録も残されて いないことなど、「氾濫戻しを行った」との記述の信憑性は著しく低 い。このことは、昭和52年2月に至っても、「当時は上流からの流 出量も具体的に決定されていなかった」(甲B89・利根川百年史11 57頁)との事実とも符合し、氾濫の事実究明の作業が行われたとは

到底考えられない。

- 3 地元の群馬県も、計画降雨が来襲すれば氾濫が起きるとしながら、 どこでどれだけの氾濫が起こるかについては関心を示していない。
- 4 河崎元河川部長の証言によれば、関東地方整備局は、利根川の基本 高水設定の基礎となっているカスリーン台風洪水の際の利根川上流 域の氾濫量を記録した資料も持っていないといい(河崎16頁)、同 証人も見たことがないという(河崎28頁)。そして、近時行われた 八斗島地点での流出計算(甲B第39号証)に関しても、氾濫流量を 調べることが作業の目的ではなかったのでそうしたデータは存在し ないという(河崎28頁)。これまでの長い間、国交省も群馬県も、 氾濫調査をしたことがないということは、それ自体、氾濫がそれほど の規模ではなかったことを推認させる。
- 5 カスリーン台風時の群馬県内の田畑冠水被害調査などは行われているが、氾濫量調査は行われていないようだ(河崎17頁。39~40頁)。田畑の被害面積をすべて冠水面積とみてこれに水深を乗じて氾濫量推計するのは誤りである。
- 6 かかる状況からすると、カスリーン台風時に、烏川水系を含む利根川上流域に、毎秒4000~5000㎡というような大きな氾濫自体が存在しなかった、と考えることが相当だということになる。

第7 「毎秒2万2000㎡」の出水を証明できなかった河崎証言

原告ら代理人からは、河崎証人に対して「基本高水毎秒2万2000㎡」について、いろいろな角度から尋ねたが、河崎証言にはぶれがあり説明内容に矛盾があった。そして、何よりも、計画雨量があった場合の毎秒2万2000㎡の洪水のうち八斗島地点に到達しない毎秒4000~5000㎡という大きな洪水の行方について説明ができなかった。八斗島地点に

到達しないのに、途中の氾濫についての説明はできないというのである。

- 1 「毎秒2万2000㎡」に関する河崎証言とその意味内容
 - (1) まず、昭和24年の改修改訂計画では、基本高水が毎秒1万70 00㎡だったのが、昭和55年に毎秒2万2000㎡になって毎秒 5000㎡増えていることについて、原告代理人から具体的な根拠 を尋ねられて河崎証人は次のように答えた(15頁)

「1万7000トン出しているやり方と、2万2000トン出しているやり方なり、それから、その数字を出しているバックグラウンド、そういったものが異なっていますので、一概に1万7000トンと2万2000、違いは何かと言われても、なかなか答えるのは難しい。強いて答えるなら、……昭和55年の工事実施基本計画のときには、いわゆる、改修された河道で流してくると、昭和22年当時は、ほとんど未改修の状況であふれているという状況と、違いますから、そういった差が1万7000トンと2万2000トンの差になったんではなかろうかと思います。」と答えた(15頁)。(この質問と証言部分を、以後①とする)

この証言の趣旨であるが、この証言のポイントは3つある。

- a) 流出計算のやり方や前提条件が違うから一概には言えない。
- b) 強いて言えば、河道の改修の進展状況の違いである。
- c)昭和55年では改修が進んだので5000㎡の差になった。しかし、こういう説明だと、未改修の状態であった昭和22年当時には、およそ毎秒5000㎡が氾濫していたということになるはずである。それに、質問者は、「計算のやり方」を聞いているのではなく、どうして答え(基本高水流量)が大きく変わっているのかを尋ねているのだから、計算の前提となる流出増の要因とな

った事実関係を説明すれば済むことなのである。そうであるのに、 河崎証人は、上記の a)の事柄を強調して、実質の流出増の要因 の説明を極力避けようとしている姿勢が見えた。

(2) ついで、「現在、カスリーン台風が来たら2万2000トン八斗 島に流れてくるのか」と聞かれると、河崎証人は、次のように答え た。

「いや、流れるというか、流れてくるという、そういうあれですね、現在というか、そういう将来の河道改修等を考えたときに、カスリーン台風と同じ雨が降れば、上流から流れてくるものが、八斗島では2万2000トン」(15~16頁)となる。(これを、同②とする)

(3) このような証言は、後でも出てくる。

「……その現況よりもうちょっと先、もうちょっと先というか、将来のことを考えて、計画というものは作っているわけですね。 そのときに、2万2000トンが出てくるんですよということを申し上げている…」(44頁)(これを、同③とする)。

①の質問と、②と③の質問とは、コインの裏・表の関係で実質同じことを聞いているのだが、河崎証人の答えは違っていた。同証人は、①では「河道の改修状況の進展」で5000㎡が増えたという説明をしたが、②と③では、今の現実に起こる流量の話ではなく、将来、河道が整備されたときに2万2000㎡の洪水となる、とした。しかし、「2万2000㎡を流せる将来の河道」についての言及はなかった。

(4) そして、原告代理人から「貯留関数法を使って2万2000という数字が出てきた。そうすると、その差の5000トンというのは、上流であふれたんであろうと、どこかという場所は特定でき

ないけれども、あふれたはずだというのがあなたの証言でしょう」 と質されると、次のように答えている。

「いや、それは違いますね。そういうふうに言っていませんね。 私は、1万7000と、2万2000とは出し方も違うし、それ から、いろんな前提条件も違いますよと。ですから、単純に比較 はできないですよということを最初に申し上げたわけです。」(4 2頁)。

「ですから、5000トンについては、先ほども申し上げましたように、いわゆる計算というか、算出しているやり方も違うし、それから、バックとなっている条件も違いますと。ですから分かりかねますというのが答えなんですけれども、強いて申し上げればというふうに申し上げたんですけれども、それは河道の改修の状況であったり、あるいは地勢の状況だって違うんでしょうし、そういったものが加わって、5000というものが出てきたんではないかと思います。でも、一番、私の答えとしては、ちょっと比較の対象にならないものを比較しているので、なかなか一概には申し上げられませんというふうに思います。」(42頁)(これらを、同④とする)。

毎秒1万7000㎡と毎秒2万2000㎡との差の毎秒500 0㎡は溢れたことになるのではないかとの質問に対しては、これ を否定した上、①の時の回答のように、「計算のやり方や前提条件 が異なるから答えられない」として、氾濫の有無については深入 りした答弁をしなかった。説明が時々で変わっていることがわか る。

(5) カスリーン台風時の氾濫量に関する質問で、同台風時に八斗島地 点で毎秒1万7000㎡が出たとされており、その後の貯留関数 法で毎秒2万2000㎡が出たというのなら、カスリーン台風時には、上流部で毎秒5000㎡の氾濫があったことになるのではないかと、④の質問と同じ趣旨を尋ねる原告代理人からの質問に対しては、5000㎡の氾濫は「認めません」と答えた(43頁)(これを、同⑤とする)。

2 河崎証言・説明のぶれ

(1) 原告代理人からの各質問は、昭和24年には、カスリーン台風時の実績流量に基づいて基本高水流量は毎秒1万7000㎡とされたのに、昭和55年には毎秒2万2000㎡に増えた理由は何か? カスリーン台風時では八斗島地点で毎秒1万7000㎡の出水というのなら、毎秒5000㎡は氾濫していたのか? という質問なのである。こうした趣旨の質問に対して、河崎証人は、②と③については同じ趣旨の答えをしたが、①と④では全く異なった答えをした(④は①の答えとほぼ同じで、①を繰り返したものである)。

これらについて、もう少し詳しく分析をする。

(2) ①のやりとりでは、河崎証人は、「昭和55年の工事実施基本計画のときには、いわゆる、改修された河道で流してくると、昭和22年当時は、ほとんど未改修の状況であふれているという状況と、……そういった差が1万7000トンと2万2000トンの差になったんではなかろうかと思います。」という説明をしている。そこで河崎証人の答えは、「昭和55年の時点で河川改修が相当に進んでいたから、昭和22年よりも氾濫が少なくなっているはずだ。その分、下流の河道への流量が増え、その差が5000㎡となる」という説明をしたのである。河崎証人は、昭和55年時点

では、河川改修が既に進んでいるということを前提にして説明しており、そのために下流の河道には大きな洪水が流下してくるという趣旨の答えとなっていた。これは事実とは異なる説明である。

- (3) しかし、②では、「それなら、現在は2万2000㎡が流れてくるのか」と質されると、極めて歯切れの悪い言葉を連ねながら、「将来の河道改修等を考えたときに、カスリーン台風と同じ雨が降れば、……八斗島では2万2000トン」という答えとなった。①の説明の延長線であれば、「河道の改修状況の進展」というキーワードでの説明になるはずなのに、一転して、2万2000㎡は「将来の河道改修等を考えたときの流量」だと言い換えたのである。①の説明の延長線の説明であれば、下流への流量が増加することになるが八斗島地点にはそんなに来ないのだから、①の延長線での説明では無理だ。そこで、①で答えたことを否定する説明になるので、河崎証人は、②の答えを言い淀んだのである。しかし、事実関係としては、②と③の証言は正しいということになる。
- (4) ④では、「5000㎡は溢れたのではないか」と聞かれたのに、それを否定した上、「一番、私の答えとしては、ちょっと比較の対象にならないものを比較しているので、なかなか一概には申し上げられませんというふうに思います。」(42頁)と、①の答弁に戻ってしまった。「氾濫」については、まともには答えていない。現在、判明している状況からすれば、毎秒1万7000㎡はカスリーン台風時の実績流量で、毎秒2万2000㎡というのは利根川の上流部に降った雨をおそらく細大漏らさずに下流へ運ぶような連続堤防を完成させたときに流れてくる流量であるということになるのである。河崎証人は、そうした条件を素直に説明せずに、この「5000㎡」について、ある時は、「河道の改修状況の進展」

で増える量であると説明し、ある時は、現況とは関係なく「将来の河道改修等を考えたときに」という、相反するキーワードで説明をしたのである。そして、説明に窮すると、毎秒1万7000 m²と毎秒2万2000㎡の違いは計算手法や前提条件が異なっているから説明ができない、などと逃げたのである。

- 3 結局、国交省と河崎証人は、「上流部での氾濫」を説明できなかった さらに別の角度から検証を続ける。
 - (1) 河崎証人も国交省も、3日雨量319mmの計画降雨の場合、上 流部の堤防が計算上の仮定のとおりに完成していれば、想定して いる洪水の全量が河道を伝わって下流部に流下すると想定してい る。しかし、堤防がそうなっていないから、現在では、八斗島地 点に毎秒2万2000㎡は流れてこないという説明になるのであ る。そうであれば、利根川の上流部に大雨が降れば、その雨は河 道と氾濫とに分かれて下流部へ移動する。従って、3日雨量で3 19mmの降雨の場合、国交省の想定では八斗島地点で毎秒2万 2000㎡相当の出水となるのであるから、八斗島地点の河道に 1万6750㎡が流れるなら、ダムなしの計算では5000㎡近 くが氾濫流となることは自明のことであろう。そして、3日雨量 319mmの降雨で、完成堤防の下であれば、ピーク流量が毎秒 2万2000㎡となることが正しい判断であるというのならば、 カスリーン台風の際にも八斗島地点の河道に到達しなかった毎秒 約5000㎡が上流部で氾濫していたはずであることも間違いな いはずである。
 - (2) しかし、河崎証人は、氾濫の事実になると極めて慎重であった。 八斗島地点の河道に毎秒1万6750㎡が流れるというハイドロ

グラフを作成する際の流出計算でも(甲B第39号証)、上流部での氾濫量については「貯留関数のモデル上の限界もございまして、そういうのは分かりません」と答えている(同28頁)。そして、カスリーン台風の際の氾濫量については、先にも見たとおり、毎秒5000㎡の氾濫は「認めません」としている(43頁)。要するに、河崎証人は、上流部での大氾濫は認めていないと取れる。事実関係としては、これは正しい。

(3) そして、もう1つの特徴は、毎秒1万7000㎡と毎秒2万20 00㎡との差のことを聞かれると、必ず、河崎証人は、「私の答え としては、ちょっと比較の対象にならないものを比較しているの で、なかなか一概には申し上げられません」(42頁)と言い訳を して、答弁を回避しようとすることである。毎秒1万7000㎡ という流量はカスリーン台風時の最大流量であるということであ る。そして、毎秒2万2000㎡の計算根拠というのは、降雨の 規模だけはカスリーン台風と同じにしているが、それ以外の利根 川上流域の降雨の流出率とか堤防の断面とかの条件については、 下流への流出量が最大になるような条件設定をして計算をしてい るように見える。そうだとすると、確かに、バラバラの条件で流 出計算をしていることになるから、河崎証人が、「5000トンに ついては、先ほども申し上げましたように、いわゆる計算という か、算出しているやり方も違うし、それから、バックとなってい る条件も違いますと。ですから分かりかねますというのが答えな んです」(42頁)と弁明するのも理解できないわけではない。し かし、カスリーン台風と同規模で同じ熊様の降雨があれば、洪水 もほぼ同規模となるはずである。堤防の整備状況によって河道に 流れる量と氾濫量とは異なってくるが、総流出量は変わらないの

だから、氾濫状況が説明できないはずはないのである。もし関東 地方整備局が、カスリーン台風時と現況との二つの流出計算の関 係を検証せず、また、氾濫についても検証していないとすれば、 それは河川管理者としてあるまじき怠慢といわねばならない。計 算だけをバラバラにしただけで、その裏づけをしようともしてい ないということだからである。

(4) では次に、河崎証人が、「計算方式や前提条件が異なる」として、 毎秒2万2000㎡の実質の中身の説明を回避する証言を、どう してするのかであるが、それは、3日雨量319mmで2万20 00㎡の出水となることを一般的に認めると、カスリーン台風時 にも、また、現況でも、どうしても「上流部で5000㎡の氾濫」 を認めないわけにいかなくなってしまうからである。カスリーン 台風時の出水が八斗島地点で最大で毎秒1万7000㎡であり、 現況の、ダムなしの条件で八斗島地点の流量が毎秒1万7750 m³ (1万6750 m³ + ダム調節分1000 m³) であるとすれば、 昭和22年当時と現在とで、河道の整備は大きくは変わっていな いことが明らかである(河崎証人自身も、「氾濫量は格段に少なく なっているわけではない」としている)。このような状況であるか ら、八斗島地点上流での毎秒2万2000㎡の出水を前提にする と、カスリーン台風時でも現況でも、どうしても「上流部で50 00㎡の氾濫」が起きていないとつじつまが合わないが、その氾 濫の事実は証明できない。河崎証人は、現況での氾濫については 「貯留関数のモデル上の限界もございまして、そういうのは分か りません」と答えているし(同28頁)、カスリーン台風時につい ては、むしろ積極的に大氾濫を否定している(同43頁)。そこで、 計算手法によるちがいがあることを理由にして説明を回避して逃 げざるを得ないのである。このように考えると、全体のつじつまが合ってくる。そして、このように考えるほかに、国交省や河崎 証人の証言は説明が付かない。

(5) 結局、国交省や河崎証人は、利根川上流部での氾濫の説明はなしえないという結果となっている。そして、そうした氾濫がなかったとすれば、毎秒2万2000㎡の検証はできなかったということになる。毎秒2万2000㎡という流量は、全く任意の前提で行われた計算の結果だけということに帰着するのである。河崎証言は、こうした事実を教えてくれたのである。

4 河崎証言の混迷は誰の目にも明らか

(1) さらに、河崎証言の混迷は、誰の目にも映っていたことを付け加えておく。

河崎証人は、これまでに点検してきたように、原告ら代理人からのいろいろな質問に対して前示のとおり証言内容が行き戻りして、時として矛盾した答弁となった。

そして、尋問の最終段階では馬場裁判官からも、「先ほどから何度も聞かれていることなんですけれども、昭和55年時の利根川水系工事実施基本計画、ピーク流量2万2000トンと算定されたものですけれども、その計算のときの目的は、どのようなものだと、証人は理解していますか」と尋ねられ、また、「最終的な、設定した条件というのは、カスリーン台風クラスの雨が降った場合で、かつ、ダム等がなかった場合のピーク流量ということで。」と尋ねられている(同61~62頁)。そして馬場裁判官からは、重ねて「証人の推測で構わないんですけれども、同じ条件設定で、現在、同じような算定をした場合、この2万2000という数値

と比べて、どうなることが予測されますか。」と尋ねられたが、河 崎証人は、「検証」の中味は説明をしないまま、平成17年に、こ の2万2000トンという数字を検証したこと、200年確率で 計算したが、「そういったもので計算すると、大体2万トンから3 万トンくらいの間に入ってきますよと。で、2万2001トンと いうのはその間に入っていますから、そんなおかしい数字ではな いですよとか、そういった幾つかの検討をさせていただいて、現 在から見ても2万2000トンは合理的だということを議論して、 了承されているという過程がございます。」と答えた(62~63 頁)。結局、河崎元河川部長は、「毎秒2万2000㎡」の策定根 拠を尋ねられても、貯留関数法を使って計算したらそうなったと の結論の説明しかしなかったのである。現実の八斗島地点1万6 750㎡と基本高水のピーク流量との関係も説明ができなかった し、氾濫戻しで想定される全流量を確認したなどの説明はなされ なかった。やっていないのだから、それはやむを得ないことでは あろう。

(2) このように、原告ら代理人や裁判官から、河崎証人に対して「基本高水のピーク流量毎秒2万2000㎡」の決定の仕方や、八斗島地点を襲うかも知れない洪水の規模について質問が集中したのは、カスリーン台風と同規模の降雨があった時、八斗島地点に基本高水のピーク流量である2万2000㎡の出水があるという広報を流したり、また茨城・群馬・千葉県にそのような回答(利根川ダム統合管理事務所のHP、及び関東地方整備局の3県への「回答」)をしている一方、現実には八斗島地点には1万6750㎡しか流れないとし、しかも、その差の5250㎡についても説明ができない(「計算していないからわからない」との河崎証言27頁。同42

頁)という、不誠実で無責任な国交省と実務担当者への苛立ちがあったからである。こうした評価は原告らだけのものではない。このことは、裁判官からも「先ほどから何度も聞かれていることなんですけれども……」として、同じ事柄が質問されていることに端的に示されているといってよい。

第8 小括

以上のとおり、カスリーン台風時に、利根川上流部においては大氾濫はなかった。氾濫は虚構であり、それは「基本高水流量22000㎡」が誤りであることを端的に示すものと言える。

第8章 八斗島地点の流量は現在でも毎秒16750㎡であるから八ッ場ダムは不要である

第1 はじめに一問題の所在

利根川ダム統合管理事務所のホームページには、200年に1回の確率で襲うとされる台風について、次のように説明されている。「昭和22年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水(想定される洪水)が発生した場合、利根川・八斗島地点(河口より185km地点)では、22000㎡/Sが流れると予想されます。」とある。そして、これに対する現実の備えは、平成18年7月、国土交通省関東地方整備局作成の「利根川上流ダム群再編事業(実施計画調査)」によれば、「☆利根川水系河川整備基本方針による治水計画では、八斗島を治水基準地点とし、基本高水流量22,000㎡/Sのうちダム等の洪水調節施設で5,500㎡/Sを調整します。☆既設6ダ

ムと建設中の八ッ場ダムを合せた現況の施設による洪水調節量は約16 00 m^2/S と試算しており、計画目標の5500 m^2/S に対し約29% しかありません。」(甲B第83号証 同7頁)としている。

その結果、「もし、カスリーン台風規模の台風に襲われ、利根川が破堤したら首都圏は甚大な損害が発生。その被害額は当該地域だけでも約34兆円と推定」(前同「利根川上流ダム群再編事業」6頁)されるというのである。

国交省は、カスリーン台風の再来の場合、利根川上流にダム群がなければ八斗島地点には毎秒2万2000㎡の洪水が襲うとし、それによる予測される首都圏の被害額は34兆円にも上ると危機感を訴えることで、上流ダム群の建設を推進しようとしてきたのである。

しかし、原告らが情報公開請求によって入手した現況の河道とダム施設の下での八斗島地点における流出計算や、さいたま地方裁判所の調査嘱託によって明らかにされた算出根拠の河道データ、さらにはこの度の河崎関東地整元河川部長の証言によって、国交省のこれまでの説明は事実に基づかない全くの虚構の上に構築された空宣伝であることが判明した。国交省は、計画雨量である3日雨量319mmの降雨では、八斗島地点で毎秒2万2000㎡の出水が明日にでも起こるかも知れないとしてきたのであるが、カスリーン台風が再来しても、八斗島地点には、現在の計画高水流量(1万6500㎡)にほぼ等しい毎秒1万16750㎡しか流れてこないのであり、毎秒2万2000㎡の洪水が来襲する条件を想定するとすれば、八斗島上流部の本川と有力支川のほぼ全川にわたって、堤防の嵩上げを行い、田んぼの中にまで築堤した場合、ということになる。しかし、そうした堤防の整備計画は国交省にも群馬県にも存在しないのであり、現実の問題としては、未来永劫に条

件の整備がなされることはない事態なのである。国交省は、起こり得ない34兆円という被害を持ち出して不当に危機感を煽り、ダム建設の必要性を訴えているが、もうダムは要らないのである。これを以下に分説する。

第2 利根川の整備状況

- 1 八斗島下流部は計画高水流量まで堤防は概成-オーバーフローはない
 - (1) 平成18年2月策定の「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料」(甲B第84号証)によれば、「利根川の河川改修は、既定計画の計画高水流量(八斗島16,000㎡/S、高津戸3,500㎡/S、石井6,200㎡/S、黒子1,300㎡/S)を目標に実施され、大規模な引堤を含む築堤が行われて、堤防高は概ね確保されており、既に橋梁、樋管等多くの構造物も完成している。」とされている(同24頁)。そして、「現在の河道で処理可能な流量は、八斗島16,500㎡/S……であり、これらを計画洪水流量とする。」(24頁)とされ、また「直轄管理区間の堤防が全川の約95%にわたって概成(完成、暫定)している」と報告されている(同29頁)。
 - (2) そして、関東地方整備局が作成したもう一つの資料である「利根川の整備状況(容量評価)」によれば、利根川の中流部に当たる河口から85km~186kmまでについては、堤防の容量(堤防内での流下能力)についての整備率は99%に達していると報告されている(甲B第49号証)。そして、河口から85kmまでの整備率は88.4%、江戸川では河口から約60kmまでは90.0%であるとされている。このことは、八斗島地点から取手までは、計画高水流量規模の洪水であれば、溢れないということであり、「利根川水

系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料」(甲B第84号証)と一致する資料である。その下流部も、江戸川を含めてほぼ90%程度であるから、ほぼオーバーフローの心配はないということになる。

因みに、「昭和55年工事実施基本計画」によれば、八斗島地点下 流部での堤防の余裕高は、2.0mあるとされている(同22頁)。

- 2 計画高水流量+250㎡では、堤防天端高より2m以上も余裕の水 位
 - (1) 加えて、原告らも、八斗島地点から栗橋までの現況の堤防高とカスリーン台風再来時の推計水位との比較を行ってみた。その結果は、現況の堤防天端高との対比では、堤防が相対的に一番低いと見られる河口から136km地点でも、2m以上の余裕があることがわかった(甲B第79号証 嶋津意見書)。こうした判断をすることができた経緯を以下に説明をする。

甲B第80号証は、佐藤謙一郎衆議院議員が国交省に対して資料請求して取得した資料であるが、それは、利根川中流部の現況堤防天端高と平成10(1998)年9月16日の洪水、平成13(2001)年9月10日の洪水、平成14(2002)年7月11日の洪水の各水位などのデータを記した資料である。この三つの洪水は、ピーク流量でそれぞれが毎秒9220㎡、7980㎡、5970㎡という規模の洪水であったが、これら三つの洪水での水位は、八斗島から栗橋までの間において堤防高が相対的に最も低い河口から136km地点でも、現況の堤防天端高からは、3.6m以上も下位にあり、オーバーフローの危険は存在しなかったことが理解できる。そして、平成10年洪水の水位と堤防高との関係を一覧のグ

ラフにしたのが、【図表22】である。

- (2) そして、この3つの洪水における水位に基づいて、八斗島地点で毎秒16750㎡計画高水流量16500㎡+250㎡) [注]の洪水の水位を推計し、その推計値と現況天端高との比較を試みたのが、甲B第79号証の嶋津報告書である。その計算の仕方と計算結果は、前記甲B第79号証のとおりであるが、結論として、八斗島地点で毎秒16750㎡が流下したときの洪水位は、八斗島から栗橋までの間において堤防高が相対的に最も低い河口から136km地点でも、現況の堤防天端高からは2m以上の余裕があった。この136km地点は、関東地方整備局の想定破堤地区となっている個所で、洪水が溢流するとすれば同地点とされている地区であるから、ここで水位をクリアできれば、八斗島地点までは、オーバーフローの危険はないことになるのである。
 - [注] 八斗島地点で毎秒16750㎡の洪水流量は、次の「第2」で詳述するように、カスリーン台風が現時点で再来した場合に八斗島地点に到達するとされている洪水ピーク流量である。
- (3) なお、八斗島地点で、計画高水流量よりも毎秒250㎡の流量が増えたときの水位も考えてみる。この「250㎡」というのは、計画高水流量の1万6500㎡と、現況で流下してくる最大流量とされる1万6750㎡との差の水量である。まず、八斗島地点の100㎡の流量のおよその水位であるが、同地点の川幅は1040㎡である(前出「基本高水等に関する資料」30頁)。洪水時の流速を毎秒3~5mとすると、その水位は2~3cmとなる。毎秒250㎡の流量とすればその水位は5~8cm程度のものとなることがわかる。

- 3 鳥川水系の河川整備は戦前に行われていた
 - (1) 以上の利根川中流部の整備状況は、国交省の直轄区間のものであるから、直轄区間ではない利根川本川上流の整備状況については別となる。原告らの調査では、利根川本川上流域では、河道が掘り込み型であるところから、堤防自体がほとんど存在しない(甲B第54号証)。そして、烏川水系の堤防の多くは、カスリーン台風以前に築堤されているものが多い(甲B第63号証)。甲B第63号証は、さいたま地裁原告・嶋津暉之が、情報公開請求に基づいて入手した河川台帳等に基づいて、烏川水系の各河川の築堤時期を取りまとめた資料であるが、それによれば、多くの堤防は戦前に築堤されている。カスリーン台風後というのは、碓氷川の左岸の一部、神流川の平地部上流側の両岸、鏑川の場防の嵩上げなどである。
 - 2) 河崎証人が、利根川上流域におけるカスリーン台風時と現在の氾濫流量との比較について、「昭和22年当時、具体的に何トンあふれていたというのは、書いたものはない」としたうえ(16頁)、「当然、22年当時よりは、河川改修も進んでいるので、少なくなってきているというふうには思いますけれども、格段に少なくなっているのかと言われたら、そうではないように思います。」(同20頁)と答えているところからすれば、烏川水系を含めて、カスリーン台風後の利根川上流域の築堤などによる改修は、さしたるものではなかったことが推測されるし、原告側の調査とも符合する。現に、河崎証人も、利根川上流部の河川改修については、「一般的に言えば、県としては、必要な箇所から必要な改修工事をやられているというふうに思います。」と述べ(同18頁)、関東地方整備局の部長として知りえている改修区間もそれほど長大なものではない(18~1

- 9頁)。そして、群馬県のこれまでの管理区間の改修は、群馬県の河川課が作成した「堤防調査報告書」に明らかにされている(甲B第85号証 前橋地裁乙第221号証)。それらは、いずれも利根川上流部支流の市街地周辺の短い区間の改修工事にすぎないものである(甲B第54号証で検討した)。
- (3) 以上の事実と諸状況を総合すれば、昭和22年当時と現在とで、利根川上流域の河道の整備状況に大きな変化はないと推認できるというべきであろう。そして、このことは利根川上流域の群馬県内の氾濫が存在したとしても、それはいわば河道ないし流路内での氾濫と推認でき、氾濫被害もそれほど深刻なものではないことを示すものでもあろう(利根川上流部の改修状況については、本章の第6、2」で再述する)。

第3 カスリーン台風が再来しても八斗島では毎秒1万6750㎡の出 水に止まる

- 1 情報公開請求で入手した、現況での八斗島地点での洪水のハイドログラフ
 - (1) 甲B第39号証は、原告らが情報公開請求により国交省関東地方整備局から入手した文書である。それによれば、現況の河道断面と、現況の洪水調節施設(ダム等)の下で、カスリーン台風の実績降雨を与えて流出計算を行ったところ、八斗島地点の洪水流量は、毎秒1万6750㎡となったとするものである。同書証の補足資料には、「S22年の実績降雨を与え、現況の断面、現況の調節施設で流出計算を行った場合、上流部で氾濫したうえで八斗島のピーク流量は16,750㎡/Sとなる。」と明記されている。こうした事実ないし情報は、かつて、国民に知らされたことはない情報である。そし

て、今日現在、関東地方整備局のインターネット情報にも見かけないし、各種審議会の参考資料としても見ることのできない情報である。以上の事実からすれば、国交省側からは決して公表したくない情報だということになる。

- (2) 水戸地方裁判所で行われた関東地方整備局元河川部長の河崎和明氏に対して行われた証人尋問で、河崎証人は、この流出計算のやり方について詳しく説明をしており(甲F第1号証 同証言調書25~27頁)、甲B第39号証の流出計算の結果について、「一般的に、こういう想定氾濫区域の調査をやるときには、外的条件として、河道は現況、それからダムは既設のものをはり付ける、で、今回の目的は、カスリーン台風でどうだったかということをやりたいということですから、22年9月のカスリーン台風のときの実績降雨を与えて、計算して、その結果、上流であふれたということになっていますけれども、そういった結果、八斗島では、ピークが1万6750トンになるハイドログラフが得られてということになっています。」と答えた(同証言25頁)。そして、別のところでも、「現況で何トン出てくるかということについては、……6ダムを入れこんでおけば、結果として、何トン調節したかは分かりませんけれども、1万6750になったんだと思います」(44頁)と答えている。
- (3) ここで、流出計算の前提となっている「現況の河道」と「現況の調節施設」について説明をしておくと、つぎのようである。「現況の河道」というのは、現在の堤防の高さや河幅から導かれる河道の大きさ(断面)を意味するが、この流出計算に用いられた「現況の河道」のデータは、「さいたま地裁によって行われた調査嘱託の資料」(甲B第57号証の4)の「利根川浸水想定区域図の八斗島上流域の流出計算に使用した条件」の中に示されている。

そして、「現況の調節施設」は既設6ダムのことを指しており、この流出計算は、6ダムの洪水調節量を差し引いて八斗島地点の洪水流量が計算されているということである。しかし、流出計算においては、6ダムの洪水調節量は記載がない。河崎証人は、八斗島地点での流出計算においては、計算の目的が異なっているので、既設6ダムの調節量は明らかにはされていないとしている(同24頁)。

- 2 上流部での氾濫量は不明だが、八斗島では毎秒1万6750㎡
 - (1) ついで、「上流部で氾濫したうえ」とある点についてであるが、 その氾濫量は、甲B第39号証には記載はなく、そのことについて、 河崎証人も「貯留関数のモデル上の限界もございまして、そういう のは分かりません」と答えた(同28頁)。
 - (2) カスリーン台風時と現在との氾濫流量との比較については、「当然、22年当時よりは、河川改修も進んでいるので、少なくなってきているというふうには思いますけれども、格段に少なくなっているのかと言われたら、そうではないように思います。」(同20頁)と答えた。そして、カスリーン台風時の上流部での氾濫量を質問された河崎証人は、「あふれているという状況であることについては、皆無ではないと。ですから、あふれている部分があるいうふうに理解してます。」(22頁)と答えている。そして、カスリーン台風当時、八斗島地点よりも上流の、どの地点でどれくらい溢れたかという資料が存在するかについては、同証人は「昭和22年当時、具体的に何トンあふれていたというのは、書いたものはない」とし(16頁)、「残念ですが、そういう資料は見たことがありません。」と答えた(28頁)。
 - (3) 以上のところからすると、カスリーン台風と同規模の降雨があっ

た場合の八斗島地点での洪水流量は、上流部での氾濫量は算出されておらず、また、昭和22年のカスリーン台風時の氾濫量との比較で、「格段に少なくなっているという状況ではない」が、現在の既設6ダムによる調節量を考慮した八斗島地点における洪水流量は、毎秒1万6750㎡程度となる、というのが国交省関東地方整備局の作業結果であり、河崎証言の説明なのである。

以上のように、現況の堤防(河道断面)とダムの調節施設を前提にすれば、計画降雨量(3日雨量319mm)の下では、2万2000㎡の出水はなく、毎秒1万6750㎡程度に止まることが明らかとなった(なお、実際には、カスリーン台風時における八斗島上流地点での氾濫は大したものではなかったし、現在においても同様であることは、既に第7章において述べたとおりである)。

第4 「毎秒2万2000㎡は計画値であり、将来の河道での流量」

- 1 「現況では八斗島に2万2000㎡は来ない」と河崎証言
 - (1) 八斗島地点における基本高水のピーク流量が毎秒2万2000 ㎡と定められたのは、昭和55年の利根川水系工事実施基本計画においてである。昭和55年の「利根川水系工事実施基本計画(甲B第4号証)によれば、従前の基本高水のピーク流量を1万7000㎡から2万2000㎡に変更した理由については、単に「基本高水流量は、昭和22年9月洪水を主要な対象洪水とし、さらに利根川流域の過去の降雨及び出水特性を検討して、基準地点八斗島において22,000㎡/secとし、このうち上流のダム群により6,000㎡/secとする。」とするに止まり、十分な説明は付されていなかった(同6頁)。

- (2) 後述するところであるが(第10章「第1の1」)、この「2万2 000㎡」は、関東地方整備局の広報によって、カスリーン台風が 再来すれば八斗島地点を襲うものと一般には理解されていた。しか し、河崎証人は、カスリーン台風と同規模の降雨があっても、八斗 島地点で毎秒2万2000㎡が来襲することはなく、2万2000 ㎡は将来の計画であると、繰り返し述べた。
- (3) 河崎証人は、原告ら代理人から「国土交通省の見解としては、現在、カスリーン台風がやってきたとしたら、八斗島地点で2万2000トン流れるという考えではないのか」と質問されて、「将来の河道改修等を考えたときに、カスリーン台風と同じ雨が降れば、上流から流れてくるものが、八斗島では、2万2000」(同15~16頁)となるとし、また、別のところでも、「将来のことを考えて、計画というのは作っているわけですね。そのときに、2万2000トンが出てくるんですよと申し上げている」(44頁)とした。しかし、「将来」とはいつのことなのか、どの程度の堤防の嵩上げをするのか、については言及はなかった。
- 2 2万2000㎡の計算根拠資料—ほぼ全川での堤防高のかさ上げが 条件
 - (1) しかし、河崎証人が「将来の河道改修等を考えたときに、カスリーン台風と同じ雨が降れば、上流から流れてくるものが、八斗島で2万2000トン」であると述べたこと(15頁、44頁)については、何らかのこじ付けは可能なのであろう。この点では、河崎証言を補強する資料が存在している。それは、「さいたま地裁の調査嘱託の資料」(甲B第57号証の4)である。

同資料には、「利根川水系工事実施基本計画の基本高水流量の計算

に使用された利根川八斗島上流域の前提条件」が存在している。 この資料には、さらに細目として

- ① 利根川・八斗島上流及び支川の各計算地点における河道データ 堤防高、河床高、川幅など、河道の状況を示すデータ
- ② 利根川・八斗島上流及び支川の各計算地点における粗度係数(河 道の流下能力を規定する係数)の設定値
- ③ 利根川・八斗島上流の本川及び各支川の洪水流量を計算するための洪水流出計算モデルの係数の設定値などが明らかにされている。
- (2) これらのデータのうち、①の「利根川・八斗島上流及び支川の各計算地点における河道データ堤防高、河床高、川幅など、河道の状況を示すデータ」を点検すると、堤防高などでは、利根川本川においては、最上流部を除いておよそ、0.3 mから5 mくらいの堤防の嵩上げが設定されており、有力5支川では、吾妻川と神流川を除いて、0.1 mから3 mまでの嵩上げが設定されている。これらの堤防の嵩上げ計画やデータは、これまでの国交省の公表資料では見かけたことがない。上記①の資料には、この堤防断面について、「群馬県の河道計画ではなく、国土交通省が計算に使用した断面です」と注記されている。これは、利根川本川上流部が直轄区間ではないこともあるのであろうが、河川管理者たる群馬県も関与していないものなのであろう。したがって、これらの堤防断面は、八斗島地点での洪水流量が2万2000㎡となるようにするために設定された仮の堤防高だと考えて良いのであろう。

もっとも、堤防高を高くしたからと言って、それだけで洪水流量が単純に増えるわけではないし、上記の国土交通省の資料によっても、直ちに八斗島地点での高水流量が毎秒2万2000㎡になるという

ことが導かれるものではないことに留意する必要がある。

- (3) ともかく、八斗島地点に2万2000㎡の洪水が到達するには、こうした利根川本川や多くの支川の堤防の嵩上げが前提となっているのである。このような状況であったから、河崎証人は、「将来の河道改修を考えたとき」(15頁。62頁)とか、「計画である」(24頁)とかラフな説明に止まり具体的な説明ができなかったのであろう。
- (4) 以上のとおり、八斗島地点毎秒2万2000㎡という洪水は、カスリーン台風と同規模の降雨があっても、現況においては来るはずのない流量であることは疑いがなくなった。したがって、利根川流域に3日雨量319mmの降雨があっても、八斗島地点に毎秒2万2000㎡が到来することはないのである。

そうであれば、利根川の治水対策はこの事実から出発すべきものとなる。八斗島地点下流の流量と水位を低減させるための施設である上流のダム群は、これ以上の増設は全く不要となるのである。さらにこれを検証する。

第5 八斗島地点1万6750㎡ならダムの増設は不要である

- 1 ダムの目的は、八斗島下流部の流量・水位の低減にある
 - (3) ダムの洪水調節機能は下流のためにあるのであり、けっしてダムが設置される上流域の流量や水位の調節のためにあるのではない。このことは改めて指摘するまでもないことかもしれないが、確認をしておこう。「昭和55年利根川水系工事実施基本計画」(甲B第4号証)には、「……河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要」という項目において、次のように上流のダムの機能を説明している。即ち、「上流部においては、多目的ダムとして、既設の藤原ダム、相俣ダム、薗原ダム、矢木沢ダム及び下久保ダムのほかに奈

良俣ダム等を建設し、下流の洪水調節を図るとともに、各種用水の補給等を行う。」とある(22頁)。ダムのすぐ下流から流量と水位は低減するから、上流部に洪水調節の機能が生じないとはいえないが、そのためにダムが造られるわけではない。上記のとおり、ダムは「下流の洪水調節を図る」ために作られるのである。

(4) 国交省は、「いまだ充分でない利根川の治水安全度」という項目の下に「利根川水系河川整備基本方針による治水計画では、八斗島を治水基準地点とし、基本高水流量22,000㎡/Sのうちダム等の洪水調節施設で5500㎡/Sを調節します。既設6ダムと建設中の八ッ場ダムを合せた現況の施設による洪水調節量は約1600㎡/Sと試算しており、計画目標の5500㎡/Sに対し約29%しかありません。」(甲B第83号証 平成18年7月 国土交通省関東地方整備局「利根川上流ダム群再編事業(実施計画調査)」7頁)としているところである。

このことからしても、国交省のダム建設の目的が、八斗島地点下流部の流量ないし水位の低減であって、八斗島上流の水位や流量の低減ではないことが明らかである。そうであれば、八ツ場ダムを含む今後の上流部のダムは、下流域の洪水調節としては無用であり、かつ、上流域にとっては役に立たない施設だということになる。

2 八ツ場ダムも下流部のために造られるのである

ハッ場ダム自体の建設目的も、八斗島下流の流量と水位の低減のために建設されるものである。ハッ場ダム工事事務所のホームページ(甲B86号証)には「ハッ場ダムの役割」について次のように広報されている。

「計画では、洪水期(7月1日~10月5日)に6、500万立方

メートルの調節容量を確保して、ダム下流における計画高水流量、毎秒3,900立方メートルのうち約61パーセントに当たる毎秒2,400立方メートルの流水を調節し、ダム下流への放流量を毎秒1,500立方メートルに低減することになります。……

この洪水調節により、下流の吾妻川沿岸や群馬県内の利根川本川沿岸はもちろん、利根川下流部の茨城県・埼玉県・千葉県・東京都など首都圏の洪水被害が軽減されます。

なお、利根川(渋川地点下流、平成2年度河川現況調査における)における想定氾濫区域の面積は1,850km²となり、区域内の資産額約50兆円、人口約450万人に影響が及ぶものと想定されています。」

一般論としては、ダムの下流部沿岸においても流量と水位の低減はなされるから、ダムの直下流部に治水上の恩恵が全くないとは言えないとしても、吾妻川のような深い渓谷河川においては、もともとオーバーフローの危険は極めて小さい。したがって、八ッ場ダムによって吾妻川下流部の安全度がことさら上がるというわけのものでもない。かくして、八ッ場ダムの洪水調節の目的は首都圏の平野部の洪水の低減が目的とされていることは明白である。

3 ダム建設の費用対効果からのチェック

(1) 上流域のダムは、下流域平野部の流量と水位の低減のために造られるものであることを、別の角度から証明しよう。近年、公共事業は、公共投資額(経費)と国民の受益を比較して、費用対効果を数字でチェックするようになっていきている。具体的には、当該工事の建設費用等と、その工事によって受ける関係住民等の便益を比較する手法でこれを行っている。八ツ場ダムの建設における住民の便

益はつぎのように計算されている。

- (2) 平成19年12月21日に公表された「(再評価) 八ツ場ダム建設事業」(甲A第12号証)によると、同ダムの建設費のうち治水費用は「2,917億円」とされ、「洪水調節に係る便益(B)の算定」として、「8,276億円」と計上されている。そして、これ以外に若干の便益の金額を加えて、この事業の費用対効果は「2.9」であるとされているのである。ここでは、受ける便益の金額の妥当性については問わないこととするが、ダム建設で受ける「洪水調節に係る便益」は「8,276億円」とされているところ、この便益を受ける地域や住民は、どこで誰だと設定されているのだろうか。この便益は、八ツ場ダム建設地を含む上流側が受けるのではなく、八斗島地点下流部が受けるということである。原告らが情報公開請求によって得た資料によれば、このことがよく示されている。
- (3) 原告らは、平成17年9月9日、関東地方整備局から、八ツ場ダム建設に係る費用対効果の計算資料の開示を受けた。その中に、治水費用等に関して便益を受ける地区を特定した資料があった(甲B第88号証)。これによれば、八斗島地点から銚子の河口まで下流部一帯が左右両岸で8地区に分割され、この8地区が受益地区であるとされているのである。この8地区には、もとより八斗島地点上流部は入っていない。ダムの建設地は、ダムの治水効果を受けることがないことは国交省も当然としているのである。

このように、国交省が自ら示しているところからしても、上流部のダムは、下流平地部の住民の便益を図るために計画され建設されるものである。ダム建設地を含む上流域の住民の便益の増大のために造られているものではないのである。八ツ場ダムを含む利根川上流域のダムは、八斗島上流部の流量と水位の低減のためにあるもの

ではないのである。

4 ダム計画への地元群馬県の反発

(1) 先に見た「利根川流量検討会」の「昭和44年案」は、関係地方 自治体へ送られたわけであるが、地元群馬県は、これに強く反発を 示した。

前述のとおり(第7章、第5)、その調査結果には、①治水計画の規模は200分の1程度とするのが適当である、②八斗島における計画高水流量は既定計画と同じ14,000㎡/Sとし、その超過確率を1/200とする。③このためには、既設ダムや実調中のダムのほかに新たなダムが必要で、岩本のほか烏川流域に重点的に配置する必要がある、などとあった。

この案は、「八斗島における計画高水流量は既定計画と同じ14,000㎡/Sとし」とあるように、下流域(利根川中流域)の計画高水流量はそのままとして、見込まれる流量増加分は上流のダムで調節するというものであった。この施策は群馬県側だけにその負担が負わされるというものであった。

(2) こうした「昭和44年計画案」に対して、群馬県知事は、「安全率を一挙に1/200に引き上げる理由、流量配分をすべてダム建設に求め下流河道の流量を従来計画のままに据え置くことは上流水源域にのみ過重負担を強いるので納得しがたい等を内容とする意見書」を河川局長及び関東地方整備局長宛てに提出していた(甲B89「利根川百年史」1165頁)。

このことは、八斗島地点の上流域即ち群馬県内でのダム建設が群 馬県内の氾濫防止とは無縁のものであり、治水対策にならず、迷惑 だけを押し付けられているという認識を示すものである。 (3) もし仮に、カスリーン台風時に群馬県内に、河崎証人がいうように8000万㎡もの氾濫があり(河崎17頁)、それが県民にとって耐え難い被害であり、その被害を防止するためにダム建設が役立つのなら、こうした被害意識とはならなかったはずである。ダム建設を含めての関東地方整備局作成の、カスリーン台風を対象としたこの昭和44年の治水計画が、群馬県ないし同県民に治水上の便益を与えるものであったとすれば、群馬県はこのような抵抗や反発を見せなかったはずである。仮に、一定程度の氾濫があったとしても、その防止にはダム建設は役に立たないこと、そうした被害を受忍する以上に、ダム建設は「過重負担」となるとの事実が示されているということである。

5 八斗島地点1万6750㎡なら八ッ場ダムは不要である

利根川研究の第一人者である大熊教授(証人)も、「現況では上流に ダムは不要」と、次のように述べた。大熊証人は、原告ら代理人の質問に応えて、甲B第39号証の「ハイドログラフ」は、カスリーン台風と同規模の降雨があった場合に、現況の堤防断面、現況の洪水調節施設を前提にして八斗島地点の流出流量を計算したところ、1万6750㎡となったことを示す資料であることを確認した。その上で、こうした洪水の流出状況から判断した場合、上流部に現在以上のダムの新設が必要であるかについて、同証人は「今の利根川の治水計画は、八斗島から下流の河道で1万6500トンを流すということになっておりますので、1万6750トンの出水であれば、ダムに頼らなくて、場防と河道の浚渫等で十分対応できると思います。」と明快な判断を示した(証言調書32頁)。そして、八斗島地点における、毎秒250㎡の洪水時の水位は、先にみたとおり、5~8cm程度のものであり、 毎秒1万6750㎡の洪水が流れる河道においては、毎秒250㎡の増加は、いわば水位測定に際しての誤差の範囲ともいうべきものである。

第6 利根川上流部の河川整備は、さして進められていない

- 1 国交省は、上流域の氾濫状況を調べようともしていない
 - (1) 八斗島地点毎秒1万6750㎡のハイドログラフの計算の前提には、「上流部で氾濫したうえで」(甲B第39号証)とされている。そこで、上流部に放置できない、住民に耐え難い氾濫と被害がこれまでに起こり、将来もまたそれが予測されるのであれば、前記「第4」の結論には、一定の留保が付されるかも知れない。八斗島地点の基本高水のピーク流量・毎秒2万2000㎡と、八斗島地点の洪水の流下流量との間に大きな乖離があるところからも、氾濫量のチェックは不可欠であるが、上流域での大氾濫の不存在は、第7章で明らかにした。
 - (2) そもそも、国交省は3日雨量319mmの降雨があると八斗島地点で毎秒2万2000㎡の流量となるとしてきた。しかし、その一方、甲B第39号証では、同一条件の降雨の場合、八斗島地点での洪水流量は毎秒1万6750㎡に止まるという。そうであれば、その差(22000-16750=)5250㎡はどうなっているのかは、誰もが関心を持つ事柄である。このうち、6ダムの洪水調節量は平均して毎秒1000㎡であるとされているから、それを差し引いた残りの4250㎡は上流域での氾濫量だと考えるのが常識的であろう。もし、そうだとすれば、その氾濫によって、どこにどのような被害が発生しているかを探るのは治水管理者の当然の責務だということになる。

- (3) しかしながら、「利根川水系河川整備基本方針」には、群馬県内の利根川上流域での洪水被害の履歴や治水対策についてはほとんど言及がない。そして、これまでの過去の「工事実施基本計画」においても、氾濫の履歴やここ数十年の間の河道等の整備状況についての記述もない。そして、先に引用した資料である「利根川の整備状況(容量評価)」(甲B第49号証)にも、八斗島地点下流部の整備状況は先にも見たとおり記載されているが、烏川水系を含めて上流部の堤防等の整備率は載っていない。上流部では氾濫の心配がないのだろう。上流部で記述のある事項はダム群の整備率だけである。
- (4) そして、河崎元河川部長の証言によれば、関東地方整備局は、利根川の基本高水設定の基礎となっているカスリーン台風洪水の際の利根川上流域の氾濫量を推計した資料も持たず、最近行われた八斗島地点での流出計算に関しても、氾濫流量を調べることが作業の目的ではなかったのでそうしたデータは存在しないという(河崎28頁)。そして、現時点において、計画高水流量を流下させた場合の、八斗島上流域における氾濫流量は、別のプログラムを作って計算すれば計算はできるのに、国交省はやっていないのであるが(甲F第1号証河崎証言53頁)、これは国交省にやる気がないということなのである。このことは、その氾濫量は八斗島地点の毎秒1万7000㎡に比べてそう決定的な流量ではないことを示唆している。

2 利根川上流部の河川整備は大規模なものではない

(1) 国交省は、八斗島地点の基本高水を毎秒1万7000㎡から2万2000㎡に改定するについて、整備基本方針において、「河川整備の進展を考慮し、洪水調節施設がない場合を想定すると、基準地点 八斗島におけるピーク流量は約22,000㎡/Sとなる。」(甲B 第84号証 「利根川水系河川整備基本方針 基本高水等に関する 資料」23頁)としているところである。これまでの上流部の河川 改修の状況は実際どうなのか。

- ア 利根川本川上流部では、河道は掘り込み型であるから堤防自体がなく、支流の合流部の築堤以外にはほとんど築堤は認められない(甲B第54号証「利根川上流域堤防存否等調査報告書」)
- イ 鳥川水系での築堤は、ほとんどカスリーン台風以前に行われており、カスリーン後の堤防等の嵩上げや築堤は、碓氷川の左岸の一部、神流川の平地部上流側の両岸、鏑川の堤防の嵩上げなど僅かである(甲B第63号証 利根川支川「鳥川・神流川・鏑川・碓氷川」(直轄区間)の築堤年の調査結果)。
- ウ 河崎証人も、利根川上流部の河川改修については、「一般的に言えば、県としては、必要な箇所から必要な改修工事をやられているというふうに思います。」と述べ(同18頁)、関東地方整備局の河川部長として知り得ている改修区間もそれほど長大なものではない(18~19頁)。
- エ そして、群馬県のこれまでの管理区間の改修は、群馬県の河川 課が作成した「堤防調査報告書」に明らかにされている(甲B8 5号証 前橋地裁乙第221号証)。①前橋市内の利根川左岸で韮 川の放水路、②同市内の利根川右岸で滝川の放水路、③沼田市内 の利根川左岸で、薄根川や四釜川の堤防や護岸整備、④渋川市内 の利根川右岸で滝ノ沢川と午王川の拡幅護岸工事などである。そ れらは、いずれも利根川上流部支流の市街地周辺の短い区間の改 修工事にすぎないものである。
- オ 基本方針では、カスリーン台風後の「河川整備の進展を考慮」 して、基準地点八斗島におけるピーク流量を毎秒22,000㎡

と設定したとされるが、同台風時の八斗島地点の流量が1万7000㎡、そして、現在の八斗島地点の流出流量が毎秒1万6750㎡、6ダムの調節量(毎秒1000㎡)抜きでは毎秒1万7750㎡となるとすれば、その差は毎秒750㎡に過ぎず、約60年間の河川整備の進展による利根川の流量増加は極めて小さいと言うことになる。

- カ そして、このことはカスリーン台風時と現在とで、「氾濫量は格 段には違わない」という河崎証言(20頁)にも符合する。
- (2) 河川改修は下流側から行うのが原則であるが、それにしても上流部には長期改修計画も見当たらない。以上の利根川上流部の整備状況からすれば、上流部の氾濫や氾濫被害は格別のものではないことが推認できる。

第7 過去の「工事実施基本計画」における上流部の扱い一上流部の対策 の記述はわずか

1 河川整備基本方針ではダムを除いて上流部の記述がない

国交省は、これまで、カスリーン台風と同規模の降雨があれば下流の首都圏平野部で34兆円の被害が発生するので、その防止対策としてダム建設が必要であると主張してきたし、現在でもそう言い続けている。カスリーン台風の未曽有の被害が、今なお語り継がれているのは、首都圏平野部の被害だからである。それは人口と資産が集中しているのだから、首都圏平野部の保全が施策の主な対象となるのは当然のことではある。

では、利根川本川上流部と烏川は、工事実施基本計画や近年の利根川水系河川整備基本方針では、どのように扱われ、どのような位置づけとなっているのであろうか。

まず、平成18年2月策定の「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料」の「7 河道計画」の項においては、「直轄管理区間の堤防が全川の約95%にわたって概成(完成、暫定)している」(29頁)との事実が挙げられているが、利根川上流部については何の記述もなく、どのような状況か、どのような対策が必要なのかについて知ることはできない。では、これまでの「工事実施基本計画」では、どう取り扱われてきたのか。

2 工事実施基本計画でも僅かな記述に過ぎない

(1) 過去の「工事実施基本計画」を点検しても、上流側が施策の中に 登場してくるのは、下流部の流量と水位の低減策のためにダムを建 設する場としてだけであると言っても言いすぎではない。上流部の 流量や水位低減策は、ほとんど見られない。

「昭和40年利根川工事実施基本計画」(甲B3号証)であるが、そこでは、「……河川工事の施行により設置される主要な河川管理施設の機能の概要」の項(29頁)における「利根川上流部(八斗島から上流部)」の記述では、上流ダム群についての計画に関する記述がほとんどで、支流等の河道整備については、榛名白川、鮎川の築堤、掘削、水衝部の護岸等の施行をして洪水の安全な流過を図る、としているだけである(吾妻川の酸性対策については記述がある)。

(2) 「昭和55年利根川水系工事実施基本計画」(甲B第4号証)でも、同じく「……多目的ダムとして、……奈良俣ダム等を建設し、下流の洪水調節を図る」(22頁)などとし、「これらのダム群ではまだ計画上洪水調節のため必要とする容量は確保されておらず」などとし、上流ダム群の計画に関する記述が中心となっており、支流の記述では、「利根川上流、烏川、神流川等について、築堤、掘削、

護岸、水制等を施工して、洪水の安全な流下を図る。」と、一括した記述があるだけである(同22頁)。上流部に関するこの記述は、「平成4年工事実施基本計画」(甲B第5号証)にも「平成7年工事実施基本計画」(甲B第6号証)にも同文で引き継がれている。しかし、こうした記述からは、具体的にどのような工事を施工するのかは全く不明である。「利根川中流部(八斗島~取手)」については、「全区間にわたり、堤防の拡築、掘削、しゅんせつ、水衝部の護岸・水制等を施工して、洪水の安全な流過を図る。特にその上流部分については、洪水時の流勢が強いので水衝部に護岸・水制を重点的に施工し、下流部分については、……」(「昭和40年基本計画」31頁)などと具体的な施工上の方針や留意すべき事項が記述されていることと対比すれば、利根川上流部の治水対策上の比重が極めて低いことが歴然としている。

(3) 首都圏で34兆円の被害が起こるかも知れないというのであればこそ、ダム1基に5000億円も1兆円もの公金が投入可能となるのであって、上流部の田畑冠水の防止対策としてダムが造られるのではないことは明らかであろう。

第8 無用な施設建設への巨額の公費支出は明らかに違法である

ハッ場ダムが、八斗島下流部にとっても、同地点上流部にとっても、 今や無用な施設であることについてまとめる。それにより、ハッ場ダム の建設費支出の違法性があきらかとなるはずである。

1 現況の河川管理施設の下では、計画降雨でも八斗島地点では1万6 750㎡に止まる

計画降雨、即ち、3日雨量319mmの降雨があっても、既設6ダ

ムと現況の堤防等の河川管理施設の下では、八斗島地点には毎秒1万6750㎡の洪水しか襲来しないことが、甲B第39号証に掲載されているハイドログラフで明らかになった。そして、このことは、河崎元河川部長も確認している。

- 2 八斗島地点下流(中流部)では計画高水流量ならオーバーフローはない
 - (1) 毎秒2万2000㎡の洪水が来るとすれば、カスリーン台風時と同じように利根川中流部の本川右岸がオーバーフローによって破堤する危険があるのかもしれない。しかし、現実の洪水が計画高水流量規模程度のもの(毎秒1万6750㎡)であれば、「現在の河道で処理可能な流量は、八斗島16,500㎡/S……であり、これらを計画高水流量とする。」(甲B第84号証 「利根川水系河川整備基本方針」の「基本高水等に関する資料」24頁)とされ、「直轄管理区間の堤防が全川の約95%にわたって概成(完成、暫定)している」(同29頁)と報告され、八斗島地点から取手辺りまでの利根川中流部においては、河道の容量でみると計画高水流量の99%までの整備が行われているのである(甲B第49号証)。そして、利根川本川のその下流部でも88%、江戸川では90%とされている(同上)。
 - (2) そして、原告らの調査によっても、八斗島地点から栗橋辺りまでの利根川中流部においては、計画高水流量+250㎡規模の洪水であれば現況堤防の天端高の下位2m以下であり、十分に余裕がある。現況でオーバーフローすることはない(本章の第2)。結局、その程度の洪水なら溢水破堤は起こらず、下流域に34兆円の被害が出ることはない。逆に溢水しなくても堤防が破堤するようなことがあれ

ば、それは、国交省や被告らが無駄なダムに多額の公金を使った挙 句に、必要な堤防補強を怠ったということになる。

- 3 利根川上流部では大氾濫は認められない
 - (1) カスリーン台風後、5年の期間をかけて利根川の上流域をくまなく丹念に調査をした大熊教授(証人)は、烏川の聖石橋~鏑川合流点間の右岸の遊水地410haを別にして、同台風洪水での氾濫面積は、数百haの範囲内であると明言している。
 - (2) 平成18年2月策定の利根川水系河川整備基本方針によれば、昭和55年に基本高水のピーク流量が毎秒2万2000㎡と改訂されたのは、その後河川整備が進展し、上流域での氾濫量の減少が下流部河道への流量の増加をもたらすようになったためであるとされている。しかし、昭和24年当時には、カスリーン台風時に、上流域に相当の氾濫があったという見解は存在せず、こうした見解は昭和44年頃、岩本ダム構想と共に浮上したものである。利根川百年史には、「氾濫戻しすると八斗島の流量は従来推定されていた17,000㎡/Sをかなり上回るものとなった。」とあるところ、「氾濫戻し」の計算をしておきながら、具体的な数値を示していないこと、記録も残されていないことなど、この記述の信憑性は著しく低い。
 - (3) 群馬県の田畑の冠水被害調査などは行われているが、氾濫量調査は行われていない(河崎 17 頁)。田畑の被害面積をすべて冠水面積とみてこれに水深を乗じて氾濫量を推計するのは誤りである。地元の群馬県も、計画降雨が来襲すれば氾濫が起きるとしながら、どこでどれだけの氾濫が起こるかについては関心を示していない。計画降雨(3日雨量319mm)があれば、八斗島地点にピーク流量で2万2000㎡の洪水が来襲するとされてきたものであるところ、

八斗島地点には1万6000~1万7000㎡しか達しないというのであれば、ダムなしでは、5000~6000㎡が氾濫するというのに、その行方すら調査も追及もしていないのである。群馬県の態度は行方不明の我が子を捜索もしないまま放置している親の姿にも比せられるものであって誠に不可解というべきものである。

- (4) 河崎元河川部長の証言によれば、関東地方整備局は、利根川の基本高水流量設定の基礎となっているカスリーン台風洪水の際の利根川上流域の氾濫量の記録もなく(16頁)、氾濫量は別のプログラムを作って調べれば出てくるのに(53頁)、これまでの長い間、国交省も群馬県も、氾濫調査をしたことがないということは、それ自体、氾濫がそれほどの規模ではなかったことを推認させる。大熊教授の現場調査を覆す資料は存在しない。
- (5) かかる状況からすると、カスリーン台風時に、烏川水系を含む利根川上流域に、毎秒4000~5000㎡というような大きな氾濫 自体が存在しなかった、と考えることが相当だということになる。
- 4 氾濫はあっても大被害は起きていず、またダムは役に立たない 先に見た「利根川流量検討会」の「昭和44年案」に対しては、地 元群馬県は強く反発を示した。

前述のとおり、「利根川流量検討会」の調査結果には、①治水計画の規模は200分の1程度とするのが適当である、②八斗島における計画高水流量は既定計画と同じ14, 000 ㎡/Sとし、その超過確率を1/200とする。③このためには、既設ダムや実調中のダムのほかに新たなダムが必要で、岩本のほか鳥川流域に重点的に配置する必要がある、などとあった。

こうした「昭和44年案」に対して、群馬県知事は、「安全率を一挙

に1/200に引き上げる理由、流量配分をすべてダム建設に求め下流河道の流量を従来計画のままに据え置くことは上流水源域にのみ過重負担を強いるので納得しがたい等を内容とする意見書」を河川局長及び関東地方整備局長宛てに提出していた(甲B89「利根川百年史」1165頁)。

このことは、八斗島地点の上流域即ち群馬県内でのダム建設が群馬 県内の氾濫防止とは無縁のもので県内の治水対策とはならず、迷惑だ けを押し付けられているという認識を示すものである。

5 ダムは下流のために造られる

いうまでもなく、上流域のダム群は下流域平野部の住民の生命や資産を保全するために造られる施設である。八ッ場ダム建設によって便益を受ける地区は、八斗島地点から銚子の河口までの左右両岸の下流部一帯であるとされている。原告らが情報公開請求によって入手した「氾濫ブロック図」には、八斗島地点から銚子の河口までの左右両岸が8ブロックに分割され、この8地区が受益地区であるとされているのである。この8地区には、もとより八斗島地点上流部は入っていない。ダムの建設地は、ダムの治水効果を受けることがないことは国交省も当然としていることなのである。

6 無用なダム建設の費用支出は明らかに違法である

(1) 既にみたように、八ツ場ダムをはじめとする上流域におけるダム 建設は八斗島地点下流平野部の流量と水位の低減を図ることを目的 として造られるものである。ダム建設地を含む上流部の住民のため に造られるものではない。八斗島地点上流部に若干の氾濫がこれま でにあり、かつ、計画雨量の降雨があれば、今後もそうした状態が 続く見通しであったとしても、これを上流部のダムで効果的に防止できるはずのないものであるから(その役割は持っていないし、国交省も上流側の便益は予定していない)、ハツ場ダムをはじめとするダムは上流部の住民の便益とは無関係の施設である。

- (2) 今日、計画雨量である3日雨量319mmの降雨で八斗島地点の出水が毎秒1万6750㎡に止まるのである以上、八斗島地点の流量と水位をさらに低減させる必要はなくなっているのである。そうであれば、八ッ場ダムを含めて上流部にダムを増設する必要はないことになる。このことは明らかである。そして、そうであれば、八ツ場ダムをはじめとする今後のダム増設は全く無用な施設を作るものであり、公費の無駄遣い以外の何物でもない。このような事業への公費支出が違法であることは多言を要せず明白である。
- (3) 巨額のダム建設費は、首都圏平野部に34兆円の被害が発生するという予測を前提にして、その被害発生を防止する手段であるからこそ許容されてきたものであった。国交省が喧伝してきたダム建設の正当性の費用対効果の天秤の一方には「34兆円の被害防止」が載せられているのである。「34兆円の被害防止」という投資効果以外に、上流でのダム建設が正当化される事業名目は存在しない。計画雨量の3日雨量319mmの下でも八斗島地点で1万6750㎡の出水に止まるという事実が判明するに及んで、費用対効果の天秤の平衡は消し飛んだはずである。

ハッ場ダムを始めとする上流域のダム建設を、これ以上続けることは明らかに違法である。

7 治水上安全側に立った設定との主張について なお、被告らは、基本高水ピーク流量に過大な部分があったとして も、それは治水上安全側に立った結果によるものであり、関係都県に とって不利となるものではない、などと主張している。

しかし、過大な基本高水ピーク流量を設定し、それを前提とした(現実にはダム計画のほうが先であったことは、第11章、第5において述べるとおり)ダムを造ることは、全く不必要な物を造ることであり、関係都県に「著しい利益をもたらす」ことには到底ならない。寧ろ、不要な出費という大きな害悪をこそもたらすことになる。

第9 小括

以上に述べてきたとおり、国交省も、現在の利根川水系の河川整備状況を前提にすると、カスリーン台風が再来しても、八斗島地点では計画高水流量を僅かに超える1万6750㎡/秒しか流れてこないことを認めている。そして、八斗島地点においても、それよりも下流域においても、利根川本流及び江戸川は、この程度の流量に十分に耐えうる河道整備がなされている。カスリーン台風が再来しても、八斗島地点よりも下流で溢水破堤することはあり得ず、それによって、関東平野において34兆円もの被害が発生することもない。従って、現時点において、八斗島地点における洪水流量を調節するための上流ダムは全く不要である。

第9章 八ッ場ダムは治水効果が極めて乏しいから不要である

第1 カスリーン台風洪水における八ッ場ダムの治水効果はゼロ

1 利根川治水計画の基本はカスリーン台風の再来に備えることである 利根川の治水計画は1947年のカスリーン台風洪水の再来に対応する ために策定されている。関東地方整備局の河川関係のホームページを みると、「現状でカスリーン台風が再来し、利根川が破堤すれば、約34兆円の被害」という画面がいくつもみられ、カスリーン台風洪水が再来した場合の恐怖が語られており、まさしく、カスリーン台風の再来に備えることが利根川の治水計画の基本になっている。

2 現実にはカスリーンが威風が再来してもハツ場ダムの治水効果は皆 無

ところが、このカスリーン台風洪水が再来した場合における八ッ場 ダムの治水効果がなんとゼロであることを国土交通省自身が認めてい るのである。

- (1) 国土交通省は、カスリーン台風洪水が再来した場合に既設 6 ダム および八ッ場ダムがあった場合にそれらがどの程度の治水効果を有 するかについて計算を行っている。それによると、八斗島地点にお ける八ッ場ダムの洪水流量削減効果はゼロである(「国会議員への 国土交通省の回答 2004年3月」〔甲B第9号証〕)。
- (2) このことは、最近の政府答弁書でも確認されている。2008年6月6日に政府は石関貴史衆議院議員提出の八ッ場ダム問題に関する質問主意書に対する答弁書(甲B第62号証)を衆議院議長に送付した。

その中で政府は1947年のカスリーン台風再来計算の結果を次のように示している。

カスリーン台風再来時の八斗島地点の洪水ピーク流量の計算結果

① 八斗島上流にダムがない場合

22,170 ㎡/秒

② 八斗島上流に既設6ダムがある場合

20,421 m³/秒

③ 八斗島上流に既設6ダムと八ッ場ダムがある場合

20,421 ㎡/秒

上記の①と②の差が既設 6 ダムの洪水調節効果を示している。 6 ダムの効果は1,749㎡/秒である。次に、②と③の差が、八ッ場 ダムが加わることによる効果を示しているが、①と②は同じ流量 であり、その差はゼロである。

利根川の治水計画の基本になっているのはカスリーン台風洪水であるが、そのカスリーン台風洪水における八ッ場ダムの治水効果がゼロであるという事実は非常に重要である。この答弁書の内容は6月11日の新聞で大きく報道された(甲B第59、60号証)。

(3) カスリーン台風再来時における八ッ場ダムの治水効果がゼロである理由は、吾妻川の八ッ場ダム予定地上流域の雨量が少なかったことと、その降雨の時間がずれていたことによるものであるが、これはカスリーン台風だけに見られる特異な現象ではない。利根川流域では南からきた台風の雨雲が榛名山と赤城山にぶつかって大雨を降らせるため、吾妻川上流域には利根川上流域に対応するような大雨が降らないことが結構ある。このような地理的・地形的特質によるものであるから、たとえば、カスリーン台風に次いで大きな洪水である1949年のキティ台風においても同様な傾向がみられる。国土交通省の計算では同洪水の八ッ場ダムの効果は224㎡/秒(前出の【図表13】の(7)の列の1949年8月29日の値)にとどまっており、利根川の大きな洪水に対して八ッ場ダムの効果はゼロか、あっても小さなものなのである。

第2 国土交通省の計算でも八ッ場ダムが役立つのはレアケース

上記の政府答弁書(甲B第62号証)は、一方で過去の31洪水をカスリーン台風と同程度の降雨量に引き伸ばした場合の計算結果では、その

うち 29 洪水で八ッ場ダムは洪水のピーク流量に対する調節効果を有していると答えている。その根拠となっているのは、【図表13】(原告第2準備書面の表 6-1)であって、同図表の(7)の列「八ッ場ダムの効果」がゼロでない洪水が 29 洪水あるということを指している(ゼロはカスリーン台風の 1947 年と 1938 年)。しかし、その 29 洪水の中には 1 ㎡/秒や4㎡/秒などといった、わずかな効果しかない洪水も含まれており、29 洪水という数字に意味があるわけではない。

そして、根本的な問題として、同表には、原告第2準備書面 61~64 頁 で指摘したとおり、計算時(平成16年3月以前)に依拠すべきであった 当時の建設省河川砂防技術基準案(改定新版 建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説・計画編 1997年10月)のルールを無視して、2倍を超 えて降雨量を大きく引き伸ばしたものが数多く含まれている。 2 倍にと どめる理由は降雨量の引き伸ばし率を大きくしすぎると、対象洪水の降 雨条件を反映しない異質の洪水を計算してしまう恐れがあるからである。 ルールどおり2倍以下の引き伸ばしになる洪水のみ(12洪水)を取り出 し、さらに、八ッ場ダムがない場合の洪水流量(同表の(4)の列)が計 画高水流量(河道で対応する最大計画流量 16,500 ㎡/秒)を超えてし まう洪水を拾い上げると、1947年、1949年、1958年9月16日、1959 年9月、1966年6月の5洪水だけである。しかも、それらの5洪水にお ける八ッ場ダムの効果(同表の(7)の列)はそれぞれ 0、224、164、1369、 1 ㎡/秒であり、4 洪水についての効果はゼロまたは基本高水流量 22,000 m³/秒の 1%以内(流量観測の誤差以内)しかない小さなものが 殆どである。

このように八ッ場ダムが意味を持つのは 1959 年 9 月洪水の計算値だけであって、計算上も 200 年に 1 度の降雨量があっても、そのうち、八ッ場ダムが役立つのは 12 回に 1 回の割合でしかなく、確率的にきわめて小

さいレアケースなのである。いわば、1/200 の 1/12 であるから、ほとんど起こりえないケースであり、このように八ッ場ダムは計算上も利根川の治水対策としてほとんど意味を持たないダムなのである。八ツ場ダムの基礎となる利根川水系の治水計画を 1/200 とするのであれば、1/200の 1/12(1/2400 ということになる)の洪水にしか役に立たないようなダムは、計画に載せる必要が全くない。

また、【図表13】の引き伸ばし計算そのものが多くの疑義がある洪水計算モデルで求められたもので、その計算値はきわめて過大である。第5章で述べたように、カスリーン台風の実績流量は上流部の氾濫量を含めてもせいぜい 16,000 ㎡/秒であるのに、それを 22,000 ㎡/秒とする計算モデルであるから、上記の 1959 年 9 月洪水の引き伸ばし計算も正しく計算すれば、八ッ場ダムなしの計算値で 16,500 ㎡/秒を大きく下回ることは確実である。

さらに、【図表13】における八ッ場ダムの治水効果の計算で使われている八ッ場ダム地点の洪水計算モデルの問題がある。これは八ッ場ダム地点の最大流入量が3,900 ㎡/秒になる計算モデルであるが、第3で述べるように、このモデル自体が実際の洪水流量の約2倍にもなる過大な値を算出するものであるから、八ッ場ダム地点について実際の洪水流量に合わせた計算を行えば、【図表13】の八ッ場ダムの治水効果は半減することになる。

以上の2つの問題を別にしても、上述のとおり、計算上も八ッ場ダムは、1/200の利根川の治水対策としては全く意味を持たないのである。

第3 机上の八ツ場ダム洪水調節計画

1 実績洪水よりはるかに大きい計画洪水流入量 ハッ場ダムの洪水調節計画では最大で3,900㎡/秒の洪水がダムに 流入し、そのうち、2,400㎡/秒を調節し、1,500㎡/秒を放流することになっている。しかし、この3,900㎡/秒は実際の洪水流量と比べてきわめて過大な値である(大熊孝証人の意見書(甲B第55号証)および嶋津暉之「八ッ場ダムの計画最大流入量3,900㎡/秒の検討」(甲B第76号証))。

今年6月6日の政府答弁書(甲B第62号証)でも、次のように平成 13年と19年に計画降雨量354mmに近い雨量があったが、八ッ場ダム予 定地近傍の岩島地点の最大流量が計画値よりはるかに小さかったこと が示されている。なお、八ッ場ダム予定地の値は岩島地点から流域面 積比で推定したものである。

八ッ場ダム上流域 岩島地点 八ッ場ダム予

定地

①平成13年9月10日洪水

②平成19年9月7日洪水

平均 3 日雨量 最大流量 最大流入量 341 m m 1,271 m³/秒 (1,205 m³/秒)

1,010 ㎡/秒 (957 ㎡/秒)

この 2 洪水では計画降雨量に近い雨量があったにもかかわらず、実績最大流量は計画値 3,900 ㎡/秒の 1/4~1/3 以下にとどまっている。これは 3,900 ㎡/秒を算出した計算モデルが実際の洪水に適合していないことを意味する。

 $324\,\mathrm{m}\;\mathrm{m}$

もちろん、洪水ピーク流量の出方は3日雨量だけでなく、降雨パターン(降雨の集中度)も影響するから、そのことを考慮した解析が必要である。建設省八ッ場ダム工事事務所『八ッ場ダム治水計画検討報告書』(甲B47号証)には計画値3,900㎡/秒を算出した同じ計算モデルで過去の約30洪水の降雨パターンについて雨量の引き伸ばし計算を行った結果が示されている。その中で上記実績2洪水と同じような

降雨の集中度の洪水についての最大流量の計算結果と、実績2洪水の 実績最大流量と比較すると、前者は後者の2倍程度の値になっている (嶋津暉之「八ッ場ダムの計画最大流入量3,900 ㎡/秒の検討」(甲B 第76号証)。

したがって、降雨集中度の違いを除いても、計画値 3,900 ㎡/秒を 算出した洪水計算モデルは平成 13 年と 19 年の実績洪水流量の約 2 倍 にもなる過大な値を算出モデルになっている。

2 机上の洪水流出計算モデル

3,900 ㎡/秒の過大性は、関東地方整備局の洪水流出計算モデルが、 ハッ場ダム予定地点の実績洪水とは無関係に、机上でつくられたモデ ルであることに起因している。

今回の政府答弁書(甲B第62号証)で、この洪水流出計算モデルの係数はダム予定地の近傍にある岩島地点ではなく、吾妻川下流にある村上地点の観測流量で検証したものであることが明らかになっている。岩島地点は吾妻渓谷の直下流にあるのに対して、村上地点は温川や四万川、名久田川などの大きな支川が合流したあとの吾妻川の下流部にあり、流域面積も岩島地点747km2、村上地点1,239km2で大きな差がある(八ッ場ダムの流域面積は708km2)。

岩島地点と村上地点の毎年の最大流量の関係を見ると、村上地点の流量が大きくなると、岩島地点の流量は頭打ちの傾向を示している(嶋津暉之「八ッ場ダムの計画最大流入量3,900㎡/秒の検討」(甲B第76号証))。これは吾妻渓谷による自然の洪水調節作用が働いていることを示唆している。吾妻渓谷は、非常に狭い狭窄部があるので、洪水調節作用が働くことは確実であり、その影響を直接受ける岩島地点と、下流支川の流入でその影響が小さくなる村上地点とでは洪水の流出形

態が異なっており、後者の流量データで前者の流量データを代替させることはできない。

このように岩島地点と村上地点の最大流量は比例的な関係がないから、八ッ場ダムの洪水流出計算モデルを近傍の岩島地点ではなく、下流の村上地点の流量で検証するのは無理がある。村上地点の流量をもとに計算モデルをつくれば、八ッ場ダム予定地に対して過大な流量を算出することになる。

岩島地点の流量観測が始まったのは 1981 年からであり、一方、八ッ場ダムの治水計画が正式に決定したのが 1986 年度で、実際に 3,900 ㎡/秒の数字が決まったのはそれ以前のことであるから、当時は岩島地点の観測流量データはなかった。岩島地点の代わりに村上地点の流量観測値を使って、洪水流出計算モデルをつくったことが、実際の洪水流量と乖離する 3,900 ㎡/秒という流量が算出される要因の一つになっている。その後、岩島地点の流量観測データが蓄積されてきたのであるから、そのデータに基づいて八ッ場ダム流入量の計算モデルの再検証が行われるべきであるが、関東地方整備局は一度きめた計画値を見直すことは一切しないという頑な姿勢をとり続けている。

以上のとおり、洪水の実績の約2倍の値を算出する洪水流出計算モデルで八ッ場ダムの計画流入量3,900 ㎡/秒という架空の数字が作り出されているのであるから、八ッ場ダムの洪水調節計画はあくまで机上のものにすぎない。

第4 実際の洪水で計算してみても八ッ場ダムの治水効果はわずかなも の

1 実際の洪水について国交省がハッ場ダムの治水効果を計算したもの は皆無

上記の政府答弁書(甲B第62号証)は利根川における八ッ場ダムの 治水効果についてさらに次のように述べている。

「最近30年間の洪水について八ッ場ダムがあった場合の八斗島地点 および八斗島地点以外での治水効果を計算したものは、国土交通省が 現時点で把握している限りでは存在しない。」

最近30年間の洪水について答弁しているのは、質問主意書がそのように質問したからであるが、それは、八ッ場ダム近傍の岩島地点の観測が開始されたのが1981年からで、実際の観測データで治水効果を検証できるのはほぼ最近30年間のことに限られるからである。

関東地方整備局は利根川の治水対策として八ッ場ダムが必要だと宣伝しておきながら、実際の洪水について利根川における八ッ場ダムの治水効果を計算したものがないというのは驚きである。関東地方整備局が言う八ッ場ダムの治水効果はあくまで机上の計算のものにすぎないことを今回の政府答弁書が明確に語っている。

2 過去 57 年間で最大の洪水における八ッ場ダムの治水効果はわずかなもの

利根川の実際の洪水における八ッ場ダムの治水効果は水位流量観測データから試算することができる。利根川で1949年のキティ台風(実績流量の国土交通省推定値10,476㎡/秒)の後の最大流量は1998年9月洪水の9,220㎡/秒である。これが最近57年間で最大の洪水である。この洪水において八ッ場ダムがあった場合にどの程度の治水効果があ

るのかを岩島地点と八斗島地点の水位流量観測値で試算した結果を示す。(甲B第79号証)

計算の手順は次のとおりである。

- ② 八ッ場ダムの毎時の流入量を岩島地点の流量観測値から流域面 積比で求める。(流域面積 八ッ場ダム予定地708km2、岩島地点 747km2)
- ③ 八ッ場ダムの洪水調節ルールに従い、400㎡/秒を超える流入量については400㎡/秒を超えた流量の69%を調節する。
- ④ 八ッ場ダムから八斗島地点までの洪水到達時間を3時間とし、八ッ場ダム地点の流量変化がそのまま3時間後に八斗島地点の流量変化を構成するものとする。
- ⑤ 八斗島地点の観測流量から八ッ場ダムの調節効果を差し引き、八 ッ場ダムがあった場合の流量を求める。
- ⑥ 八斗島地点の1998年の水位・流量関係式から、八ッ場ダムがあった場合の八斗島地点の水位を計算する。

なお、1998 年洪水では、八ッ場ダム地点と八斗島地点の流量ピーク発生時刻に3時間のタイムラグがあるので、③の条件は、八ッ場ダムの効果が八斗島地点において最大となるように設定したものである。 洪水到達時間が3時間より長くなっても短くなっても、八ッ場ダムの効果が今回の計算より小さくなる。

さらに、実際の河川では川の合流時に洪水同士がぶつかり合って洪水ピーク流量が小さくなるという河道貯留効果がある。原告第2準備書面 44~45 頁のとおり、1998 年洪水では八斗島地点前の本川支川の合流で洪水ピーク流量が10%小さくなっていた。吾妻川の八ッ場ダム予定地からの洪水が八斗島地点に到達するまでに吾妻川の複数の支川との合流、利根川本川との合流、烏川との合流があって、それぞれで

河道貯留効果が働くから、ハッ場ダム地点の洪水流量変化がそのまま 八斗島地点の流量変化を構成することはなく、八斗島地点への影響は かなり小さくなるはずである。したがって、八斗島地点に対するハッ 場ダムの実際の効果は今回の計算より大幅に小さくなると考えられる。

計算結果を【図表23】に示す。1998年洪水における八斗島地点の最高水位は3.36m(観測所ゼロ点からの高さ)であるが、八ッ場ダムがあると、最大で501㎡/秒削減され、最高水位は3.23mとなる。差引き13cmの低下である。八ッ場ダムの効果を最大で見てもこの程度のものである。そして、このときの最高水位は堤防の天端高から4m以上も下にあったから、八ッ場ダムによる13cmの水位降下は治水対策として何の意味もなかった。

過去 57 年間で最大の洪水で、しかも、八ッ場ダムの効果を最も大きく見た場合でもこの程度なのであるから、利根川の治水対策上、八ッ場ダムの必要性はきわめて希薄である。

八斗島地点より下流では、支川からの洪水の流入によって、上述の河道貯留効果が働いていくので、八ッ場ダムによる水位降下量は次第に小さなものになる。

茨城県について言えば、八斗島地点以降、茨城県内に流入する地点で、流域面積では利根川最大の支流である渡良瀬川の流入があり、江戸川の分流がある。さらにそれよりも下流では、守谷市において、最長の支流である鬼怒川が、取手市においてそれに次ぐ流長を持つ小貝川が流入する。従って、茨城県においては、八ツ場ダムの効果は非常に希薄なものとなることは明らかである。

第5 小 括

以上のとおり、利根川の治水計画のベースになっているカスリーン台

風洪水において利根川・八斗島地点に対する八ッ場ダムの治水効果はゼロであり、そのことは国土交通省自身が明らかしていることである。

そして、国交省が八ッ場ダムに流量・水位等の低減効果があるとしている29洪水のうち、その計算時(平成16年以前)の建設省河川砂防技術基準に従い、洪水の引き伸ばし率2倍以下の洪水を拾うとその洪水は12であるが、そのうち、八斗島地点において河道整備で対応する計画高水流量を超える洪水で一定の調節効果が認められるのは、1959年9月洪水だけである。その際の洪水の調節量は1369㎡と算出されているが、それ以外の洪水では、調節量はゼロか、または流量観測の誤差以内の程度のものである。このように200年に1回の割合で起こるとされている各洪水のうち、八ッ場ダムが八斗島地点で流量・水位低減で効果を持つとされるのは、1/12なのであるから、計算上においても極めてレアーケースなのである。また、その1/12の効果も実績よりひどく過大な流量を算出するモデルで求めた計算結果に過ぎない。

さらに、過去57年間で最大の1998年9月洪水で検証してみても、 八ッ場ダムの水位低減効果は最大で13cm程度で、そのときの水位は 堤防の天端から4m以上も下にあったから、利根川の治水対策として何 ら意味のあるものにはならなかった。八ッ場ダムは、利根川の八斗島地 点での流量と水位の低減を目的としたダムとして全く不必要なのである。

第10章 ダムによって八斗島下流の溢水を防止するという基本方針の 自壊

ハッ場ダムをはじめとして、今後上流にダムを新設する必要性は全くなく、その公費支出の違法性も明らかになったが、これまでの国交省が主唱 してきたダム必要論をもう一度整理しながら、その虚構性を明らかにする こととする。基礎の事実関係の主張が重複することについてはご容赦を願いたい。

第1 国交省は2万2000㎡の来襲で34兆円の被害と喧伝

1 国交省は「2万2000㎡」が来襲すると説明してきた

平成18年2月に策定された「利根川水系河川整備基本方針 基本高水等に関する資料」(甲B第84号証)には、基本高水のピーク流量の決め方について、次のように記載されている。即ち、「基本高水のピーク流量は、各基準点における確率流量と観測史上最大流量のいずれか大きい方を採用し、八斗島地点22,000㎡/S、……と決定した。」(14頁)とある。そして、同じ資料の「既往洪水による検証」には、「利根川本川における観測史上最大洪水は昭和22年9月洪水(カスリーン台風)である。この洪水の実績降雨データを用いて、河川整備の進展を考慮し、洪水調節施設がない場合を想定すると、基準地点八斗島におけるピーク流量は約22,000㎡/Sとなる。」(23頁)とされている。

このような説明を受けたならば、通常は、「カスリーン台風時の降雨を現在の状況に当てはめて流出計算を行うとピーク流量は2万2000㎡になった。カスリーン台風と同規模の降雨があれば、八斗島地点にも同規模の洪水が来る」と理解することであろう。「既往最大洪水」ということは、過去の実績でもあるから、同規模の降雨があれば同規模の洪水が襲うことになると、誰もが理解するはずである。

現に、利根川ダム統合管理事務所のホームページ(甲B第 82 号証)には、「昭和 2 2 年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水(想定される洪水)が発生した場合、利根川・八斗島地点(河口より 1 8 5 k m 地点)では、2 2 0 0 0 ㎡

/ s が流れると予想されます。」とある。国交省は、国民にこのように 説明をしてきたのである。

- 2 国交省は「ダムの不足で首都圏に34兆円の被害が発生」と喧伝
 - (1) そしてその一方、現実の洪水防御対策については、国交省関東地方整備局作成の「利根川上流ダム群再編事業(実施計画調査)」(平成18年7月)においては、「いまだ充分でない利根川の治水安全度」という項目の下に「利根川水系河川整備基本方針による治水計画では、八斗島を治水基準地点とし、基本高水流量22,000㎡/Sのうちダム等の洪水調節施設で5500㎡/Sを調節します。既設6ダムと建設中の八ッ場ダムを合せた現況の施設による洪水調節量は約1600㎡/Sと試算しており、計画目標の5500㎡/Sに対し約29%しかありません。」(甲B第83号証7頁)としてきた。このことは、八斗島地点に2万2000㎡が来襲することを前提にして、河道で対処できる16500㎡の差、5500㎡を上流のダム群で調節(ダムカット)しなければならないが、その約70%、毎秒3850㎡分のダムが不足しているということを言っているのである。
 - (2) こうした説明や広報によれば、カスリーン台風規模の降雨があると、関東地方のただ中の八斗島地点には毎秒2万2000㎡の洪水が襲い、利根川中流部は極めて危険な状況にある、ということになる。
 - (3) もし、このとおりであれば、カスリーン台風が再来すれば、八斗島地点下流部でのオーバーフローは免れない。カスリーン台風時と同様に八斗島地点下流右岸で破堤したならば首都圏の被害はどうなるのか。関東地方整備局は次のように説明してきた。

関東地方整備局の「利根川上流ダム群再編事業(実施計画調査)」 (平成18年7月)には、「もし、カスリーン台風規模の台風に襲われ、利根川が破堤したら首都圏は甚大な損害が発生。その被害額は当該地域だけでも約34兆円と推定。」としている(甲B第83号証6頁)。八斗島下流で利根川が破堤すれば、首都圏に34兆円の被害が発生するということは、八ツ場ダム工事事務所のHPでも、カスリーン台風時の被害と対比させて被害内容を説明し警告を発している。

第2 国交省も実質はダム計画の終焉を認識している

- 1 「2万2000m³」来襲の大前提を欠いて、国交省の喧伝は空中分解
 - (1) 国交省は、八斗島地点に来るはずもない「2万2000㎡」という洪水を、明日にでも来襲するかのように喧伝して危機をあおり、利根川上流域でのダム建設の必要性を声高に主張してきたのであるが、これまでに見てきた国交省の主張を要約すれば次のとおりとなる。
 - ① カスリーン台風と同規模の降雨である3日雨量319mmで、 八斗島地点に毎秒2万2000㎡の洪水が起こると予想される。
 - ② 八斗島地点に毎秒2万2000㎡の洪水が出ると、ダム等の洪水調節施設が大きく不足している利根川は、同地点下流で破堤(溢水破堤)し、首都圏に34兆円の被害がでると予想される。
 - ③ よって、上流にダム建設を行う必要がある。
 - (2) 国交省は、およそこのような三段論法でダム建設の必要性を強調しているのである。しかし、既に明らかにしたところであるが、国 交省の三段論法の大前提は虚構であり、「カスリーン台風と同規模の

降雨である3日雨量319mmで、八斗島地点に毎秒2万2000 ㎡の洪水が起こると予想される」との事実は存在しないことが明らかになった。そうであれば、この三段論法の③の結論も成立しないことは明らかである。八斗島地点には1万6750㎡しか来ず、その流量は既設の堤防で対応できるのだから、巨額の投資をして上流にダムを造って八斗島の水位を下げる必要はないということになる。これまで、首都圏の34兆円の被害発生を防止するために上流でダム群を造ると説明してきたが、現状においては、3日雨量319mmの降雨があっても、八斗島地点には、同地の計画高水流量規模の洪水しか来襲しないのであり、かつ、同地点以下では、計画高水流量規模の洪水に対処できる堤防等は完成ないし概成している(甲B第84号証「基本方針・基本高水等に関する資料」24、29頁)のであるから、上流でのダム群の新規増設は不要となっているのである。

- (3) 国交省が、「計画雨量の3日雨量319mmの降雨があっても、 八斗島地点にはピーク流量2万2000㎡/Sの洪水は到来せず、 現在の河道で対応できる1万6750㎡/Sに止まる」との事実を、 これまで一切外部に広報してこなかったのは、如上のような事実が 国民に知れると、以後のダム建設が困難となるからである。いうな れば、国交省は国民を欺きながら、ダム建設を強行しようとしてき たのである。しかし、これまでに述べてきた事実が明らかになるに 及んでは、そうはいかなくなってきた。
- 2 国交省も実質は「ダム撤退宣言」を発している

国交省は、明示的ではないが、少し前からダム建設を声高には言わないようになった。先の「利根川水系河川整備基本方針」では、次の

ように述べている。即ち、「検討の基本的な考え方として、より早期にかつ確実に水系全体のバランスのとれた治水安全度の向上を図る観点から、掘削等により河道の流下能力や遊水機能の増大を図ることによりできるだけ河道で対応することとし、さらに既設洪水調節施設の再開発による治水機能の向上など既存施設の徹底的な有効活用を図りながら洪水調節施設を整備することとする。」とある。ここには、ダムの新設という文字は見られない。平成17年12月6日の河川整備基本方針検討小委員会において布村河川計画課長が「八ッ場ダムが最後のダム計画となる」旨の発言をしたのも、こうした背景が存在したからであろう。また、河崎証人も、証言では、「基本方針」の記載に従って、それと同趣旨の答弁をし、八ツ場ダムの次のダム計画については、「ないのか、あるのかについては、今ここで、あるとかないとか申し上げられない」とのべている(河崎証言31頁)。

このように、利根川上流域に3日雨量319mmの降雨があっても、 基準点八斗島地点には、現在の河道で対応できる毎秒1万6750㎡ の洪水しか起こらず、この流量なら既存の河道で対応できるのだから、 現在以上に水位を下げるためのダムを造る必要がない状況になってい るのであり、現に、国交省も大きく方針を転換してきており、実質は 新たなダムの建設を諦めているのである。これまでの上流ダム群の築 造を前提とした利根川治水対策は自壊を始めたのである。

第3 実際に治水目的を有するダムが幾つも中止になっている

実際に、利根川水系においても、1996年以降、2004年までに治水(及び利水)目的を持つ国土交通省関連のダムが9件も中止になっている。そのうち、以下の4件は、八斗島地点の上流部に位置している(甲B10~13)。

	位置	有効貯水容量	中止決定年	事業者
川古ダム	赤谷川	4500 万 m³	2000年度	水資源開発公団
平川ダム	片品川支流	4400 万 m³	2000年度	国土交通省
栗原川ダム	片品川支流	4550 万 m³	2002年度	水資源開発公団
戸倉ダム	片品川	6400 万 m³	2003年度	水資源開発公団

合計 1 億 9850 万 m3

群馬県が烏川支流に計画していた倉渕ダム(有効貯水容量1080万㎡)もまた、治水及び利水を目的としていたダムであったが、2003年に群馬県知事が建設凍結を表明し、2008年12月には2009年度の調査費計上を見送り、建設中止がほぼ決定的となっている。

以上のダムの洪水調節のための容量は、利根川上流における洪水調節容量の全必要量の少なからざる部分を担うことができたはずである。仮に利水上の必要性がなくなっていたとしても(実際に必要性はない)、治水上の必要性があるのであれば、その有効貯水容量の全てを治水目的に振り替えて計画を存続させることも可能であったはずである。それにも拘らず、それらのダム建設計画が中止となったということは、そもそも、利根川上流部で治水目的のダムはもはや必要がないということを、国土交通省も群馬県も十分に認識していることを物語っている。

第4 小括

以上のとおり、利根川上流部にダムを建設して八斗島下流の溢水を防止するということは、現在において全く不要のことになっており、国土交通省も利根川上流部を要する群馬県もそのことを十分に認識している。そして、国土交通省も群馬県も、利根川上流部のダム建設による治水という方針を既に放棄しているのである。八ツ場ダムも既に不要のダムと

なっていることが明らかである。

第11章 大熊意見書及び証言に対する反論に対する再反論

大熊孝証人の意見書及び証言に対する国土交通省の反論のほとんどは、 国土交通省が今までに述べてきたことの繰り返しであり、その主張の誤り はすでに指摘してきたところであるので、ここではその主要な誤りを取り 上げることにする。

第1 カスリーン台風の八斗島地点の実績流量一毎秒17,000㎡は算出方法に誤りがある

1 国土交通省の反論 カスリーン台風の八斗島地点の実績流量は毎秒17,000㎡が妥当である(乙第219の1号証3~7頁)。

2 再反論

17,000㎡/秒は八斗島上流の3地点、利根川・上福島、烏川・岩鼻、神流川・若泉の流量波型をただ合成して求めたものであるから、洪水の合流時に生じる河道貯留効果による洪水ピーク流量の減少が無視されている。したがって、実績より過大な値になっていることは自明のことである。この地点の河道貯留効果については原告第2準備書面(44~45頁)で示したように、最近57年間で最大の洪水である1998年9月洪水の観測流量で約1割の流量減少が確認されている。すなわち、カスリーン台風洪水と同様の流下時間を考慮して、利根川・上福島、烏川・岩鼻、神流川・若泉の流量波型を重ね合わせた場合の八斗島地点のピーク流量が10,200㎡/秒であるのに対して、同地点の観測ピーク流量は9,156㎡/秒であり、後者は前者に対して、10%小さい。このよ

うに実績データで確認されている河道貯留効果について国土交通省は 何も答えていないのである。

この河道貯留効果があるので、安芸皎一東京大学教授(当時)は群馬県「カスリン颱風の研究」288頁(1950年)(甲B第18号証)で次のように述べている。「(三河川の合流点において)約1時間位16,900㎡ / 秒の最大洪水量が続いた計算になる。しかし之は合流点で各支川の流量曲線は変形されないで算術的に重ね合さったものとして計算したのであるが、之は起こり得る最大であり実際は合流点で調整されて10%~20%は之より少なくなるものと思われる。」

この記述について国土交通省は「「之は起こり得る最大であり」とも述べており、毎秒16,900㎡を否定しているものではない。」と反論しているが、上記の文章を読めば、安芸教授が言わんとすることが後段の「実際は合流点で調整されて10%~20%は之より少なくなるものと思われる。」にあることは明らかである。国土交通省の読み方は曲解も甚だしい。

河道貯留効果による洪水ピークの減少を1割見れば、八斗島地点の流量は15,000㎡/秒近くまで低下するから、カスリーン台風時の実績流量は毎秒15,000㎡程度が実際に流れた流量であると判断される。

第2 流出解析によるカスリーン台風洪水の復元流量

- 1 当時の氾濫状況の調査をしようとしない国土交通省
 - (1) 国土交通省の反論

カスリーン台風洪水の復元流量22,000㎡/秒は、過去の洪水で再現性を確認したモデルで算出したもので、十分に信頼できるものである(乙第219の1号証13~15頁、乙第221の1号証4~6頁)。

(2) 再反論

過去の洪水の再来流量(復元流量)は、単に机上の計算で求めるのではなく、実績流量をベースにしたものでなければならない。カスリーン台風洪水の八斗島地点の実績流量は上述のとおり、15,000㎡/秒(国土交通省によれば17,000㎡/秒)なのであるから、再来流量は15,000㎡/秒〔17,000㎡/秒〕をベースに考えなければならない。ところが、国土交通省の計算ではこの再来流量が、昭和45年の報告書では26,900㎡/秒となり、昭和55年の工事実施基本計画や平成18年の河川整備基本方針では22,000㎡/秒となっており、実績流量と大きくかけ離れている。

この乖離の理由として国土交通省が挙げているのは、八斗島上流部の河川改修と開発であるが、後者に関しては「利根川百年史」(1168頁)で「都市計画区域内の市街化区域(用途地域を含む)の利根川流域がすべて都市化された場合で100㎡/s増大にするに過ぎず、ピーク流量に対しては0.4%程度の影響であることがわかった。」と記されており、その影響はわずかなものである。

したがって、乖離の理由のほとんどは前者の河川改修の影響、すなわち、上流部で氾濫した洪水が改修に伴って流下することによるものとなる。この影響がどの程度あるかは、利根川上流部におけるカスリーン台風時の氾濫の状況を調査することによって確認することができる。

大熊孝証人は昭和40年代に年数をかけてカスリーン台風当時の 氾濫状況を丹念に調査し、さらに、平成19年、20年にも本訴訟の 弁護団と大熊証人が現地で確認調査を行っている。その結果、氾 濫があったところは少なく、氾濫流量はせいぜい1,000㎡/秒、す なわち、再来流量と当時の実績流量との差が1,000㎡/秒程度にと どまる。したがって、当時の八斗島地点の洪水ピーク流量を15,000 m³/秒とすれば、上流部の氾濫がなくなった状態であっても、再 来流量は16,000m³/秒程度にとどまることは確実である。

このように現地での丹念な調査結果によって、カスリーン台風再来時の洪水ピーク流量は16,000㎡/秒程度であることが導き出されたのであって、16,000㎡/秒は事実に基づく確かな数字である。 一方、国土交通省は今回の反論でも、単なる憶測で氾濫量が大きいと主張しているだけであって、大熊証人が行ったような現地調

査に取り組もうともしない。このように、毎秒22,000㎡は事実の

2 計算モデルの検証を拒む国土交通省

裏づけがない机上の計算値なのである。

(1) 国土交通省の反論

この洪水計算モデルは昭和 28年から 36年までの 9 洪水に基づいて定数を設定し、昭和 33 年、34年の実績洪水、さらには昭和 57年、平成 10年の実績洪水で検証したものであるから、信頼性は高い(乙第 219 の 1 号証 9~11 頁)。

(2) 再反論

原告第9準備書面(10~11 頁)で述べたように、これらの実績 洪水による検証は数字が操作された疑いが強い。また、今回の国 土交通省の反論では昭和28年から36年までの9洪水に基づいて 洪水計算モデルの定数を設定したとも述べているが、しかし、こ の9年間において、昭和33、34年は8,000㎡/秒台の洪水ピーク 流量(八斗島)があったものの、この2年間以外の流量は790~ 3,800㎡/秒にとどまっている(前出の【図表14】)。そのよう に小さな流量で定数を設定したモデルで15,000㎡/秒以上という 大流量を計算すること自体が間違っている。洪水計算モデルの計 算精度は基本的に、定数を設定した流量の近辺しか保証できない ものであって、国土交通省の反論はモデルの精度の低さを自ら語 っているようなものである。

原告らが毎秒 22,000 ㎡の計算の妥当性を検証するため、その洪水計算モデルの根拠データをさいたま地裁が調査嘱託で求めても、また、原告らが情報公開請求で求めても、国土交通省はその中の必須データである流域分割図および河道分割図の開示を拒否している。そのため、原告らはこの計算モデルの妥当性、科学的な根拠の有無を検証することができない。

このように、再来流量毎秒 22000 ㎡とは、その計算モデルの妥当性の検証を国土交通省が阻まなければならない程度のレベルのものなのである。

3 再来流量26,900㎡/秒の問題点は22,000㎡/秒にも当てはまる

(1) 国土交通省の反論

昭和45年報告書に記されている再来流量毎秒26,900 ㎡は検討過程で示された試算値であるから、議論の対象とすることは全く意味がない(乙第219の1号証9頁、乙第221の1号証1~2頁)。

(2) 再反論

毎秒 26,900 m³の計算モデルと毎秒 22,000 m³の計算モデルは類似しており、前者から後者のモデルが導き出されたことは間違いなく、毎秒 26,900 m³の計算モデルの問題点はほとんどそのまま毎秒 22,000 m³の計算モデルに当てはまるものである。

昭和45年の報告書では毎秒26,900㎡の計算モデルの全容が明らかになっており、そのモデルの非科学性を知ることができる。しかし、毎秒22,000㎡についてはその計算モデルの必須データであ

る流域分割図および河道分割図が開示されないため、原告らはそのモデルの具体的な問題点を取り出すことができない。そのため、毎秒 22,000 の代わりに毎秒 26,900 ㎡を取り上げて問題点を指摘しているのである。国土交通省が毎秒 22,000 ㎡についての情報の開示を拒否しておきながら、毎秒 26,900 ㎡は検討過程の試算値であるとしてその問題点の指摘にまともに答えようとしないのは、まことに不当である。

4 実際にはあるハイドログラフを不存在にして氾濫図の作成を拒む国 土交通省

(1) 国土交通省の反論

(利根川上流部の)浸水想定区域図を作成するためには計算の境界条件となるハイドログラフ(流量の時間変化のグラフ)が必要であるが、基本高水流量 22,000 m³/秒については対応するハイドログラフが存在しないため、氾濫図も存在しない(乙第 221 の 1 号証 5 頁)。

(2) 再反論

実際には 22,000 ㎡/秒に対応するハイドログラフは存在している。甲B第9号証には国土交通省が 200 年に1回の降雨量を 31 洪水に当てはめて時間ごとの流量を計算した結果が示されている。そのうち、昭和 22 年 9 月 13 日の計算結果がカスリーン台風について計算したもので、そのピーク流量は 22,170 ㎡/秒であり、まさしく 22,000 ㎡/秒になっている。ハイドログラフが存在するのであるから、(利根川上流部の) 氾濫図の作成も可能であり、その作成をしていないのは怠慢以外の何ものでもない。

このように実際に時間ごとの流量計算結果がありながら、国土交

通省はなぜハイドログラフが存在しないという偽りの回答をするのであろうか。おそらく国土交通省の現在の担当者は過去にそのような計算が行われたことを知らないまま、今回の回答を書いているのではないだろうか。そうだとすれば、不勉強も甚だしいと言わざるをえないし、そうでなければ、虚偽の回答そのものであるから、許されることではない。

第3 八ツ場ダムの洪水調節計画

- 1 八ッ場ダム洪水計算モデルの現実との遊離
 - (1) 国土交通省の反論

ハッ場ダムの洪水流量を計算するモデルは、吾妻渓谷下流の村上地点の実測流量で検証を行っているから、十分に信頼できるものである(乙第 219 の 1 号証 24~25 頁)。

(2) 再反論

ハッ場ダム予定地の近傍にある流量観測所「岩島」ではなく、ずっと下流の村上地点の流量データでハッ場ダム計算モデルの係数を定めたことが、その計算流量を実際の流量から乖離させる要因の一つになっている。村上地点は、温川や四万川、名久田川などの大きな支川が合流したあとの吾妻川の下流部にあり、流域面積を見てもハッ場ダム予定地708km2、村上地点1,239km2で、大きな差があるから、村上地点の流量でハッ場ダムの計算をするのは無理がある。岩島地点(747km2)と村上地点の毎年の最大流量の関係を見ると、甲B第76号証の図3に示したとおり、村上地点の流量が大きくなると、吾妻渓谷直下の岩島地点の流量は頭打ちの傾向を示している。これは吾妻渓谷による自然の洪水調節作用が働いていることを示唆している。吾妻渓谷は非常に狭い狭窄部があ

るので、洪水調節作用が働くことは確実であり、その影響を直接 受ける岩島地点と、下流支川の流入でその影響が小さくなる村上 地点とでは洪水の流出形態が異なっており、後者の流量データで 前者の流量データを代替させることはできない。

国土交通省の回答「吾妻渓谷下流の村上地点の実測流量で検証しているから、・・・、それは狭窄部による調節効果も流出計算の中で既に織り込み済みのものである。」は、吾妻渓谷と村上地点が遠く離れている位置関係を無視した、的外れの反論である。

2 総合確率法という言葉で計算モデルの現実との遊離を隠そうとする 国土交通省

(1) 国土交通省の反論

八ッ場ダムの計画流入量は総合確率法により 1/100 確率流量として毎秒 3,900 ㎡を求めたものであるから、ハイドログラフもハイエットグラフ(降雨量の時間的変化のグラフ)も存在しない。原告らが示した計画洪水の 24 時間、12 時間、6 時間雨量は原告側が勝手に作ったものであって信用できない(乙第 221 の 1 号証 7~8 頁)。

(2) 再反論

これは、計画流入量の計算は平成13年9月や平成19年9月の実際の洪水流量と比較してあまりにも過大であることを、6時間雨量などとの関係から原告側が指摘したことに対する反論である。しかし、この反論は、計画流入量と実際の洪水流量を比較すれば前者の過大性が明白になるので、それについての議論を避けるための弁明にすぎない。

ハイエットグラフは存在しないと言っているが、国土交通省はダ

ムの洪水調節計画をつくるために代表洪水(昭和 57 年 9 月)についてのハイエットグラフとハイドログラフを作成しているのであって、原告らが示した 6 時間雨量などのグラフ(甲 B 第 76 号証の図 1 [1] ~ [4])の計画値はその国土交通省資料(甲 B 第 47 号証の57 頁)の毎時の雨量データから求めたものである。国土交通省のデータに基づいて作成した数字を原告らが勝手に作ったものだと批判するのはまったくの言いがかりである。

総合確率法は関東地方の一部の水系で一時的に使われたものであって、現在は使用されていない、科学的な根拠が疑わしい計算手法である。さらに、総合確率法とは、計算モデルで過去の洪水の引き伸ばし計算(1/100 などの計画雨量を当てはめる計算)を行った結果を使うものであるから、洪水計算モデルが現実と遊離していれば、総合確率法で得た計算値は現実には適合しないものとなる。まさしくハッ場ダム計画流入量の計算モデルは、平成13年9月などの実際の洪水よりかなり過大な流量を求めることが明らかなのであるから、総合確率法で得たという毎秒3,900㎡も現実の洪水とかけ離れた過大な値になっている。

そのように現実と遊離した計算流量でつくられているのが八ッ 場ダムの洪水調節計画なのである。

第4 新たな洪水調節施設の必要性について

- 一国交省の説明でも現況で $16,750 \text{ m}^3 /$ 秒しか出ないのであるから、新規のダムは不要 -
- 1 大熊証言の「八斗島地点1万6750㎡なら八ツ場ダムは要らない」 の証言要旨

大熊証人は、「計画降雨があっても、八斗島地点で1万6750㎡な

ら八ツ場ダムは要らない」という趣旨の証言を行ったが、その要旨は 次のようなものであった (大熊証言 28 頁)。

- ① 今日では、国土交通省は、利根川浸水想定区域図において、現況の 堤防の状況・施設では、八斗島地点でのピーク流量は毎秒1万675 0㎡しか出ないといっており、昭和55年以来の、カスリーン台風と 同規模の降雨があれば毎秒2万2000㎡の洪水が出るという国土 交通省の説明と変わっている。
- ② 毎秒1万6500㎡の河道の流下能力があれば、堤防余裕高を考慮 すれば1万6750㎡は流せない流量ではなく、上流にダムによる洪 水調節は、ほとんど要らない。

2 国交省の反論要旨

これに対して、国交省関東地方整備局は、次のように反論した (乙 第 221 の 1 号証)。

- ① 八斗島地点のピーク流量、毎秒2万2000㎡というのは、「将来的な河道断面等を想定し、洪水調節施設がないという条件で検討した結果から定めた計画値(毎秒2万2000㎡)であり」、八斗島地点毎秒1万6750㎡というのは、「現況の河道断面で現況の洪水調節施設があるという条件での計算流量(毎秒1万6750㎡)であって、両者の前提条件は全く異なっているのである。」(12頁)
- ② 「これらの基本高水のピーク流量の定め方や現況での計算流量に 関する説明は、これまで一貫して行ってきており、昭和55年当時と 現在とで説明が変わっているわけではない。」(同頁)。
- ③ 「大熊証人は、計画降雨があったとしても八斗島地点毎秒1万60 00㎡から毎秒1万7000㎡ぐらいしか流れないと主張している が、全く根拠のない主張である。」(13頁)。

3 原告らの反論

(1) 「国土交通省の反論」③について

まず③についてであるが、関東地整は「全く根拠がない」とするだけであって、具体的な反論は一切存在しない。カスリーン台風と同じ規模と態様の降雨であれば、八斗島地点に毎秒1万6750㎡の出水しか来ないことは関東地整のハイドログラフ(甲B39号証)で明らかであろう。関東地整自身がこれを証明しているのである。関東地整は自身が作成したデータ(前記ハイドログラフ)を棚に上げて、事実に反する主張を行っているのである。

(2) 「国土交通省の反論」②について

次に②についてであるが、「昭和55年当時と現在とで説明が変わっているわけではない」との主張は、虚偽と断じて誤りはない。

まず、カスリーン台風再来時の予想されるピーク流量であるが、利根川ダム統合管理事務所のホームページ(甲B第82号証)では、「カスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水(想定される洪水)が発生した場合、利根川・八斗島地点(河口より185km地点)では、毎秒22、000㎡/Sが流れると予想されます」と明記されている。このように、関東地整は、これまでも、また現在も、カスリーン台風が再来したときは、八斗島地点に毎秒2万2000㎡の洪水が来襲すると広報してきたのであるから、現在のように、毎秒1万6750㎡しか来ないというのであれば、説明は変わってきているのである。このような事情があるからであろうが、関東地整は、前記自身のホームページの記事については、一言も触れていない。「毎秒2万2000㎡の洪水が来襲する」という事実と、「毎秒

1万6750㎡しか流れない」という事実は、明らかに相反する関係になる。だから、押し黙って説明を回避しているのである。

もともと、カスリーン台風が再来した場合に、現況の河道と現況 の洪水調節施設の下では、八斗島地点では毎秒1万6750㎡しか 流れないという情報は、原告らが関東地整に情報開示を求めてはじ めて公になった事実である。関東地整が積極的に隠していたか否か は別にして、関東地整が積極的に公表ないし広報した事実ではなく、 現在もなお、本件訴訟資料以外で広報されている事実を原告らは知 らない。

そしてさらに、関東地整が、平成 18 年 9 月 28 日付けで茨城県に行った「回答」(乙第 157 号証の 1) では、八斗島地点の基本高水流量を毎秒 2 万 2 0 0 0 ㎡と設定した理由や条件については、次のように説明している。

「改修改訂計画において対象洪水とした昭和22年のカスリーン台風による洪水流量は、上流域で相当量の氾濫が生じていた状態での流量であったため、工事実施基本計画では、改修改訂計画と同様に計画規模の対象洪水をカスリーン台風による洪水流量としたが、昭和22年以降の上流部の河川改修、開発等による流出増があるため、利根川上流域の現状を考慮して流出計算モデルを構築し、カスリーン台風が再来し、上流にダムがないという条件で流出増について検討を加えた結果、八斗島地点における基本高水のピーク流量は毎秒22,000㎡となった。」(4頁)

このように、「回答」(乙第 157 号証の1)では、カスリーン台風時に、上流域で相当量の氾濫があったことを前提として、その後の上流部の改修等により氾濫量が減少し、その分だけ河道の流量が増加しているので八斗島地点で基本高水のピーク流量を2万2000

㎡と設定した、という趣旨の説明となっているのである。この文意では、既に、昭和55年時点で、ダムなしであれば「八斗島地点で毎秒2万2000㎡」の洪水が襲う事態が生じていると理解するのが通常である。そして、前述のとおり、利根川ダム統合管理事務所のHPでは、「八斗島地点では、毎秒22、000㎡/Sが流れると予想されます」と明記しているのであるから、国交省が、昭和55年以来、毎秒2万2000㎡の洪水が来襲すると説明してきたことは疑いがない。

そして、上記の「回答」の説明をみて明らかなように、「将来的な河道断面等を想定して……」というような文言は一言もないのであって、現況の管理施設の下での流下量が毎秒2万2000㎡となると思わせるような記述となっていたのである(だからこそ、河崎尋問において、原告ら代理人からも、裁判官からも、この部分の文言の趣旨が繰り返し尋ねられたのである)。関東地整は、これまで限りなく毎秒2万2000㎡が襲ってくると国民に思わせるような広報を続けていたのであり、先のハイドログラフ(甲B第39号証)が公になってはじめて「将来的な河道断面等を想定して……」という説明になったのであるから、説明は明らかに変わっているのである。大熊証言に誤りはない。

(3) 「国土交通省の反論」①について

次に①についてであるが、関東地整は、「毎秒2万2000㎡」と「毎秒1万6750㎡」とでは、流量の算出条件や算出の仕方が違うと主張しているのであるが、その説明からも確認できることは、現況の河道断面と現況の洪水調節施設の下では、毎秒1万6750㎡が最大流量となり、八斗島地点へは毎秒2万2000㎡の洪水が

来襲することはないという事実である。であれば、大熊教授の「八 斗島地点1万6750㎡なら八ツ場ダムは要らない」との趣旨の証 言には誤りはなく、関東地整の主張は反論として的はずれのものだ ということになる。

そして、計画降雨があった場合に、実際にピーク流量が毎秒2万2000㎡となるのかどうかについては何の説明もなく、また、これまでに再三述べてきたように、関東地整は、貯留関数法で算出したという「毎秒2万2000㎡」の流出計算を検証するデータを国民に開示しないのであるから、この流出計算の正当性は何ら担保されていないものであり、むしろ、疑問が多い。

そして、貯留関数法の定数が極めて恣意的に設定されているとの 疑いばかりではなく、流出計算の計算条件として必須の堤防高(計 画断面)の設定が極めて大雑把なものなのである。さいたま地裁に よる嘱託調査結果(甲B第57号証の4)によれば、流出計算に必 要な河道断面を決定するための堤防高が設定されたのは、5100 平方 k m という広大な利根川上流域において13箇所(各両岸)に 過ぎない。吾妻川ではたった1箇所であり、主要な支川である碓氷 川、鏑川、神流川、井野川でもそれぞれ1箇所である。烏川本川で 3箇所、利根川本川上流部でも5箇所である。「八斗島地点毎秒2万 2000㎡」という数字は、このように僅か13箇所で設定した堤 防高に基づいて算出されたものなのである。具体的なプログラムに よる築場計画に基づいた流量計算などと言えるものではない。しか も、堤防の嵩上げ高は、3mとか5mにも及ぶものがあり、およそ 非現実的な設定であって、「八斗島地点毎秒2万2000㎡」を算出 するためだけの想定条件と言うべきものである(関東地整が、「回答」 において、「将来的な河道断面等」の設定条件については何も触れな かったのは、上述のように、およそ空想の世界の話であったからであろう)。これが、8000億円超を要するダム工事の必要を演出する「毎秒2万2000㎡」算出の舞台装置なのである。

また、仮に、八斗島地点にピーク流量毎秒2万2000㎡の洪水が来襲するとすれば、現況の施設(河道断面、洪水調節施設)の下では、利根川上流域(群馬県内)においては、常識的には相当の氾濫が起きると考えられるところであるが、被告の主張によると氾濫は起きないかのようである。即ち、被告準備書面(13)において、次のように主張している。

「基本高水のピーク流量 2 2 、0 0 0 立方メートルと『利根川水系利根川浸水想定区域図』の作成に用いた前記洪水ピーク流量毎秒 1 6 、7 5 0 立方メートルとは単なる最大流量の比較でしかなく、氾濫量の大きさはボリュウームが重要であり、また氾濫水は河川にまた戻るなど現象は非常に複雑であって、瞬時の最大流量の差だけで、利根川上流域には毎秒 3 、5 0 1 立方メートル(2 2 、0 0 0 立方メートルー16 、7 5 0 立方メートルー1,7 4 9 立方メートル=3、5 0 1 立方メートル。既設6 ダムの洪水調節がないとすると毎秒 5 、2 5 0 立方メートル)が現在でも氾濫するということになるものではない。」(6 頁)。

そうとすれば、群馬県内の利根川上流域ではさしたる氾濫がないのであるから堤防整備はこれ以上行う必要はなく(また、その計画も存在しないのであるが)、八斗島地点にはピーク流量で毎秒1万6750㎡の洪水しか来ないのであるから、現時点において、利根川上流域にこれ以上のダムを作る必要はないことになる。これは動かしがたい事実である。

第5 基本高水流量を決めないままダム計画が進行していた事実がある こと

1 国交省の反論

大熊教授が「ダム計画の如何によって基本高水流量が調整されることがある」との趣旨の証言(同 22 頁)をしたことに対して、国交省は、その回答(乙第 221 の 1)において、「ダム計画は、基本高水のピーク流量に対して、どのように洪水調節するかを計画するものであり、ダムのために基本高水のピーク流量を操作するようなことは、治水計画を立案するうえではあり得ないことである。このような本末転倒した考え方は、治水の専門家としての良識と技術力が疑われるものである。」(5 頁)と反論している。

しかし、これまでの基本高水流量の決定において、あり得ない手順 で基本高水流量の決定が行われていたのである。

2 原告らの再反論

- (1) 基本高水を決めないままのダム建設計画の進行
 - ア 「利根川百年史」によれば、関東地方整備局が工事実施基本計画の見直しを行うために、昭和36年6月に設置した「建設省利根川上流洪水調節計画委員会」(1126頁)と、この委員会をさらに発展させたという「利根川流量検討会」が、昭和44年に至って、「昭和44年計画案」というものを作成した、と記述している。

この「昭和44年計画案」では、「①昭和22年洪水は上流域で 氾濫しており、氾濫戻しすると八斗島の流量は従前推定されてい た17000㎡/Sをかなり上回るものとなった、②省略、③八 斗島における計画高水流量は既定計画と同じ14000㎡/Sと し、その超過確率を1/200とする、④上記のため、既設ダムや実調中のダムのほかに新たなダムが必要で、岩本ダムのほか鳥川流域に重点的に配置する必要がある」などと、ダムの必要性を強調した提言が行われた事実が記録されている。そして、続いて、「⑤治水計画案は、いろいろのパターンの洪水を対策としてダム調節後の流量14000㎡/Sを1/200以下とするため、流量値を特定した基本高水の概念は必要ないと思われる。」と計画案は結ばれている(同1129頁)。こうした提言から見ると、この時点では、ダム計画を先行させ、基本高水の決定は必要がないか、あるいは後回しになっていた事実が伺える。ともかく、現在のように、「2万2000㎡」案と上流のダム建設案が不即不離のものとは考えられていなかったのである。要するに、基本高水流量を決めないままに、ともかく上流でのダム建設を進めたいとの方針であったことが理解できる。

イ このような方針は、その後も、即ち、昭和55年開催の河川審議会に基本高水流量の改訂案を上程する直前まで続いた模様である。次の事情からそう考えられるところである。

「利根川百年史」には、昭和52年2月に発足した「利根川研究会」の活動が紹介されているが、それによれば、「この研究会の趣旨は計画の決定ではなく、計画を決めるために必要な考え方や見解について議論するものであり、当時は上流からの流出量も具体的に決定されていなかったため、各種流量増に応じた下流部の流量配分や河道計画について議論がなされた。」とあるのである(甲B89「利根川百年史」1157頁)。

この記述からすれば、昭和52年に至っても、カスリーン台風時の上流からの出水量の試算もなされていなかったことになるが、

これは「基本高水流量の決定」が基本だとする国交省の説明からすれば、極めておかしなことである。即ち、前述のとおり、カスリーン台風の上流域での氾濫については、昭和44年に「氾濫戻しすると八斗島の流量は従来推定されていた17,000㎡/Sをかなり上回るものとなった。」とされていたのに、8年を経過しても、上流域からの流出量も認定されていなかったということになるからである。国交省が「回答」で力説するように、「ダム計画は、基本高水のピーク流量に対して、どのように洪水調節するかを計画するものであり、ダムのために基本高水のピーク流量を操作するようなことは、治水計画を立案するうえではあり得ないことである。」というのであれば、「上流からの流出量」は、まず真っ先に議論され確定されなければならない課題である。しかし、その最重要課題は岩本ダム計画の消失(昭和47年計画中止)と共に、永い間放置されていたことになる。

- ウ そして、次の(2)で述べるように、昭和55年3月に至って も、基本高水流量に相当する流量の規模が内部討議すら終わって いなかったのである。基本高水流量の問題はダム促進の影に置か れていたことが推測される。
- (2) 昭和55年の河川審議会上程の直前まで基本高水流量は決められなかった
 - ア 関東地方整備局では、昭和55年3月の河川審議会への諮問を 予定して、その準備作業を推進するため、局内に「利根川計画改 定準備委員会」を設置した。この委員会では、昭和54年4月か ら同年10月まで6回の審議を行ったとされている。そして、同 委員会は、次のような主な決定事項を取りまとめたとされている。

① 計画改定の基本的な考え方

目標年次はおよそ20年後の昭和75年(2000年)とし、 総事業費は約2兆5000億円となる。

本川の計画規模は1/200確率流量と既往最大洪水のいずれか大きい値を採ることとする。下流支川については、原則として1/100確率流量と既往最大洪水のいずれか大きい値を採る。

② 流量配分計画の基本方針

基本高水流量のダム・河道への配分は、本川中流部130~160km間での河道の限界流下能力、河道とダムの事業費の比較やダムカット率(ダムカット流量/基本高水流量)に関する他河川の事例との比較などからダム6,000㎡/S、河道16,000㎡/Sの配分とする。(甲B89「利根川百年史」1161頁。以下、遊水池計画、利根川放水路計画については略)などとされている。

- イ こうした審議経緯をみると、基本高水流量を決定しないまま上流域にダムを相当量築造すること、そして、ダムと河道への配分については、基本高水流量が未定でありながら、ダム6,000㎡/S、河道16,000㎡/Sの配分を決定し、基本高水は、結果的に「毎秒2万2000㎡」となる仕組みであることが理解できる。基本高水流量の決定は後回しでも、どうしても一定量のダム建設への意見集約が急がれていたとの事情が理解できる。まず「ダムありき」の作業方針であることが歴然としているのである。
- (3)「基本高水流量」が、後追いで決定されていたことは十分に考えら

れる

こうした「毎秒2万2000㎡」策定の作業経緯に照らしても、 基本高水流量を決定する前に、上流部でのダム計画を事実上決定するやり方自体珍しいものではないことが理解できる。国交省が主張するところは、いわば現在の建前論であって、実態としては、基本高水流量が決定される以前にダム計画が決定され、基本高水流量の決定は、これに追随していた事情が明確である。

大河川で基本高水流量の策定をするのであれば、貯留関数法に基づく流出計算を行うのはもとよりとして、既往最大洪水の実績流量調査結果も重要な資料となるのが当然であろう。とりわけ、利根川ではカスリーン台風が「既往最大洪水」であり、対象洪水となっているのであるから、その実績洪水との対照もなされるべきであり、そこに大きな乖離があるとすれば不自然と言うべきである。しかし、これまでも再三指摘したように、国交省は、カスリーン台風時には、上流域には相当の氾濫があったとしながら、氾濫を含んだ実績洪水について何の調査もしていないのである。こうした経緯を参酌すれば、利根川の基本高水のピーク流量は、ダム建設の後追いで辻褄合わせをしたものと推認せざるを得ないのである。こうした事情が、カスリーン台風時の洪水実績である毎秒1万7000㎡と、今日の基本高水のピーク流量毎秒2万2000㎡との関係を曖昧にさせている最大の原因と指摘することが出来るであろう。

第12章 八ツ場ダムは、茨城県に治水上の著しい利益をもたらすことは ない

第1 茨城県が治水上の費用を負担するための根拠

1 河川法 63 条 1 項の規定

これまでも述べたように、河川法 63 条 1 項が、被告茨城県が治水上の費用を負担するための主な根拠となっている。そこでは、「国土交通大臣が行う河川の管理により、第 60 条第 1 項の規定により当該管理に要する費用の一部を負担する都府県以外の都府県が著しく利益を受ける場合においては、国土交通大臣は、その受益の限度において、同項の規定により当該都府県が負担すべき費用の一部を当該利益を受ける都府県に負担させることができる」と規定されている。

国が被告茨城県に対して、治水上の負担金を負担させることができるのは、当該河川管理施設によって、茨城県が単に利益を受けるという程度に止まらず、「著しい利益を受ける場合」でなければならない。

被告茨城県が、当該河川管理施設によって、「著しい利益を受ける場合」でないにも拘らず、費用を負担することは、違法である。

被告茨城県は、違法な治水上の費用負担を求められた場合は、それを拒否すべき義務がある。これは地方財政法 25 条においても規定されているところであるが、都府県が国とは独立した権利主体である以上、国の違法な命令に従う義務がないことは当然のことである。

そして、都府県は、年度毎に治水上の負担金を支出することにも鑑みれば、国が求めてくる治水上の負担金が適法なものかどうかを、絶えず検証することが求められているものといわねばならない。

2 「著しい利益を受ける」ということの主張立証責任

治水上の負担金を支出する根拠が、単なる利益の享受に止まらず、「著しい利益を受ける」ことであるにも鑑みれば、その「著しい利益を受ける」ということについては、当然のことながら、被告茨城県に主張立証責任があるといわねばならない。そして、被告茨城県は、「著しい利益を受ける」ということの具体的内容について十分な主張立証を行っ

てはじめて、その主張立証責任を果たしたことになるものというべき である。

被告茨城県は、どのような著しい利益を受けるかということについては、国から十分な説明を受けているはずであるし、上記のように、そのことについては不断の検証を行わなければならず、しかも当然行っているはずであるから、上記のような主張立証を行うことは容易であるはずである。

第2 茨城県は「著しい利益を受ける」ことはない

1 これまでに述べてきたことから、茨城県が「著しい利益を受ける」こ とはないことは明らか

これまで、原告らは、第 1 章~第 1 1 章において、そもそも八ツ場 ダムの基本とされてきた基本高水流量の設定自体に根拠がないこと、 八ツ場ダムには治水効果が全くないこと、現在の八斗島地点から下流の(従って、茨城県はここに含まれる)河道状況は、カスリーン台風が 再来したとしても十分に流下させることができる能力があり、利根川上流部に治水用のダムを必要としていないことを述べてきた。

従って、八ツ場ダムを造ることについて、茨城県には「著しい利益」 どころか、利益が全くないことが明らかである。

2 茨城県が述べる八ツ場ダムの「著しい利益」

茨城県職員の早乙女秀男氏は、「茨城県にとって、この八ツ場ダムが どれだけの利益があるのか、これについて、説明していただけますか」 という被告代理人の質問に対して、次のような点を挙げた(被告代理人 の質問自体が「著しい利益があるか」ということではなく、単に「利益が あるか」ということになっていることにも注意すべきである。早乙女調

書 21 頁)。

- ① 茨城県は古河から波崎まで 134km に亘って利根川に接しているから、利根川の安全度が高ければ高いほど、茨城県にとってメリットがある。
- ② 茨城県内で鬼怒川、小貝川が利根川本川に流入するから、本川の 水位が 1cm でも下がれば、流入河川の水位が早く流れる。
- ③ 八ツ場ダムを造らなければ、引堤や堤防の嵩上げをやらなければならないが、134km の全部にわたってこれをするのは不可能であるう。
- ④ 浸水想定図によると、茨城県内のかなりの浸水地が予定されている。
- ⑤ 地球温暖化を考えれば、利根川の安全度がより高いほうが茨城県 にとってもありがたい。

しかし、以上の早乙女氏が挙げる 5 つの点は、何れもハツ場ダムが造られた場合、どの程度の利益があるのかということについての具体的な説明とはなっていない。ハツ場ダムが茨城県にとって、「著しい利益」をもたらすという説明には全くなっていない。寧ろ、上記の通り、ハツ場ダムは治水上役に立たないダムであるから、具体的な説明などできるはずもないので、茨城県の職員がこの程度の説明しかできないのも当然であろう。

上記①⑤のような非常に抽象的な理由では、八ツ場ダムの「著しい利益」を説明したことには全くなっていない。

上記②について言えば、1cm 程度しか水位低下が見込めないのであれば、治水上何の意味もない。1cm というのは洪水時の水位変動幅をはるかに下回る微々たるものであり、その程度の効果しかないならば、茨城県が八ツ場ダムから受ける「著しい利益」はないことは明らかであ

る。1cm でも水位が低下すれば「著しい利益」があるなどというのは、 余りにも馬鹿げた発言である。なお、昭和 56 年には利根川本川の水が 逆流したことにより、龍ヶ崎市で小貝川の堤防が破堤するという事件 があったが、この事件は、堤防に脆弱な箇所があったことが原因であ り、八ツ場ダムがあれば防ぐことができたということにはならない(早 乙女氏は、茨城県が、八ツ場ダムがあればこの時の破堤が防げたかど うかという検討作業を行ったなどということは聞いたことがない旨証 言する[早乙女調書 15 頁])。

さらに、第8章~第10章において述べたところから明らかなように、カスリーン台風が再来したとしても、堤防の整備状況等の河川整備状況を前提とすれば、茨城県を含む八斗島から下流域においては、既に十分な流下能力があるのであり、上記③④は、八ツ場ダムがもたらす利益にはならない。

3 茨城県は、八ツ場ダムの効果についての検証もしていない

茨城県は、建設省ないし国土交通省の述べる八ツ場ダムの治水効果 について、何ら具体的な検証すらも行ったことがない。

原告代理人が作成した 1980年以降の利根川水系についての治水に関する工事実施計画(甲 15)、及びそれら計画に関する茨城県に対する意見照会について、早乙女氏は調査をしたが、茨城県内でどのような検討をしたか、「正確には分かりません」、と証言している(早乙女調書 4頁)。昭和 55 年の基本高水流量の改訂の際にも、茨城県も国と打合せをやっており、皆さんが議論をしてこの数字がいいということで決まったのではないかと思うが、それは「推測以外にありません」、ということである(同上)。1986年(昭和 61 年)の八ツ場ダムの建設基本計画が作成された際においても、茨城県の部内でどのような検討をしたかと

いう書面の存在は「分かりませんでした」ということである(早乙女調書 $4\sim5$ 頁)。また早乙女氏は、昭和 61 年に茨城県が八ツ場ダム計画に乗る前に、具体的な利益についてどういう検討したのか、聞いたこともない、ということである(早乙女調書 15 頁)。それから早乙女氏は、2001 年(平成 13 年)の八ツ場ダム基本計画第 1 回変更の際にも具体的な検討の有無が記載された書面があるかどうかは分からない、ということであった(早乙女調書 $5\sim6$ 頁)。

また、早乙女氏は、2004年(平成 16年)の八ツ場ダム基本計画第 2 回変更の際に関する証言で、昭和 61年のときに、八ツ場ダムの効果については「著しい利益があるということで乗っているわけです」ので、「そこでまた判断を加えるということは、別段ないんじゃないかなと思います」と述べ(早乙女調書 8~9 頁)、2007年(平成 19年)の同計画第 3 回の際に関する証言でも、「それは先ほど言いましたように、基本計画に同意したという段階で、もう決まっている。それに基づいてダムの建設をやっているわけですから、それ、途中途中で変更したらば、何もできません」と述べている(早乙女調書 12 頁)。

結局、茨城県が昭和61年の八ツ場ダム基本計画の際にどのような「著しい利益」を受けるのかという点について、具体的な検討を行ったという証拠は全くないし、その後も、茨城県が基本計画の変更の際にも改めて八ツ場ダムの治水効果について検討を行ったという事実はない。

なお、仮に昭和 61 年の段階で茨城県が八ツ場ダムの治水効果がないことに気が付かなかったとしても、その後、真摯な検討を行う意思があれば、国土交通省から原告らが取り寄せたようなハイドログラフ(甲B39)等の資料を取り寄せたり、利根川の堤防等の整備状況をつぶさに調査をしたり、国土交通省が八ツ場ダム以降のダム計画を持っているのかどうかを確認したりすれば、八ツ場ダムに治水効果が全くないこ

とを容易に知り得たはずである。

第3 小括

以上から、茨城県が、八ツ場ダムから「著しい利益」を受けるということは全くないし、そのようなことを裏付ける証拠もない。茨城県が「著しい利益」について具体的な検討を行ったという証拠ないし、折に触れてそれを検証したという事実もない。

第13章 まとめ

以上述べてきたように、八ツ場ダム計画の基本とされている基本高水流量は、実績に基づくものでもなく、それを導き出したとされている計算手法も不相当なものではなく、ダムを造ることを目的とした過大なものであることが明らかである。また、カスリーン台風が再来したとしても、八斗島地点における流量は、現在の河道状況や設備を前提として1万6750㎡/秒であり、既に利根川上流部に治水用のダムを全く必要としていない。その上、八ツ場ダムには治水効果が極めて乏しい。そして、国土交通省自身、ダムによって八斗島地点より下流部の溢水を防止するという方針を放棄しているのである。

その上、茨城県にとって、八ツ場ダムがもたらす治水上の効果は極めて 希薄であり、治水上「著しく利益を受ける」(河川法 63 条)ことはない。

このようなダムに対して、国が被告らから河川法等に基づく負担金を徴収することは違法である。

従って、被告らの八ツ場ダムに対する公金の支出は違法である。